

土木工事現場必携

令和8年度

第1分冊
第1章・第2章

○本書は建設局建設企画課の土木工事現場必携(令和8年4月版)を引用及び転載して作成しております。

愛知県企業庁水道部

令和8年6月1日_初版発行

土木工事現場必携の利用にあたって

この土木工事現場必携（以下「必携」という。）は、愛知県**企業庁**が発注した土木工事（維持作業を含む）の適正な施行と施行手続き等の統一的な運用を目的に、現場実務に携わる全ての者を対象とした手引き書として、土木工事標準仕様書、各種要領等の関係資料をもとに、施行手続きの作成例を合わせ、取りまとめたものである。

本必携の内容と利用にあたっての留意事項を以下に示す。

第1章の一般事項では、この必携の目的を明確にするとともに、土木工事の施行に関する、手順、体制、監督についてのあらましを説明した。また、土木工事の請負契約の内容及び契約変更までの流れのあらましを説明した。

第2章の書類関係では、監督の流れ、書類作成方法について説明した。監督の流れでは、各施工段階における注意事項、参照する資料について記載してある。また、書類作成方法では、監督の流れにある書類番号により記載例が整理してある。

第3章の施工関係では、土木工事の施工に必要な施工管理、安全管理についての実務の内容と方法を、具体的に説明した。中でも、施工管理表は、土木工事等を適切に施工するうえで、主な工種の施工段階における、施工計画・施工管理等の主なポイントを系統的に網羅し、収録したものである。現場実務の手引きとして、各施工段階において、確認するよう習慣づけていただきたい。

第4章の検査関係は、工事検査の分類と要領、事務手続き及び検査に関する留意事項について説明したもので、十分に把握していただきたい。

第5章の各種様式は、契約関係、建設リサイクル法関係、施工関係、出来形・品質管理関係及び検査関係の、主な様式を収録したもので現場実務において利用していただきたい。

第6章の資料は、土木工事の現場実務に必要な各種資料を収録したもので、適宜利用していただきたい。

なお、この必携に記載の作成例は、標準的なものを示したものであり、作成方法を拘束するものではないことに留意していただきたい。

土木工事現場必携

総目次

第1章 一般事項	1-1
1-1 目的	1-1
1-2 用語	1-1
1-3 契約	1-2
(1) 概説	1-2
(2) 請負契約の内容	1-3
(ア) 契約書	1-3
(イ) 設計図書	1-4
(3) 契約関係書類	1-4
(4) 契約変更までの流れ	1-4
(ア) 契約変更の手続き	1-4
(イ) 設計変更資料の作成	1-7
(5) 工期変更	1-8
1-4 工事等の施行	1-9
(1) 施行手順	1-9
(2) 施行体制	1-9
(3) 監督	1-10
(ア) 監督	1-10
(イ) 監督員と監督業務の分担	1-10
(ウ) 監督の方法	1-11
(エ) 要領	1-12
(4) 施工体制の点検	1-12
(5) 建設業法等による工事現場への掲示	1-13
第2章 書類関係	2-1
2-1 監督の流れ	2-1
2-2 書類作成の手引き	2-9

第3章 施工関係	3-1
3-1 施工管理	3-1
(1) 工程管理	3-1
(2) 出来形管理	3-2
(ア) 出来形管理の手順	3-2
(イ) 出来形検査表及び出来形表	3-2
(ウ) 現地表示(マーキング)	3-3
(3) 品質管理	3-4
(ア) 品質管理の内容	3-4
(イ) 品質管理の手順	3-4
(ウ) 品質管理資料	3-5

第3章・第4章・第5章は、第2分冊へ

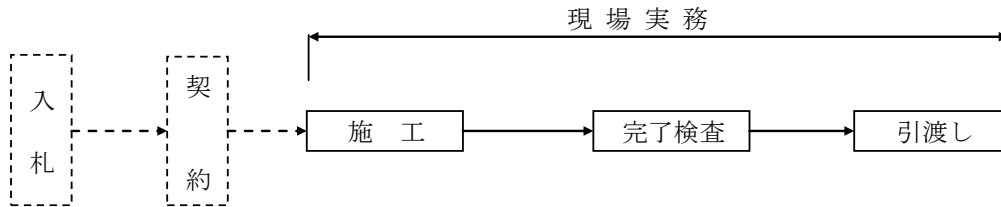
(4) 写真管理	3-5
(ア) 写真撮影の要素	3-5
(イ) 工事写真の分類と整理	3-6
(ウ) 電子媒体による工事写真の提出	3-7
(エ) その他	3-7
(5) 出来形・品質管理関係様式の記載例	3-8
3-2 安全管理	3-17
(1) 安全管理計画と実施	3-17
(2) 安全管理項目	3-18
(3) 安全管理計画の作成・実施フロー	3-19
(4) 事故報告	3-19
3-3 施工管理表	3-20
(1) 適用	3-20
(2) 段階確認及び施工状況把握	3-20
(3) 施工管理表	3-25
第3章・第4章・第5章は、第2分冊へ	
第4章 検査関係	4-1
4-1 概説	4-1
4-2 検査の分類	4-1
4-3 要領	4-1
4-4 事務手続き	4-1
4-5 検査の実施	4-2
(1) 検査体制	4-2
(2) 検査関係書類及び測定器具	4-2
(3) 検査に関する留意事項	4-3
4-6 建設工事の成績評定	4-6
(1) 評定方法	4-6
(2) 評定区分	4-6
第5章 各種様式	
企業庁ダウンロード様式一覧表	
契約関係様式	5-1
契約関係参考様式、建設リサイクル法関係様式、施工関係様式	5-2
施工関係参考様式、検査関係様式、その他提出様式	5-3
別途ダウンロード様式（建設局建設企画課）	
出来形・品質管理関係様式	5-4
以下 様式の変更	5-5
	6-1

第1章 一般事項

第1章 一般事項

1-1 目的

この土木工事現場必携（以下「必携」という。）は、愛知県**企業庁**が施行する土木工事等の現場実務の手引きとして、工事等の適正な施行の確保を図ることを目的とし、作成した。



1-2 用語

この必携で使用される用語（略語）の定義は、下表のとおりとする。

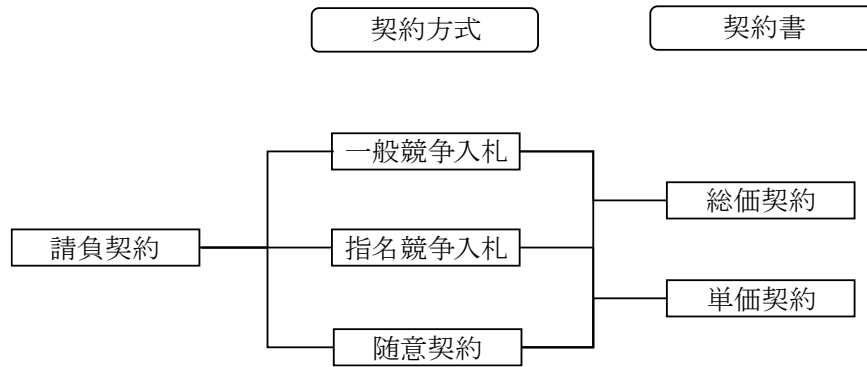
用語（略語）	用語（略語）の定義
工事等	土木工事及び維持作業
仕様書	土木工事標準仕様書及び特記仕様書
標準仕様書	土木工事標準仕様書
施工管理基準	土木工事標準仕様書のうち土木工事施工管理基準
写真管理基準	土木工事標準仕様書のうち写真管理基準
特仕	特記仕様書
監督員	総括監督員、主任監督員及び専任監督員
設計図書	設計書、図面、仕様書及び現場説明書等
契約書	契約書（愛知県 企業庁 公共工事請負契約約款を含む）
契約図書	契約書及び設計図書
設計変更	設計図書の変更

1-3 契約関係

(1) 概 説

工事等の請負契約は、建設業法 第18条に定める「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。」という原則に基づき実施されている。

契約方式には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約が定められている。



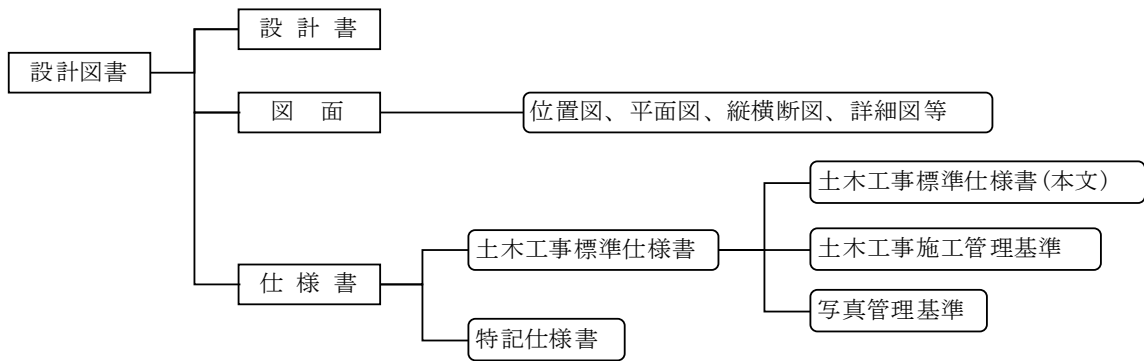
(2) 請負契約の内容

請負契約は、契約書及び設計図書からなり、その内容は以下のとおりである。

(ア) 契約書

区分	総価契約			
契約書の内容	1 工事名	3 工事場所	5 請負代金額	
	2 路線等の名称	4 工期	6 契約保証金	
約款の条項	第1条	総則	第2条	関連工事の調整
	第3条	請負代金内訳書及び工程表	第4条	契約の保証
	第5条	権利義務の譲渡等	第6条	下請負の制限等
	第7条	下請負人の通知	第7条の2	下請負人の健康保険等加入義務等
	第8条	下請負人の育成、指導	第9条	特許権等の使用
	第10条	監督員	第11条	現場代理人及び主任技術者等
	第12条	履行報告	第13条	工事関係者に対する措置請求
	第14条	工事材料の品質及び検査等	第15条	監督員の立会い及び工事記録の整備等
	第16条	支給材料	第17条	工事用地の確保等
	第18条	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	第19条	条件変更等
	第20条	設計図書の変更	第21条	工事の中止
	第21条の2	著しく短い工期の禁止	第22条	請負者の請求による工期の延長
	第23条	発注者の請求による工期の短縮等	第24条	工期の変更方法
	第25条	請負代金額の変更方法等	第26条	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
	第27条	臨機の措置	第28条	一般的損害
	第29条	第三者に及ぼした損害	第30条	不可抗力による損害
	第31条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更	第32条	中間検査
	第33条	完了検査及び引渡し	第34条	請負代金の支払い
	第35条	部分使用	第36条	前金払及び中間前金払
	第37条	前払金の使用等	第38条	部分払
	第39条	部分引渡し	第40条	前払金等の不払に対する工事の中止
	第41条	契約不適合責任	第42条	履行遅滞の場合における申出
	第43条	発注者の任意解除権	第44条	発注者の催告による解除権
	第45条	発注者の催告によらない解除権	第46条	暴力団等排除に係る解除
	第47条	談合その他不正行為に係る解除	第48条	発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限
	第49条	請負者の催告による解除権	第50条	請負者の催告によらない解除権
	第51条	請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限	第52条	解除に伴う措置
	第53条	発注者の損害賠償請求等	第54条	談合その他不正行為に係る賠償金の支払い
	第55条	請負者の損害賠償請求等	第56条	契約不適合責任期間等
	第57条	火災保険等	第58条	妨害等に対する報告義務等
	第59条	あっせん又は調停	第60条	仲裁
第61条	補則			

(イ) 設計図書



(3) 契約関係書類

各様式は第5章 各種様式 契約関係様式 参照

(4) 契約変更までの流れ

契約変更の手続き

設計図書の変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、事務の簡素化と合理化を図ることを目的に、「愛知県企業庁設計変更ガイドライン（統合版）」が定められている。

条件変更及び設計変更を行う場合は、この規定によることを「土木工事標準仕様書」で明示した。

条件変更、設計変更及び契約変更の手続きの概要は、次頁のとおりである。なお、様式は土木工事現場必携 p. 5-1 及び愛知県企業庁ホームページを参照のこと。

(愛知県企業庁ホームページ : <https://www.pref.aichi.jp/kigyo-somu/>)

～企業庁ホームページ～
☆☆ 土木工事現場必携の関係の書類 ☆☆
【公共工事関係】 標準仕様書・監督・検査・各種要領等

本文へ 読み上げ・ふりがな Language
文字サイズ [拡大](#) [標準](#) 背景色 [白](#) [黒](#) [青](#)

サイト内検索 検索 詳細検索

愛知県
Aichi Prefectural Government

防災情報 | 観光情報 | **事業者・就業者の方向け** | 目的からさがす | 組織からさがす | 分類からさがす

所在地 ホーム > 愛知県企業庁



企業庁について

- 経営・財務情報
- 事業内容
- 組織表
- 職員募集

専務分掌

- 総務課
- 経営管理課
- 水道計画課
- 水道事業課
- 企業誘致課
- 工務調整課

各課へのリンク

- 水道計画課のページ
- 水道事業課のページ
- 企業誘致課のページ
- 工務調整課のページ

このページを見ている人は
こんなページも見ています

[標準仕様書・監督・検査・各種要領等](#)

[機式ダウンロード](#)

[標準仕様書・工事関係要領・機式等について](#)

[各種機式\(土木工事・委託\)](#)

[積算基準及び設計単価表](#)

AI(人工知能)は
こんなページをおすすめします

[愛知県企業庁における水管検定期点検査業務の実施に関する方針\(案\)について](#)

[愛知県営水道事業の料金改定\(案\)について ～広報動画を作成しました～](#)

[あいちの魅力\(工業用水\)](#)

愛知県企業庁

ページID:0498319 掲載日:2024年1月10日更新

企業庁の事業

- 県営水道・工業用水道事業について
 - 水源・事業計画等(水道計画課トップページ)
 - 施設概要・事業内容等(水道事業課トップページ)
- 愛知県企業立地のご案内(企業誘致課トップページ)

お知らせ

- 「企業庁経営戦略(改訂版)」の策定について
- 入札・契約制度の改善について
- 空港島及び空港対岸部に係る環境監視等について
- 技術職員の募集について
- 「愛知県企業庁監査者活躍推進計画」の改正について

入札・契約関係情報

- 企業庁の入札・契約関係情報について
- あいち電子調達共同システム(CALS/EC)
企業庁が発注する公共工事のうち電子入札によるもの入札公告等の情報は、こちらの入札情報サービスに掲載しております。

公共工事関係

- 標準仕様書・監督・検査・各種要領等 ← ☆☆ こちらにあります。 ☆☆
- 積算基準及び設計単価表

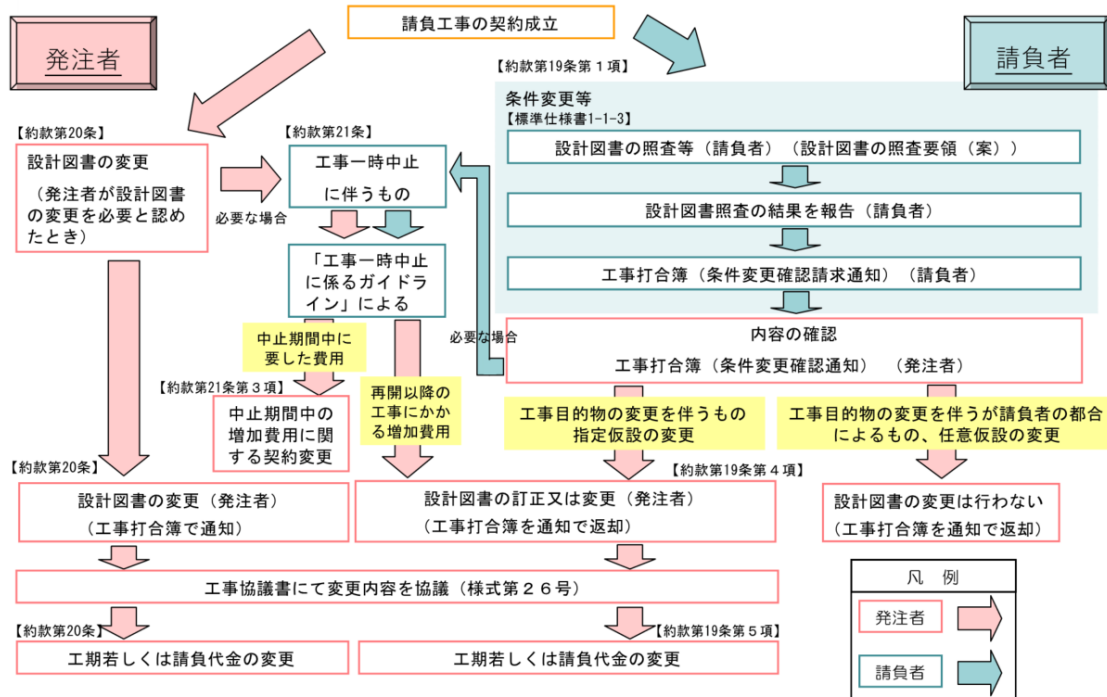
お問い合わせ

愛知県企業庁管理部総務課
電話: 052-954-6669
E-mail: kigyo-somu@pref.aichi.lg.jp

[Tweet](#) LINEで送る

事務フロー

○ 設計変更手続きフロー（約款第19条・第20条・第21条）



◆その他「約款」に記載されている設計・契約変更の対象となる事項

- ◇第 9 条：特許権等の使用
- ◇第 16 条：支給材料
- ◇第 18 条：設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第 22 条：請負者の請求による工期の延長
- ◇第 23 条：発注者の請求による工期の短縮等
- ◇第 26 条：賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- ◇第 27 条：臨機の措置
- ◇第 28 条：一般的損害
- ◇第 30 条：不可抗力による損害

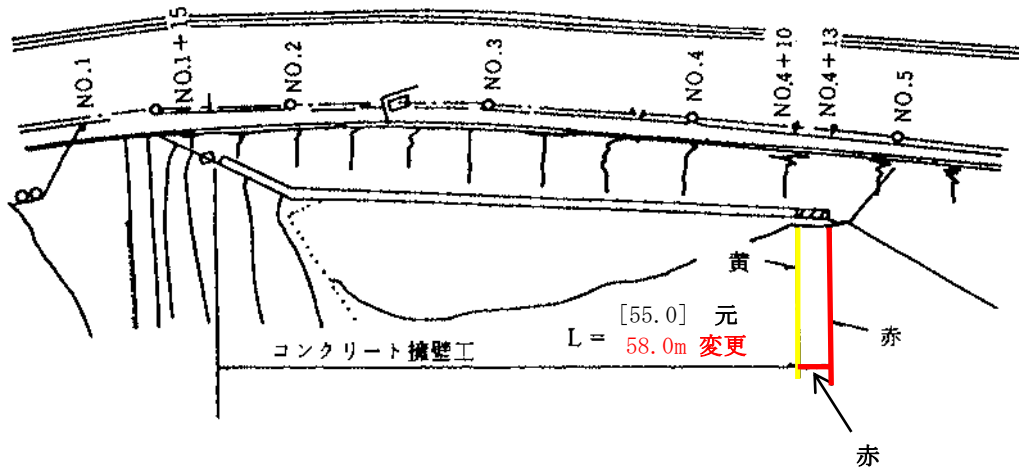
(イ) 設計変更資料の作成

(i) 図面の変更

元設計と変更設計の対照図面は、元設計と変更設計が判読しやすいよう、設計値については元設計を [] 書きで表示し、変更設計を下段に記入する。また、設計変更で廃止される部分(設計値は除く)を黄色、追加もしくは変更される部分(設計値は除く)は赤色で表示する。

変更設計を別図とした場合は、元設計図を添付する。

図面が変更のない場合は、添付を要しない。



(ii) 数量計算書の変更

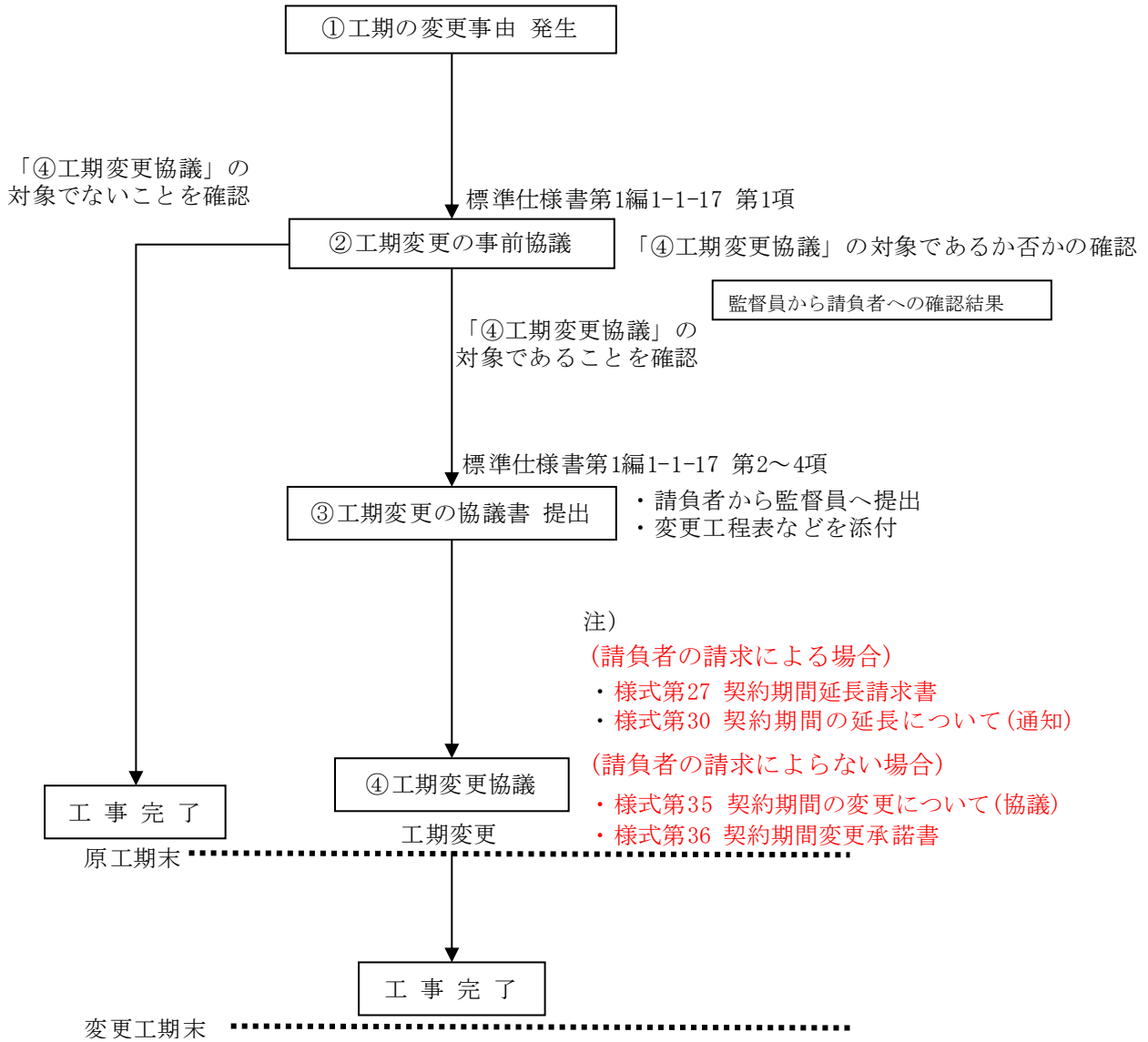
図面の変更に応じて作成する。

(5) 工期変更

工期は工事施行に際し変更の必要を生じないように設定されていることは言うまでもないが、土木工事の性格上不確定な条件が多く、予測し得ない工期変更が発生する。

このため、工期変更の手続きについて契約書及び標準仕様書に必要な事項が定められている。

工期変更の手続きの概要は、下図のとおりである。



注) 愛知県企業庁工事事務取扱要領の様式による(第5章 契約関係様式 参照)

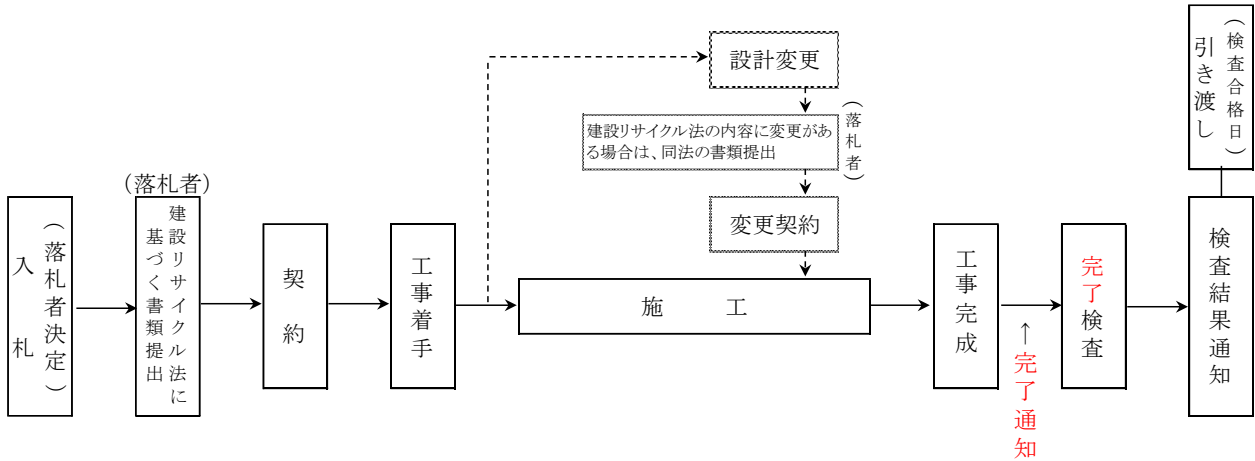
備考「③工期変更の協議書提出」は、複数の「②工期変更の事前協議」を対象に、一括して行うことができる。

1-4 工事等の施行

土木工事等の施行は、発注者と請負者との双務契約に基づき実施される。その実施形態については、次のとおりである。

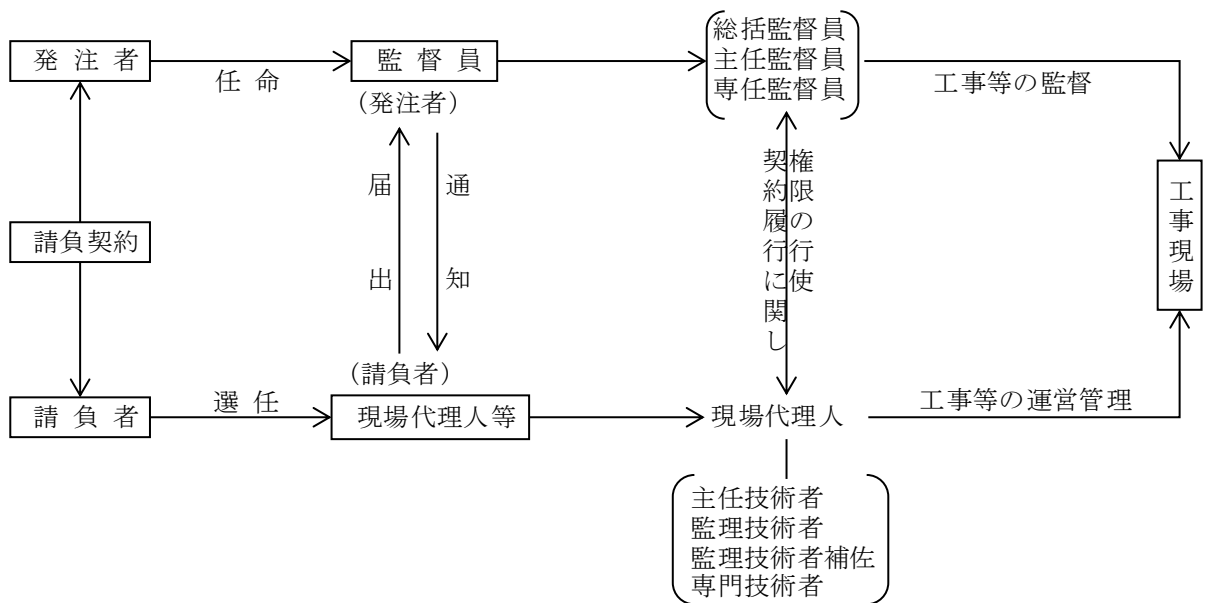
なお、現場責任者を配置する工事は、現場代理人を現場責任者と読み替える。

(1) 施行手順



注) 「建設リサイクル法に基づく書類提出」は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定による「説明書」の提出 (同法第13条の規定により工事請負契約書に記載すべき「特記事項」を含む)

(2) 施行体制



(3) 監督

(7) 監督

契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認、把握等を行い、契約の適正な履行を確保することをいう。

(イ) 監督員と監督業務の分担

監督員	監督業務の分担内容
専任監督員	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約の履行についての請負者又は現場代理人に対する指示、承諾、又は協議 2 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾 3 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。） 4 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整 5 上記1から4に関する事項（軽易と判断される事項を除く。）及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の主任監督員への報告 6 工事検査に必要な工事関係書類の整備
主任監督員	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の総括監督員への報告 2 専任監督員の指導監督 3 総括監督員を置かない工事において、特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の所長への報告及び監督業務のとりまとめ
総括監督員	<ol style="list-style-type: none"> 1 特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の所長（本庁施行工事においては、企業庁長。）への報告 2 主任監督員及び専任監督員の指導監督ならびに監督業務のとりまとめ

(ウ) 監督の方法

監督の方法	内 容	摘 要
指 示	契約図書のとめに基づき、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	標準仕様書 第1編 1-1-2 第14項
承 諾	契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または請負者が書面により同意することをいう。	同 上 第15項
協 議	書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	同 上 第16項
提 出	監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明のうえ差し出し、受理されることをいう。	同 上 第17項
提 示	監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	同 上 第18項
報 告	請負者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面等により知らせることをいう。	同 上 第19項
通 知	発注者または監督員と請負者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面等により互いに知らせることをいう。	同 上 第20項
連 絡	監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	同 上 第21項
受 理	契約図書に基づき、請負者、監督員が、相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	同 上 第22項
書 面	工事打合せ簿等の伝達物をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。	同 上 第23項
確 認	契約図書に示された事項について、監督員、検査員または請負者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	同 上 第24項
立 会	契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	同 上 第25項
段階確認	設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	同 上 第26項
把 握	監督員が臨場または提出もしくは提示を受けた資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、契約図書との適合を自ら認識しておくことをいう。	—
調 整	監督員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を請負者に対し指示することをいう。	—

注) 電子メールによる報告、通知、連絡については、「電子メールを活用した情報共有実施要領」(愛知県建設局)及び「愛知県情報共有運用ガイドライン」によること

(エ) 要領

「[愛知県企業庁工事監督要領](#)」

([第6章 工事監督要領](#) 参照)

(4) 施工体制の点検

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において発注者は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講ずることが、義務付けられている。

このため、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」により、工事現場等における施工体制の点検要領を定め、土木工事監督要領「施工プロセスのチェックリスト」により、点検を実施している。

また、国土交通省が進める「施工体制に関する全国一斉点検」に選定された工事は、前述の点検に加え、国土交通省が定めた「一斉点検要領」により点検を実施している。

([第6章 資料 6-5 工事現場における適正な施工体制の確保等について](#) 参照)

(5) 建設業法等による工事現場への掲示

建設業法等により、工事現場への掲示が必要な許可票等には、下表のものがある。

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要
建設業の許可票 (元請のみ)	公衆の見やすい場所	全ての工事	建設業法第40条 同法施行規則第25条
施工体系図	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所	下請負契約を締結した場合	建設業法第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 標準仕様書第1編 1-1-12 第2項
再下請負通知書の提出案内 ^{注)}	工事現場の下請負人の見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第14条の3第1項
建設リサイクル法 通知済ステッカー	工事現場の標識など 公衆の見やすい場所	同ステッカーを監督 員から受領した工事	標準仕様書第1編 1-1-21 第7項
再生資源利用計画書 再生資源利用促進 計画書 再生資源利用促進 計画の作成に伴う 結果確認表	公衆の見やすい場所	一定規模以上の指定副産物を搬出、および建設資材を搬入する工事 第2章 2-2 7-2(12)参照	資源の有効な利用の促進に関する法律 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第4項 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第4項
労災保険関係成立票	労働者の見やすい場所	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条
「建設業退職金共済制度適用事業主 工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	標準仕様書第1編 1-1-49 第6項
作業主任者一覧表	関係労働者の見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第18条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載
解体等工事の事前調査結果	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所	建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事	大気汚染防止法第18条の15 石綿障害予防規則第3条
熱中症による重篤化を防止するための実施手順を含めた緊急連絡体制表	工事関係者の見やすい場所	全ての工事（ただし、明らかにWBGTが28度以上又は気温が31度以上にならない期間での作業を行う工事においては対象外とすることができる。）	労働安全衛生規則第612条の2 熱中症を生じるおそれのある作業

注) 工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所^①まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

注1) 提出すべき場所を明確に記載すること

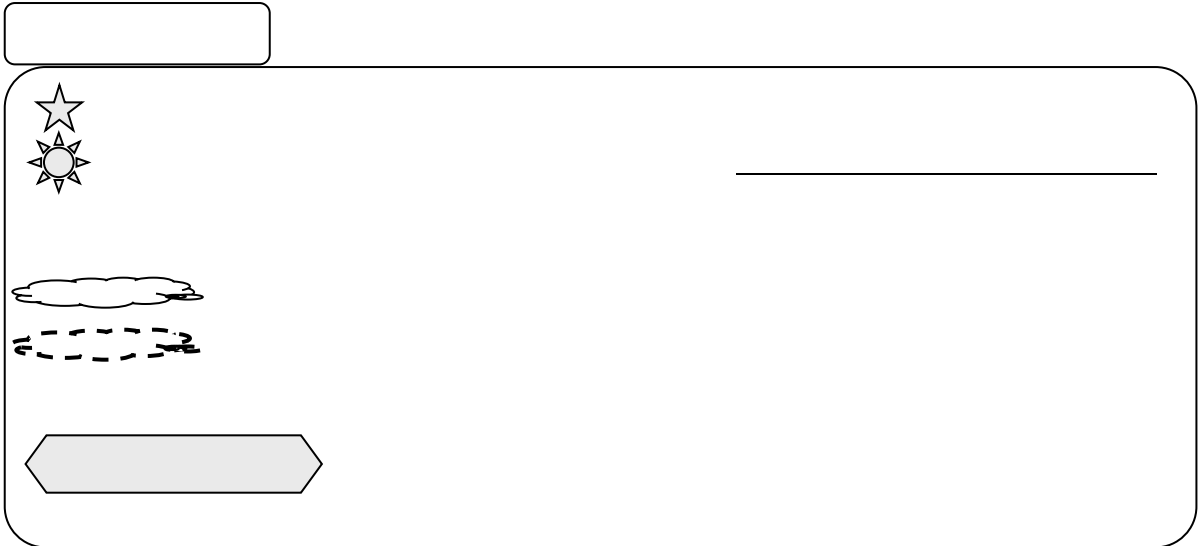
〇〇建設(株)

第2章 書類関係

第2章 書類関係

2-1 監督の流れ

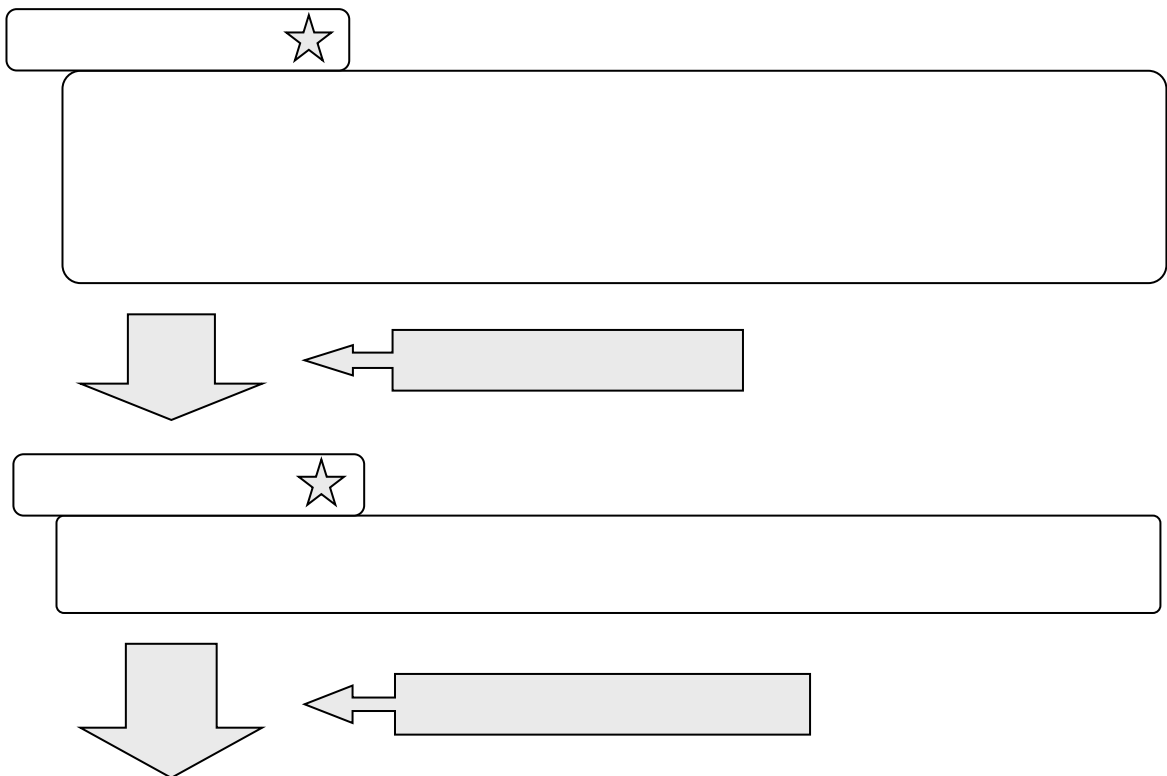
ここでは、一般的な工事における、監督員の仕事の流れについて示す。それぞれの項目でのマークの意味は、以下のとおりである。



※本章において「条件変更確認請求」は「工事打合簿(条件変更確認請求)」に、「条件変更確認」は「工事打合簿(条件変更確認)」に読み替える。

※「工事協議書」は契約関係書類、「工事打合簿(条件変更確認請求・条件変更確認)」は施工関係書類とする。

I 設計図書の作成

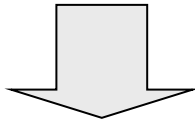


II 工事着手まで

① 設計図書の作成

Check!

- ・ 特記仕様書記載事項が、設計書に正しく反映されているかを確認
- ・ 整理した積算条件により設計書を作成
- ・ 設計書、仕様書、図面等の不一致が無いかを確認

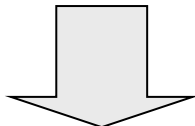


← 落札者決定

② 建設リサイクル法に関する手続き

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)第9条に規定する対象工事(土木工事は、請負代金500万円以上)においては、特定建設資材(①コンクリート②コンクリート及び鉄から成る建設資材③木材④アスファルト・コンクリート)を現場で分別し、再資源化することが義務づけられている。

詳しくは公共工事に係る建設リサイクル法事務取扱要領(第6章6-24へ)



← 請負者決定(契約の締結)

③-1 配置技術者の把握

監督開始

Check!

- ・ 技術者は必要か←建設業法外の工事であれば、技術者は不要(建設業法第2条1)
- ・ 技術者に専任制が求められるか←請負金額4,500万円以上で現場に専任(建設業法第26条)
- ・ 監理技術者が必要か←下請総額5,000万円以上で必要。資格等詳しくは監理技術者制度運用マニュアル(第6章6-1)へ
- ・ コリンズシステムによる「登録のためのお願い」を確認する(標準仕様書第1編1-1-7)

③-2 現場代理人・責任者の把握

Check!

- ・ 配置するのは現場代理人か、現場責任者か←建設業法以外の工事、請負金額が500万円未満の工事は現場責任者を配置。
- ・ 現場代理人と現場責任者を兼務しているか。兼務している場合は、安全管理体制について確認する。

提出: 請負者 → 発注者



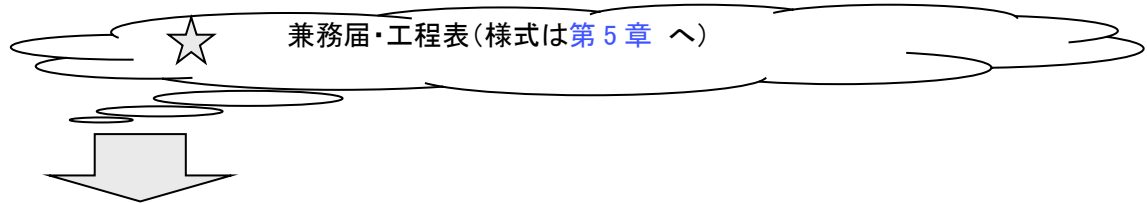
1. 現場代理人等通知書(p. 2-11へ)

2. 監督員はコリンズからの登録確認メールにより登録内容の確認を行う。
(p. 2-17へ)

③-3 兼務届・工程表の確認



- ・「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」のうち、運用の2による双方が建設局・都市・交通局発注工事の場合以外で、現場代理人等が兼務する場合や専任の主任技術者及び監理技術者が他工事と兼務する場合は、「現場代理人等通知書」に兼務届及び工程表の添付が必要。また、監理技術者が監理技術者補佐を配置し兼務する場合も、兼務届の添付が必要。(p.2-12~15)
- ・このほか、複数の工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者等が兼務する場合は、契約前に全ての注文者から承諾を得る必要がある。(各工事の発注者は同一又は別々のいずれでも可)(様式は第5章へ)

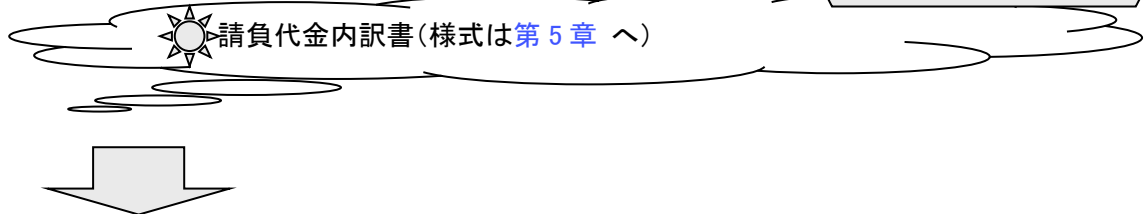


④ 法定福利費の確認



- ・請負代金内訳書を受理し、法定福利費が適切か確認(p. 2-21 参照、標準仕様書第1編 1-1-4)

提出: 請負者→監督員



⑤ 着手前の打合せ



Check!

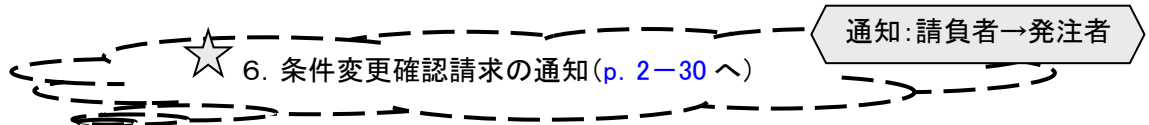
- ・ 特記仕様書に記載のある貸与物を渡す
例) 既設構造物・障害物、事業損失防止物件、工事区域用地等

⑥-1 設計図書の照査



Check!

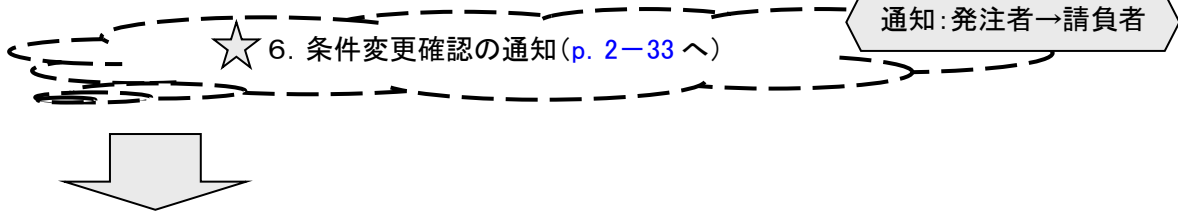
- ・ **愛知県企業庁「設計変更ガイドライン(統合版)」の「I 設計変更ガイドライン 6設計図書の照査について」の内設計図書の照査チェックリスト**に基づき、設計照査を行う
- ・ 照査結果を、発注者に報告
- ・ 照査に関して、詳しくは p. 2-27 を参照のこと



⑥-2 条件変更確認の通知 ☆

現地調査は、契約変更に関わる事項となる可能性が高いため、専任監督員・主任監督員の2人で行うことを原則とする。

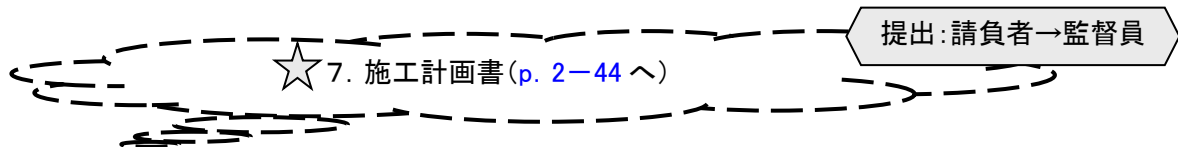
- ・ 照査結果を踏まえ、調査後 14日以内に回答(標準仕様書第1編 1-1-3)



⑦ 施工計画書の受理(承諾) ☆

Check!

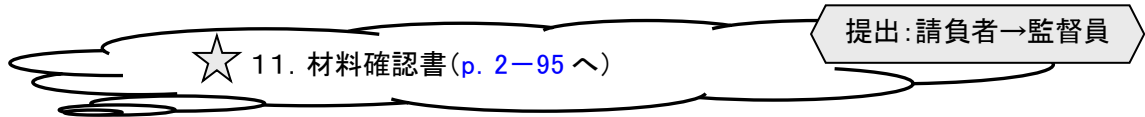
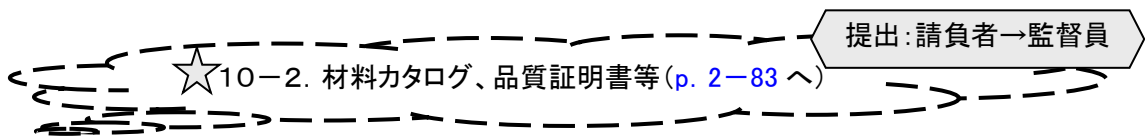
- ・ 安全管理について、適正に書かれているか。
- ・ 省略可能な項目があるか。(標準仕様書第1編 1-1-6による。)



Ⅲ 工事施工中

① 指定材料の確認 ☆

- ・ 設計図書において、監督員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料の品質規格を確認する。(約款第14条、標準仕様書第2編第1章第2節)



② 立会、段階確認、施工状況把握 ☆

- ・ 設計図書に監督員の立会のうえ施工するものと指定された工事については立会を受けて施工する。
- ・ 設計図書に示された施工段階において、臨場等により段階確認を行う(p. 3-21 へ)
- ・ 主要な工種について、適宜臨場等により施工状況を把握する。(p. 3-24 へ)

Check!

- ・ 工事は重点監督の対象工事か。(標準仕様書第1編 1-1-22)
- ・ 段階確認、施工状況は、工事完成後、記載内容を確認の上で報告書に押印、または署名。

- ・ 現場経験の少ない専任監督員の立会については、できるだけ現場経験の多い職員と2人で行い、経験の少ない職員に対しアドバイスをを行うよう努める。
- ・ 特殊な工法を用いている現場のみでなく、全ての現場の立会について、経験の少ない職員等を随行させることにより、現場知識の共有を図るよう努める。

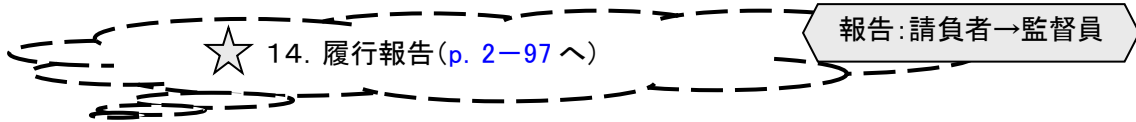
12. 段階確認報告書、施工状況把握報告書を施工計画書へ添付する。
(p. 2-93 へ)

③ 履行報告の受理 ☆

- ・ 実施工程表により、工事の進捗状況を確認する。

Check!

- ・ 毎月5日までに、前月の工程表を請負者から報告してもらう。必要に応じて、工事促進の指示を行う。

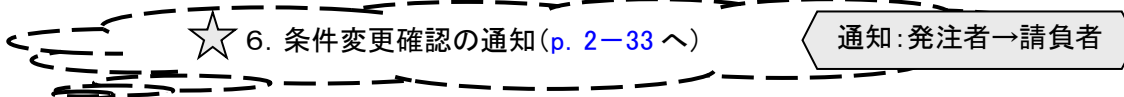
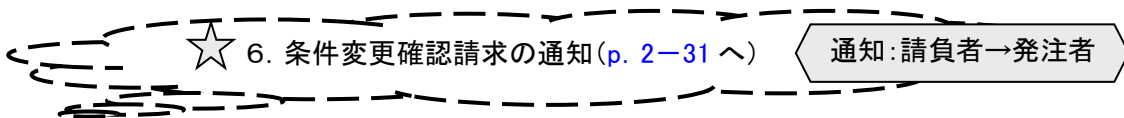



④ 条件変更・設計変更 ☆

現地調査は、契約変更に関わる事項となる可能性が高いため、専任監督員・主任監督員の2人で行うことを原則とする。

Check!

- ・ 条件変更の確認請求を工事打合簿により通知を受けたときは、調査後 14 日以内に請負者へ条件変更確認を工事打合簿により通知。
- ・ 軽微な変更等でない場合、工事協議書により協議を実施し必要に応じて設計変更をする。詳しくは第1章 1-3(4)契約変更までの流れへ。



④-1 契約変更 

- ・ 設計変更を行った後は、速やかに契約変更を行う。詳しくは第1章1-3(4)へ



契約内容の変更 (p. 1-4 へ)

提出: 発注者→請負者

⑤ 改造請求



指示で済む場合



変更契約が必要な場合

- ・ 工事の施工部分が設計図書に適合しない事実を発見し、必要があると認められる場合は、改善の指示または改造請求を行う。(約款第18条)


⑥ 支給材料の確認、引渡し現場発生品の処理 

- ・ 設計図書に定められた支給材料について、その品名、数量、品質、規格または性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。(約款第16条、標準仕様書第1編1-1-19)
- ・ 工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。(標準仕様書第1編1-1-20)




15. 支給品受領書、支給品精算書
(p. 2-97、p. 1-4 へ)


提出: 請負者→発注者

⑦ 施工体制の把握 


- ・ 工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検等の、施工体制の把握を行う。(入契適正化法第16条、入契適正化指針第2.5.(5)、H28.6.10付け28建企第160号 工事現場における適正な施工体制の確保等について) 詳しくは第6章6-5へ。

⑧ 対外調整 


- ・ 関連する工事との調整を行う。必要に応じて、請負者に指示を行う。(約款第2条)
- ・ 地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。
- ・ 工事に関して、関係機関(市役所等)との協議・調整等における必要な措置を行う。

⑨ 災害防止協議会等 


- ・ 分割発注工事等において、労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく請負者の指名を行う。(標準仕様書第1編1-1-33)
- ・ 発注者としての工事事務防止の観点から、分割発注工事等の工事全体の災害防止協議会の設置の指導、及び、運搬車両過積載の点検等を行う。

⑩ 臨機の措置 


- ・ 災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し、臨機の措置を求める。(約款第27条、標準仕様書第1編1-1-50)

⑪ 事故等に対する措置 


- ・ 事故等が発生した時は、直ちに状況を把握する。(標準仕様書第1編 1-1-36)
- ・ 事故報告の手続き等、詳しくは p. 2-101 及び、第3章 3-2(4) 事故報告 p. 3-19 を参照のこと。

 16. 事故発生報告書 (p. 2-102 へ)

提出: 請負者 → 監督員


⑫ 工事の一時中止 

- ・ 工事を一時中止する必要が生じた場合について、詳しくは愛知県企業庁「**設計変更ガイドライン(統合版)**」の「Ⅱ 工事一時中止に係るガイドライン」を参照のこと。

 工事一時中止決定書等 (様式は第5章 契約関係様式 へ)


通知: 発注者 → 請負者

提出: 請負者 → 発注者


⑬ 工期の変更 

- ・ 工期の延長について、詳しくは第1章 1-3 (5) 工期変更 p. 1-8 へ

IV 工事完了まで

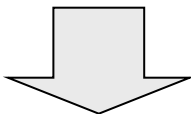
① 契約の履行に係る対応及び報告 


- ・ 第三者に及ぼした損害の調査及び報告
- ・ 部分使用の報告
- ・ 中間前払金請求時の確認及び報告
- ・ 工事関係者に対する措置請求に関する報告
- ・ 契約解除に関する報告

 契約期間延長請求書等 (発注者から発議する場合と請負者から発議する場合がある。詳しくは第1章 1-3(5) 工期変更 p. 1-8 へ)

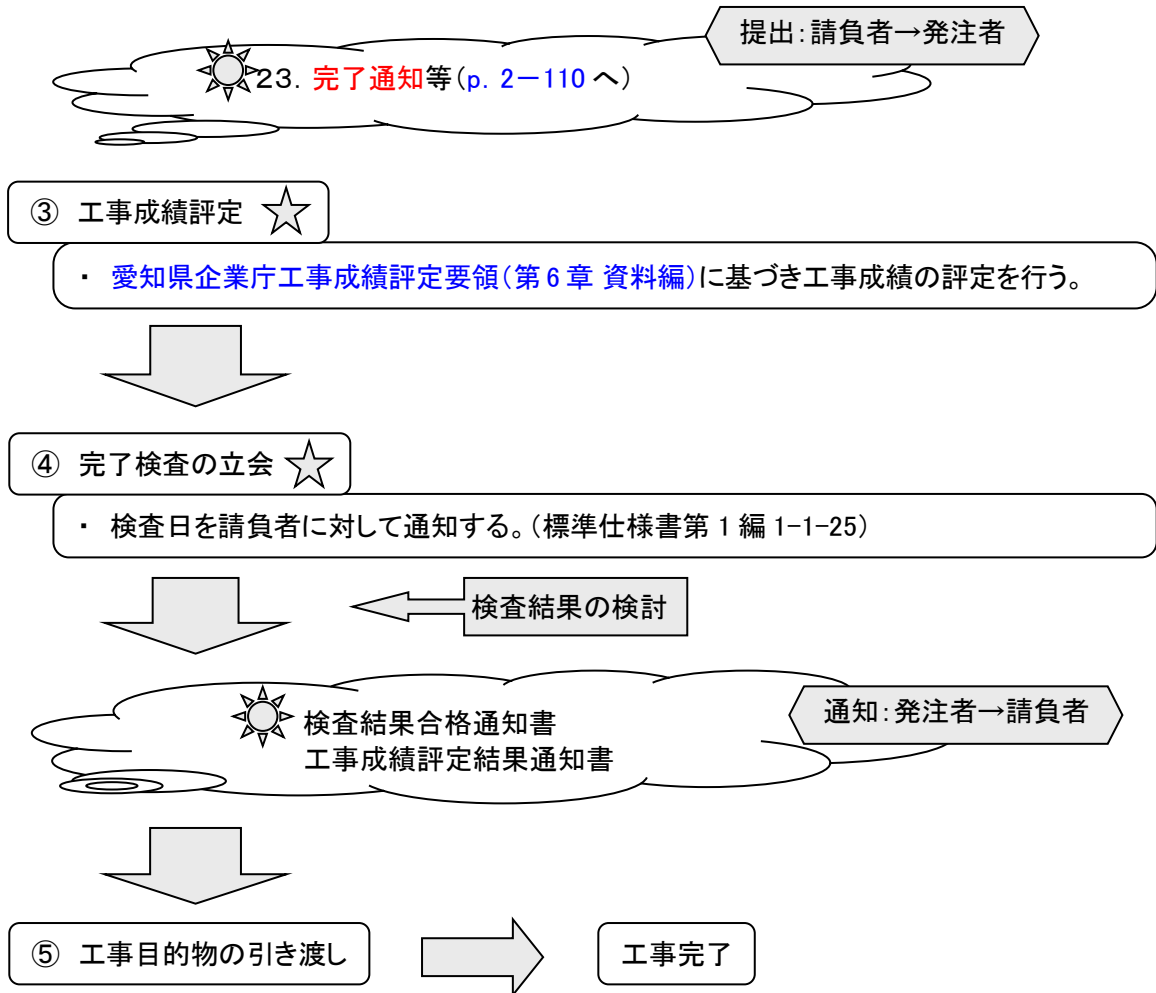
提出: 請負者 → 発注者

提出: 発注者 → 請負者



② 完了の報告 

- ・ 工事完成時までに提出の必要な工事関係書類を確認して、検査に必要な工事関係書類を整備する。(第4章 p. 4-1 へ)
- ・ 工事の完了を報告する。



2-2 書類作成の手引き

目次

1. 現場代理人等通知書	2-11
2. コリンズ登録（登録のためのお願い、登録内容確認書）	2-18
3. 請負代金内訳書	2-23
4. 協議資料	2-26
5. 設計図書の照査	2-27
6. 条件変更・設計変更	2-31
7. 施工計画書	2-44
7-1. 施工計画書の内容	2-45
7-2. 施工計画書の作成例	2-46
(1) 実施工程表	2-47
(2) 現場組織表	2-50
(3) 安全管理	2-51
(4) 指定機械及び主要機械（船舶）	2-55
(5) 主要資材	2-56
(6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	2-57
(7) 施工管理計画	2-63
(8) 緊急時の体制及び対応	2-67
(9) 交通管理	2-69
(10) 環境対策	2-70
(11) 現場作業環境の整備	2-71
(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	2-72
(13) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）	2-73
(14) その他	2-74
8. 施工体制台帳・施工体系図	2-75
9. 建設業退職金制度	2-80
10. 工事打合簿	2-81
10-1. 施工計画書の提出	2-82
10-2. 工事材料の品質規格に関する資料（製品カタログ等）の提出	2-83
10-3. 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく指名	2-84
10-4. 「軽微な変更等」の設計変更を行う場合の概算金額の通知	2-85
10-5. 履行報告	2-87
10-6. 休日又は夜間作業届けの提出（現道上の工事）	2-88
10-7. 工期変更の事前協議	2-89
10-8. 工事打合簿等一覧表（参考）	2-90

11. 材料確認	2-91
12. 段階確認報告書、施工状況把握報告書	2-96
13. 休日・夜間作業	2-99
14. 履行報告	2-99
15. 支給品・発生品	2-100
16. 事故報告	2-101
17. 部分使用	2-105
18. 安全管理書類	2-105
19. 創意工夫	2-105
20. 工事記録	2-106
21. 交通誘導警備員の配置実績報告	2-106
22. 大気汚染防止法	2-106
23. 完了通知	2-110
24. 請求書	2-112
参考 建設リサイクル法関係書類	2-117
1. 説明書	2-118
(1) 添付様式 別表3 分別解体等の計画等	2-119
(2) 添付様式 様式3 特記事項	2-120

1. 現場代理人等通知書(様式第23)

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 建設業法第19条の2、契約約款第11条、標準仕様書第1編1-1-51に基づく。
- (3) 契約後5日以内に提出。また、変更が生じた場合、その都度提出する。

注意事項

- (1) 配置するのは現場責任者か、現場代理人か？
 - 以下の①又は②のいずれかに該当する工事で、かつ特記仕様書で工事現場への常駐が必要であることが明示されていない工事は、現場責任者を配置する。
 - ①建設工事に該当しない工事（草刈り、溝浚い等）
 - ②建設工事に該当する工種の当初請負代金額が500万円未満の工事
 - ②の工事で、工事施工後に行う契約変更により、請負代金額が500万円以上となった場合には、現場代理人への変更を行う必要はない。
- (2) 主任技術者(監理技術者)が必要な工事か？
 - 建設業法に該当しない工事であれば、配置の必要はない。(草刈、溝浚い工事、下水道のメンテナンス工事等)
 - 監理技術者が必要な工事か？
 - 下請負金額の総額が5,000万円を超える場合は、監理技術者が必要となる。第6章 6-6施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)へ
 - 恒常的な雇用関係を示す書類等が添付されているか？
 - 具体的にどのような書類かは、第6章 6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)へ
 - 現場代理人同士、又は現場代理人と現場責任者の兼務をする場合、条件を満たしているかどうか検討する。(同一建設事務所管内、請負代金額の制約等)(標準仕様書第1編1-1-51)
 - 詳しくは第6章 6-2 工事現場における現場代理人の常駐の運用へ
 - ※ 稼働中の工事現場にあつて、契約変更により請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)となる場合は、新たな現場代理人を配置すること。ただし、工事現場が完成し、完了検査を残すのみの場合は、契約変更による現場代理人変更の必要はない。
- (6) 「工事現場における現場代理人の常駐の運用」のうち、運用の2による双方が建設局・都市・交通局発注工事の場合以外で、現場代理人と他工事の現場代理人を兼務させる場合は双方の工事へ、現場代理人と現場責任者を兼務させる場合は現場代理人をおく工事へ兼務届を提出する。
- (7) 専任の主任技術者が他工事を兼務する場合、条件を満たしているかどうか検討する。
 - 詳しくは第6章 6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)へ
- (8) 主任技術者及び監理技術者が他工事を兼務する場合、双方の工事へ兼務届を提出する。
- (9) 兼務届の提出方法は、新たに契約する工事では現場代理人等通知書に兼務届(様式第19-2~6)及び該当工事の関連性が把握できる工程表(様式第21(監理技術者の兼務の場合は除く))を添付。また、既発注工事においては、請負者名等記載のある兼務届(様式第19-2~4)に該当工事の関連性が把握できる工程表(様式第18)を添付。→ 記載例は p.2-12~15 へ

様式第19-2

現場代理人兼務届		
年 月 日		
<p style="color: red; margin: 0;">愛知県公営企業管理者 企業庁長 殿 [愛知県 所長]</p>		
請負者 住 所 (所在地)		
氏 名 (名称及び代表者氏名)		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 新しく請け負う工事で兼務届を提出する場合は「現場代理人等通知書」に添付することとしたため、宛先、請負者名などは省略する。 既発注工事では、「現場代理人等通知書」はすでに提出されているため、兼務届には、宛先、請負者名などを記載する。 </div>		
工事の現場代理人について、下記のとおり兼務します。		
記		
	現場代理人の氏名	
○○ ○○		
当該工事	工 事 名	
	○○○○工事	
	請 負 代 金 額	
○○, ○○○, ○○○円		
工 期	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	
兼務先工事	発 注 機 関 名	
	○○○○○○	
	工 事 名	
	○○○○工事	
	路 線 等 の 名 称	
	○○○○○○	
工 事 場 所		
○○○○○○		
請 負 代 金 額		
○○, ○○○, ○○○円		
工 期	令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで	
(添付書類) <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人又は現場責任者が現場を離れる場合の施工連絡体制 (任意様式) ・当該工事と兼務先工事との関係を示す工程表 ・その他、個別に必要と認める書類 		

様式第19-3

建設業法施行令第27条第2項関係

主任技術者兼務届		
年 月 日		
愛知県公営企業管理者 企業庁長殿 [愛知県 所長]		
請負者 住 所		
(所在地)		
氏 名		
(名称及び代表者氏名)		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 新しく請け負う工事で兼務届を提出する場合は「現場代理人等通知書」に添付することとしたため、宛先、請負者名などは省略する。 既発注工事では、「現場代理人等通知書」はすでに提出されているため、兼務届には、宛先、請負者名などを記載する。 </div>		
工事の主任技術者について、下記のとおり兼務します。 記		
主任技術者の氏名	〇〇 〇〇	
当該工事	工 事 名	〇〇〇〇工事
	請 負 代 金 額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	工 期	令和〇年〇月〇〇日から 令和〇年〇月〇〇日まで
兼務先工事	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇〇
	工 事 名	〇〇〇〇工事
	路 線 等 の 名 称	〇〇〇〇〇〇
	工 事 場 所	〇〇〇〇〇〇
	請 負 代 金 額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	工 期	令和〇年〇月〇〇日から 令和〇年〇月〇〇日まで
(添付書類) ・当該工事と兼務先工事との関係が確認できる書類 (各工事の施工場所を記入した地図(縮尺1/100,000以上、工事現場間の距離を記したもの) 兼務する期間が確認できる工程表 など ・その他、個別に必要と認める書類		

注 専任を要しない技術者どうしの兼務については、届出は不要
 現場代理人等通知書に添付して提出する場合は、宛先、請負者名などは省略可

様式第18 (第17条関係)

工 程 表	
日 程	
工種別	
既発注工事	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="text-align: center;">← 既発注工事契約工期 →</div> </div>
準備工	
〇〇工	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 15px; background-color: #cccccc; margin: 0 auto;"></div>
兼務工事	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-right: 5px;"></div> <div style="text-align: center;">← 新たに契約する工事契約工期 →</div> </div>
準備工	
〇〇工	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 15px; background-color: #cccccc; margin: 0 auto;"></div>

新たに契約する工事と兼務する工事（既発注）の作業工程の関係が分かるように作成する。

様式第19-4

建設業法第26条第3項第1号関係

主任技術者等兼務届		年 月 日
愛知県公営企業管理者 企業庁長殿 [愛知県 所長]		請負者 住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者氏名)
配置する主任技術者又は監理技術者のどちらかを記載すること		
工事の監理技術者について、下記のとおり兼記		新しく請け負う工事で兼務届を提出する場合は「現場代理人等通知書」に添付することとしたため、宛先、請負者名などは省略する。 既発注工事では、「現場代理人等通知書」はすでに提出されているため、兼務届には、宛先、請負者名などを記載する。
監理技術者の氏名		〇〇 〇〇
当該工事	工事名	〇〇〇〇工事
	請負代金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 最新の契約額を税込みで記載 1億円未満(建築一式は2億円未満)
	工期	令和〇年〇月〇〇日から 令和〇年〇月〇〇日まで
	移動時間	〇〇分 当該工事現場と他の工事現場までの片道移動時間を記載 1日の勤務時間内に巡回可能、かつ概ね2時間以内
	下請次数	〇次 入札者が注文者となる下請契約から数えて3を超えない
	工事現場の施工体制の確認方法	〇〇〇〇 現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの CCUS又はAPI連携したシステムが望ましいが、他システムであっても遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能
	情報通信機器	〇〇〇〇 例：スマートフォン、タブレット端末、WEB会議システム ただし、現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること
	連絡員	氏名 〇〇 〇〇 実務経験※1 〇年〇月 所属会社 株〇〇〇〇
兼務先工事	発注機関名	〇〇〇〇〇〇
	工事名	〇〇〇〇工事
	路線等の名称	〇〇〇〇〇〇
	工事場所	〇〇〇〇〇〇
	請負代金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 最新の契約額を税込みで記載 1億円未満(建築一式は2億円未満)
	工期	令和〇年〇月〇〇日から 令和〇年〇月〇〇日まで
	下請次数	〇次 入札者が注文者となる下請契約から数えて3を超えない
	工事現場の施工体制の確認方法	〇〇〇〇 現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの CCUS又はAPI連携したシステムが望ましいが、他システムであっても遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能
情報通信機器	〇〇〇〇 例：スマートフォン、タブレット端末、WEB会議システム ただし、現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること	
連絡員	氏名 〇〇 〇〇 実務経験※1 〇年〇月 所属会社 〇〇〇〇(株)	
(添付書類)		
<ul style="list-style-type: none"> ・各工事の施工場所の位置及び移動時間を記入した地図(縮尺1/100,000以上、移動手段を明記) ・兼務先工事が施工中の場合は、CORINSの写し等及び施工体系図 ・当該工事連絡員の実務経験証明書(任意様式)※1 ・その他、個別に必要と認める書類 		

※1：土木一式工事又は建築一式工事の場合のみ記載(添付)し、それ以外の工事は不要
注 現場代理人等通知書に添付して提出する場合は、宛先、請負者名などは省略可

現時点で定まらない項目は見込みを記載し、確定でき次第監督員の確認を受けること

様式第19—5

建設業法第26条第3項第2号関係

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">監 理 技 術 者 兼 務 届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p>	
<p style="color: red; margin: 0;">愛知県公営企業管理者 企 業 庁 長 殿 [愛知県 所長]</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">請負者 住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名)</p>	
<p style="margin: 0;">工事の監理技術者について、下記のとおり兼記</p>	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="font-size: 0.8em; color: red; margin: 0;">新しく請け負う工事で兼務届を提出する場合は「現場代理人等通知書」に添付することとしたため、宛先、請負者名などは省略する。 既発注工事では、「現場代理人等通知書」はすでに提出されているため、兼務届には、宛先、請負者名などを記載する。</p> </div>	
	<p style="margin: 0;">監理技術者の氏名</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○ ○○</p>
当 該 工 事	<p style="margin: 0; text-align: center;">工 事 名</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○○○○○</p>
	<p style="margin: 0; text-align: center;">請 負 代 金 額</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○, ○○○, ○○○円</p>
	<p style="margin: 0; text-align: center;">監理技術者補佐の氏名 ・生年月日（年齢）</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○ ○○ 平成○○年○月○○日（○○歳）</p>
	<p style="margin: 0; text-align: center;">法令による資格・免許等</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○○○○○○○○○○○</p>
兼 務 先 工 事	<p style="margin: 0; text-align: center;">発 注 機 関 名</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○○○○○</p>
	<p style="margin: 0; text-align: center;">工 事 名</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○○○工事</p>
	<p style="margin: 0; text-align: center;">路 線 等 の 名 称</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○○○○○</p>
	<p style="margin: 0; text-align: center;">工 事 場 所</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○○○○○</p>
	<p style="margin: 0; text-align: center;">請 負 代 金 額</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○, ○○○, ○○○円</p>
	<p style="margin: 0; text-align: center;">工 期</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">令和○年○月○○日から 令和○年○月○○日まで</p>
	<p style="margin: 0; text-align: center;">監理技術者補佐の氏名</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○ ○○</p>
<p style="margin: 0; text-align: center;">法令による資格・免許等</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">○○○○○○○○○○○○</p>	
<p style="margin: 0;">(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入した当該工事監理技術者補佐の有資格を証明する書類 ・各工事の施工場所を記入した地図（縮尺 1/100,000 以上、各工事が同一建設事務所管内でない場合は工事現場間の距離を記したもの） ・兼務先工事が施工中の場合は、CORINS の写し等 ・その他、個別に必要と認める書類 	

注 現場代理人等通知書に添付して提出する場合は、宛先、請負者名及び重複する添付書類は省略可

様式第19-6

建設業法第26条の5関係

主任技術者等兼務届				
愛知県公営企業管理者 企業庁長殿 [愛知県 所長]		請負者 住 所 (所在地) 氏 名 (名称及び代表者氏名)		
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 新しく請け負う工事で兼務届を提出する場合は「現場代理人等通知書」に添付することとしたため、宛先、請負者名などは省略する。 既発注工事では、「現場代理人等通知書」はすでに提出されているため、兼務届には、宛先、請負者名などを記載する。 </div>				
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 配置する主任技術者又は監理技術者のどちらかを記載すること </div> 工事の 監理技術者 について、下記のとおり 特定営業所技術者 と兼務します。				
記 営業所技術者又は特定営業所技術者のどちらかを記載すること				
監理技術者 の氏名		○○ ○○		
専任で配置されている営業所		契約書に記載の営業所		
当 該 工 事	工 事 名	○○○○工事		
	請 負 代 金 額	○○, ○○○, ○○○円		最新の契約額を税込みで記載 1億円未満 (建築一式は2億円未満)
	工 期	令和○年○月○○日から 令和○年○月○○日まで		
	移 動 時 間	○○分		当該工事現場と他の工事現場までの片道移動時間を記載 1日の勤務時間内に巡回可能、かつ概ね2時間以内
	下 請 次 数	○次		
	工事現場の施工体制の確認方法	○○○○		
	情報通信機器	○○○○		
	連絡員	氏 名	○○ ○○	実務経験※1
	所属会社	(株)○○○○		
(添付書類) ・ 営業所と工事施工場所の位置及び移動時間を記入した地図 (縮尺 1/100,000 以上、移動手段を明記) ・ 当該工事連絡員の実務経験証明書 (任意様式) ※1 ・ その他、個別に必要と認める書類				

※1: 土木一式工事又は建築一式工事の場合のみ記載(添付)し、それ以外の工事は不要

注 現場代理人等通知書に添付して提出する場合は、宛先、請負者名及び重複する添付書類は省略可

現時点で定まらない項目は見込みを記載し、確定でき次第監督員の確認を受けること

2. コリنز登録

工事实績情報システム（CORINS）への登録は、標準仕様書第1編 1-1-7に基づき、請負者が行う。主な書類については、以下のとおりである。

2-1. 登録のための内容確認

- (1) 請負者はコリنزから監督員へメール送信にて通知。監督員は、原則として登録内容確認システムで内容を確認し、結果を登録する。
- (2) 請負者は、コリنز入力システム登録の手引きによりデータ作成を行う。

2-2. 登録内容確認書

- (1) 監督員は、コリنزからの登録確認メールにより確認を行う。
- (2) 契約後土曜、日曜、祝日を除き、10日以内に登録が完了しているかを確認し、「施工プロセスのチェックリスト」に確認日を記載する。
- (3) 請負者は、検査時に検査員から求められた場合は提示する。

注意事項

- (1) 請負代金額が500万円以上の建設工事が対象。
- (2) 請負者は工事の受注、変更、完成、訂正時に登録。なお、登録内容の変更時とは、工期、現場代理人及び監理技術者等の変更を指す。ただし、技術者の専任制に伴う請負代金額が4,500万円未満から4,500万円以上、4,500万円以上から4,500万円未満及び建設工事の対象となる請負代金額が500万円未満から500万円以上、500万円以上から500万円未満に請負代金額が変更となった場合は、変更時登録する。
- (3) 監督員は、コリنز入力システム登録の手引きにより内容を確認するが、「工種、工法・型式」は、表2-1 一覧表より最大5つまで選択が可能な事に注意すること。
- (4) 請負者は、コリنز登録時に「件名」欄の文字数制限により「工事名」が入力できない場合は、文字数制限まで正式な「工事名」を入力し、「工事名」の末尾を省略する。その場合、「工事概要」欄に「件名：○○○」として正式な「工事名」を入力する。

表2-1 工事カルテの工種、工法・型式体系(1)

工種	コード	工法・型式	工事の例示
1 土地造成工事	290	土地造成工	土地区画整理工事、市街地開発工事、開発許可による宅地造成工事(住宅地、工業用地、新市街地、公園、スポーツ・レジャー用地、墓地、農用地、その他)
2 築堤工事	150	築堤工	築堤工事
3 護岸工事	160	護岸工	護岸工事
4 根固・水制工事	170	根固・水制工	根固工事、水制工事
5 床止工事(落差工, 帯工)	200	床止工	床止工事、落差工事、帯工事
6 堰・水門工事	060	堰・水門工	堰工事、水門工事
7 樋門・樋管工事	180	樋門・樋管工	樋門工事、樋管工事
8 伏せ越し工事	190	伏せ越し工	伏せ越し工事(開水路の一部区間に設けられる流水構造物)
9 水路・管路工事	080	水路・管路工	導水路工事、放水路工事、推進以外の管敷設工事(上・下水道管、ガス管工事等)、大口径水路(2m x 2m、φ=2000mmより大きい)の場合は、カルバート工(用途:水路)又はトンネル工事の該当する工種(種別:水路トンネル)に入力する。
10 管渠推進工事	300	管渠推進工	羽口推進、小口径推進、泥水推進、泥土圧推進、その他推進工
11 揚排水機場工事	070	揚排水機場工	揚水機場工事、排水機場工事
	051	砂防ダム工	砂防ダム工事
	052	砂防流路工	砂防流路工
	053	砂防山腹工	山腹階段工、伏工、実橋工、植栽工、等高線壕工、自然保護工等
12 砂防工事	090	地滑り防止工	地表面水・地下水排除工、排土工、押さ盛土工、杭工、シャフト工、擁壁工、アンカー工
13 地滑り防止工事	021	ニューマチックケーソン工	ニューマチックケーソン工事
14 ニューマチックケーソン工事	022	オープンケーソン工	オープンケーソン工事
15 オープンケーソン工事	131	カルバート工	カルバート工事(共同溝、水路(導水路・放水路)を除く。)
	132	鉄筋コンクリート橋	鉄筋コンクリート橋(PC橋を除く。)
	133	橋梁下部工	橋台(重力式、箱式、逆T式、ラーメン中抜き)、橋脚(壁式、柱式、ラーメン(一、二層))、PCウェル工
	134	鉄筋コンクリート床版工	鉸桁、箱桁、トラス、RCホロースラブ
	135	キャブ工	電線管を多数収容する構造物
	136	コンクリート擁壁工	コンクリート擁壁工(テールアルメ工を含む)、コンクリート擁壁以外は[法面工]に記入する。
	137	フーチング工	
	138	情報ボックス	道路管理用光ファイバーケーブルを収容する施設
16 コンクリート構造物工事	139	電線共同溝	電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設
	031	NATM、矢板トンネル、TBM	NATM工法、矢板トンネル工法、TBM工法のトンネル工事
	032	開放型シールドトンネル	手掘り式、半機械掘り式、機械掘り式のトンネル工事及び共同溝
	033	密閉型シールドトンネル	土圧式、泥土圧式、泥水式のトンネル工事及び共同溝
	034	開削トンネル・半地下	各種トンネル工事及び共同溝
	035	沈埋トンネル	各種トンネル工事及び共同溝
17 トンネル工事	036	非開削特殊工	パイプルーフ工法、URT工法、PCR工法、フロンテジャッキング工法、ESA工法、MMST工法のトンネル工事及び共同溝
	041	転流工	仮排水路トンネル、仮排水路開渠、半川縮切工、仮縮切工
	044	重力式コンクリートダム工	
	045	アーチ式コンクリートダム工	
	046	ロックフィルダム工	
	047	表面遮水壁フィルダム工	
	048	複合ダム工	
049	アースダム工		
18 ダム工事	270	PC橋上部工	床版橋、中空床版橋、ラーメン橋、アース橋、斜張橋、トラス橋、箱桁橋、合成桁橋、T桁橋、I桁橋
19 PC橋上部工事	310	PC構造物工	PCタンク工事、PCサイロ工事、PC原子炉圧力容器、海洋構造物、消化槽他 ただしPC橋上部工を除く
20 PC構造物工事	320	農業農村整備工	農地開発工事、区画整理工事、畑かん施設工事
21 農業農村整備工事	100	海岸構造物工	高潮堤工事、突堤工事、海岸護岸工事、離岸堤工事、緩傾斜護岸工、胸壁工、消波堤工、高潮工・津波防波堤工、人工海浜工、その他、ただしプレキャスト部材の制作、据付については、「25.港湾・空港・海洋埋立工事」に入力する。
22 海岸構造物工事	330	鉄道・軌道工	軌道基地、軌道工事、道床バラスト工事、分岐器、踏切工、索道工
23 鉄道・軌道工事	341	水力発電工	取水施設、導水施設、ヘッドタンク、調圧水槽、水圧管路工、余水管路工、放水路工、発電所(地上式、半地下式、地下式)
24 発電工事	342	火力発電工	取水施設、ポンプ室、放水施設、燃料輸送・貯蔵設備、発電所
	343	原子力発電工	取水施設、ポンプ室、放水施設、遮水壁・防潮壁・遮幣壁等、原子炉建屋基礎等、廃棄物処理・処理施設
	344	地熱発電工	生産井、還元井、蒸気輸送管、サイレンサ、セパレータ、冷却塔
	345	海洋、波力等発電工	海洋温度差発電、波力発電、朝夕発電、海流発電、温度差発電、その他発電(太陽光発電等)

対象：全ての登録

表2-1 工事カルテの工種、工法・型式体系(2)

工種	コード	工法・型式	工事の例示
25 港湾・空港・海洋埋立工事	352	裏込・裏埋工	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門・閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、その他の外郭施設、岸壁、物揚場、船揚場、けい船浮標、けい船杭、シーバース、産卵場、人工漁礁、沖合養殖場、その他けい留施設、公害防止施設、廃棄物処理施設、環境整備施設、その他施設
	353	プレキャスト部材製作工	
	354	海洋埋立工	
	355	プレキャスト部材据付工	
	356	上部・場所打コンクリート工	
	357	鋼矢板・鋼杭工	
	359	鋼製セル工	
	361	敷砂工	
	362	浮体工	
363	基礎工		
26 海洋工事	360	海洋工	鋼製石油掘削用プラットフォーム建設工事、コンクリート製石油掘削用プラットフォーム建設工事、シーバース建設工事、洋上プラント設備工事、洋上石油備蓄施設建設工事、マリーナ建設工事、海洋産卵場建設工事、海洋人工漁礁建設工事(埋立工事を除く)
27 その他のライフライン工事	370	その他のライフライン工	ガス供給施設、熱供給施設、石油供給施設、LNG供給施設、電力供給施設、上下水道施設、上水道施設、下水道施設
28 産業廃棄物工事	381	中間処理施設工	焼却施設、破砕施設、固化施設、中和処理施設、汚泥脱水施設、溶融施設、資源化施設、固形燃料化施設、油化施設
	382	最終処分場工	安定型処分場、管理型処分場、遮断型処分場
29 塔・タンク・サイロ工事	390	塔・タンク・サイロ工	給水塔、展望塔、ガスホルダ、定温液体貯蔵タンク、コンクリート製タンク、メンブレンタンク、石造サイロ、レンガ造サイロ、木造サイロ、RC造サイロ、コンクリートブロック造サイロ、FRP造サイロ、アルミニウム造サイロ、コンクリート製煙突 ただし鋼製、PC製を除く
30 その他土木一式工事	400	その他土木一式工	道路改良工事、河川改修工事、農道工事、林道工事、トラフ工事、縁石工
31 建築一式工事	411	建築一式工	新築、増築、改築(大規模)、修繕(小規模、耐震)、移転、解体、復元
32 その他建築工事	420	その他建築工事	仮設工、土工、地業工、鉄筋工、コンクリート工、鉄骨工、コンクリートブロック工、ALCパネル工・押出成形セメント板工、カーテンウォール工、防水工、石工、タイル工、木工、屋根工、とい工、金属工、左官工、建具工、塗装工、内装工、舗装工、排水工、植栽工、雑工、地盤調査、その他(建物関連工事を含む)
34 軟弱地盤処理工事	011	置換工法	基礎地盤置換工
	012	プレローディング工法	沈下+支持力不足に対する安定対策工法(サーチャージ工法以外)を用いた工事
	013	表層混合処理工法	地盤改良工(道路及び基礎地盤等)
	014	パーチカルドレーン工法	サンドドレーン、袋詰めサンドドレーン、プラスチックボードドレーン、グラベルドレーン、ファイバードレーン、その他ドレーン
	015	サンドコンパクション工法	グラベルコンパクションを含む
	016	ロッドコンパクション工法	
	017	パイロプロテクション工法	
	018	石灰パイル工法	
	020	深層混合処理工法	スラリー系機械攪拌、粉体系機械攪拌、高圧噴射攪拌の地盤改良工事
	028	DC工(動圧密工法)	
	029	サーチャージ工法	圧密促進+地盤の強度増加を目的(プレローディング工以外)とする工事
030	軽量土工法	EPS(発泡ウレタン)、気泡混合軽量土、発泡ビーズ混合軽量土	
35 軟弱地盤グラウト工事	019	葉液注入工法	二重管ストレナ(単相式)、二重管(複相式)、ダブルバック、単管ロッドの葉液注入工事
36 ボーリンググラウト工事	440	ボーリンググラウト工	ダム基礎止水グラウト工事、トンネル地山止水グラウト工事
37 土留め・仮締切工事	450	土留め・仮締切工	鋼矢板方式(自立式、切梁式、アースアンカー式、タイロッド式、その他)、親杭横矢板、二重矢板式、セル式、コンクリート吹付、ロックボルト方式、鋼管矢板
38 鋼管矢板基礎工事	023	鋼管矢板基礎工	鋼管矢板基礎工事
39 既製杭工事	025	既製杭工	RC杭、PC杭、PHC杭、SC杭、鋼管杭、H鋼・鋼矢板の工事
40 場所打杭等工事	026	場所打杭工	リバース杭工事、オールケーシング杭工事、アースドリル杭工事、全旋回オールケーシング杭工事、その他(松杭、BH杭等)
	027	深礎杭工	
41 地中連続壁工事	024	地中連続壁工	地中連続コンクリート壁、泥水固化壁、地中連続モルタル壁、SMW工法
42 土工事	141	掘削または切土工	盛土工事、根切り工事、掘削工事、浚渫工事(浚渫船以外の工事)
	142	盛土または埋戻し工	軟弱地盤処理工法に伴う盛土を含む
43 法面工事	120	法面工	法面植生工、コンクリート吹きつけ工、コンクリート張り工、コンクリートブロック積み工、擁壁工、アンカー工、井桁積み工、杭工(コンクリート擁壁(テールアルメ工法を含む)を除く)

対象：全ての登録

表2-1 工事カルテの工種、工法・型式体系(3)

工種	コード	工法・型式	工事の例示
44 落石防止工事	210	落石防止工	落石予防工(切土、浮石・転落除去、根固め、ワイヤーロープ掛け、ロックボルト工、排水工、吹付工、編み柵工)、落石防護工、張り工、法枠工、落石擁壁工、アンカー工、落石覆工事(鋼製、コンクリート、PC)
45 なだれ防止工事	220	なだれ防止工	発生子防工(予防杭、予防柵、吊柵、スノーネット、雪庇予防柵)、防護施設、スノーシェッド工事(鋼製、コンクリート、PC)、擁壁、なだれ割、防護杭
46 その他のとび・土工・コンクリート工事	460	その他のとび・土工・コンクリート工	とび工事、鉄骨組み立て工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、捨て石工事
47 構造物撤去工事	280	構造物撤去工	橋梁上部、橋梁下部、堰・水門、舗装、海岸構造物、河川構造物、道路構造物、砂防・地滑り構造物、上水・工業用水道構造物、下水構造物、農業農村整備構造物、鉄道・軌道構造物、海洋構造物、ライフライン構造物、土木構造物、機械、電気、通信
48 道路付属施設工事	470	道路付属施設工	防護柵(ガードレール)、遮音壁、区画線、道路標識設置、街路灯
49 道路清掃作業	480	道路清掃作業	カービス・サービスマリア、公衆便所、防護柵、標識、雨水施設、トンネル、路面
50 石工事	490	石工	石積み工事、石張り工事、石材加工工事
51 電気工事	500	建設電気設備工	発電設備工事、変電設備工事、受変電設備工事、自家発電設備工事、特殊高圧受変電設備工事 配送電線工事、引き込み線工事、配管配線工事、架空電線路工事、地中電線路工事 電気設備(非常用電気設備を含む)工事、照明設備工事、ネオン装置工事、該当設置工事、避雷針設置工事 交通信号設備工事、鉄道信号機設備工事 水車据え付け工事、通水試験工事 電機防食工事の新設、増設、改築
	501	建築電気設備工	建築総合電気設備工事、建築電気通信設備工事、建築受変電設備工事、建築太陽光発電設備、その他電気設備等の新設、増設、改築
52 給排水衛生設備工事	510	給排水衛生設備工	給排水設備工事、給湯設備工事、揚水ポンプ設備工事、衛生器具設備工事、給水・貯水・貯湯タンク設備工事、厨房設備工事、ガス・水道管工事、冷凍・冷蔵庫工事、都市ガス設備工事、液化天然ガス設備工事、ガス貯留設備工事等の新設、増設、改築
53 空調設備工事	520	空調設備工	空調設備工事、冷暖房設備工事、ボイラー・温風機設備工事、冷凍設備工事、空気洗浄設備、全熱交換機設置工事、オイルタンク設備工事、送風機設備工事、空調用ポンプ設備工事、冷却塔工事、換気設備工事、排煙設備工事、自動制御設備工事等の新設、増設、改築
54 浄化槽設備等工事	530	浄化槽設備等工	し尿浄化槽工事、汚物浄化槽工事、上下水道管内配管工事、管接合工事、高圧ガス配管工事、その他管工事の新設、増設、改築
55 タイル・れんが・ブロック工事	540	タイル・れんが・ブロック工	建築用コンクリートブロック積み張り工事、れんが積み張り工事、タイル張り工事、築路工事、石綿スレート張り工事
56 鉄骨・鉄塔・鋼製煙突工事	550	鉄骨・鉄塔・鋼製煙突工	鉄骨工事(製作、建方)、鉄塔・反射板、鋼製煙突、展望台、バックネット、組立局舎 ただし鉄骨鉄筋コンクリート造を含む
57 鋼製橋脚工事	260	鋼製橋脚工	鉸桁橋、箱桁橋、トラス橋、アーチ橋、ラーメン橋、斜張橋、吊り橋、その他の鋼製橋脚工事
58 鋼橋上部工事	250	鋼橋上部工	鉸桁橋(Hビーム含む)、箱桁橋、トラス橋、アーチ橋(ランガー、ローゼ、ニールセンを含む)、ラーメン橋(フィレンディール含む)、斜張橋、吊り橋
59 水門扉等工事	561	河川用水門扉工	水門扉製作工事、鋼製自動堰工事、非常用供水吐きゲート製作・据付工事、発電用水圧鉄管据付工事
	562	ダム用水門扉工	放流設備(非常用、常用、維持流量)、取水設備(常用、表面、発電用)、水位低下設備
	563	樋門・樋管扉工	スライドゲート、ローラーゲート
60 プール・水槽・タンク等工事	570	プール・水槽・タンク等工	鋼製プール工事、鋼製水槽工事、鋼製貯蔵タンク工事、ステンレス製プール工事、その他の構造物
61 鉄筋工事	580	鉄筋工	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事、機械継手、溶接継手
62 アスファルト舗装工事	230	アスファルト舗装工	アスファルト舗装、再生舗装、特殊舗装(排水性舗装など)
63 セメント・コンクリート舗装工事	240	セメントコンクリート舗装工	コンクリート舗装、鉄筋コンクリート舗装、繊維補強コンクリート舗装、プレストレストコンクリート舗装、転圧コンクリート舗装、プレキャスト版舗装、コンクリート増厚舗装、その他の舗装
64-1 歩行者系舗装工事	591	歩行者系舗装工	歩道、自転車道、公園及び広場
64-2 路盤路床工事	592	路盤路床工	瀝青安定処理路盤工、セメント安定処理路盤工、石灰安定処理路盤工、路上再生路盤工、粒度調整路盤工、粒状路盤工、路床安定処理工、路床置換工、路床工
65 浚渫・床掘工事	110	浚渫工	浚渫工事(浚渫船等によるもの)
66 塗装工事	600	塗装工	塗装工事、下地調整工事、溶射工事、ライニング工事
67 防水工事	610	防水工	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、目地防水工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事、遮水シート

対象：全ての登録

表2-1 工事カルテの工種、工法・型式体系(4)

工種	コード	工法・型式	工事の例示
68 機械器具設置工事	621	施工設備工	骨材貯蔵・輸送設備、骨材生産設備、コンクリート生産設備、コンクリート輸送設備、コンクリート打設設備、濁水処理設備、コンクリート加熱設備、セメント貯蔵・輸送設備、給水設備
	622	ポンプ設備工	利水揚水、内水排除、雨水排水、上水送水、下水処理、空調用水、用水発電、地下構造物湧水排水
	623	トンネル換気設備工	トンネル換気設備工事、トンネル消火栓設置工事、電気集塵機設置工事、フィルター式集塵機設置
	624	トンネル非常用設備工	消火設備、通信設備(通報装置、非常用電話等)
	625	その他機械器具設置工	共同溝付帯設備、散水融雪設備、下水道送風機設備、下水道水処理設備、下水道汚泥処理設備、下水道汚泥焼却設備、脱硫設備、脱臭設備、曝気設備、河川浄化設備、昇降設備、係船設備、除塵機
	626	エレベーター設備工	
69 熱絶縁工事	640	熱絶縁工	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事、動力設備熱絶縁工事、燃料工業熱絶縁工事、化学工業熱絶縁工事
70 通信工事	650	通信工	無線通信設備(多重無線設備、監視制御設備等)、有線通信設備(光ケーブル、情報管路等)、観測設備(テレメータ設備(雨量、水位)、土石流監視設備等)情報提供設備(ダム放流警報設備、河川情報表示設備等)、画像設備(CCTV設備、画像処理設備等)、情報処理設備(河川情報処理設備、ダム放流処理設備等)、その他の設備
71 造園工事	660	造園工	植栽工事、地被工事、敷地造成工事、石積・擁壁工事、植栽基盤工事、園路広場工事、修景施設工事、休養施設工事、遊戯施設工事、運動施設工事、教養施設工事、便益施設工事、管理施設工事、グラウンド・外柵整備工事、自然育成工事、法面工事、水景工事、給排水工事、電気工事、維持管理工事、その他の造園工事
72 さく井工事	670	さく井工	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削井工事、浅井戸築造工事、さく孔工事、深井戸、揚水設備
73 上水・工業用水道工事	681	取水総合施設工	取水口、取水堰、取水塔、取水門、スクリーン、除塵機設備
	682	浄水場施設工	浄水場施設、急速混和池、フロック形成池、沈殿池、濾過池、沈砂池、排水処理施設、薬品注入施設、消毒施設、高度処理施設、膜処理施設、脱水設備、着水井、浄水池、管理棟、汚泥処理施設、受配電施設、送水ポンプ施設、制御施設、オゾン接触施設、活性炭吸着施設
	683	送配水施設工	送配水管路、配水池、配水ポンプ場、調整池、水道橋、消毒施設、制御施設、調圧水槽
	684	導水施設工	導水管路、調圧水槽、導水ポンプ場、水管橋、制御施設
74 下水道処理施設工事	690	下水道処理施設工	下水処理施設、固形物分離施設、生物処理施設、付着性物処理施設、汚泥処理、泥焼却施設
75 消防施設工事	700	消防施設工	自動火災報知設備、非常警報設備、ガス漏れ警報設備、非常用照明設備、誘導灯設備、防火設備、排煙設備、屋内外消火栓設備、連結送水管設備、スプリンクラー設備、連結散水設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、粉末消火設備
76 清掃施設工事	711	中間処理施設工(清掃施設)	焼却炉、粗大ごみ処理施設、資源化リサイクル施設、廃プラスチック処理施設、溶融炉、燃料化施設、高速堆肥化施設、屎尿処理施設
	712	最終処分施設工(清掃施設)	貯留構造物、遮水工、浸出水集排施設、地下水集排施設、浸出水処理施設、搬入管理施設、防災調整池
77 維持修繕工事	720	維持修繕工	舗装打換工事、舗装版破砕工事、道路(堤防)除草工事、舗装目地補修工事、路面切削工事、堤防天端補修工事、建築補修工事

対象：全ての登録

3. 請負代金内訳書（企業庁ホームページに様式掲載）

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 契約約款第3条、標準仕様書第1編 1-1-4に基づく
- (3) 契約後14日以内に提出

注意事項

- (1) 法定福利費額が想定と乖離していないか確認

詳細は建設局建設企画課のホームページに「法定福利費の内訳明示及び公表・確認について」が掲載されている。（企業庁ホームページにリンクあり）

4. 協議資料

4-1. 関係官公庁協議資料（標準仕様書第1編1-1-43）

4-2. 近隣協議資料（標準仕様書第1編1-1-43）

特に決まった様式等はない。

注意事項

- (1) 関係官公庁協議資料は、監督員への事前の報告は不要。
諸手続きにかかる許可、承諾を受けた場合は、監督員にその書面を提示。なお、監督員から請求があった場合は写しを提出。
- (2) 前項の許可承諾内容が、設計図書の記載事項と異なる場合は、資料を添付のうえ、条件変更確認請求で通知。
- (3) 近隣協議は、交渉に先立ち、監督員へ事前に連絡する。また、交渉状況を随時監督員へ報告し、その指示に従う。

5. 設計図書の照査(ガイドラインの記載例は、p. 2-28へ)

- (1) 請負者から発注者へ報告
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-3
- (3) 工事着手前の報告
(照査チェックリストにより、全ての項目について照査を行う。)

注意事項

- (1) 請負者が行う設計照査は、**愛知県企業庁「設計変更ガイドライン(統合版)」**の「6 設計図書の照査について」の内設計図書の照査チェックリストに沿って行う。
- (2) 発注者は、請負者から条件変更の確認請求を工事打合簿により通知を受けたときは、請負者立会の上、直ちに現地調査を行う。条件変更確認請求通知に対する回答は、現地調査後 14 日以内に工事打合簿により通知する。
- (3) 請負者は、設計照査を行い、該当する事実が無い場合は、工事打合簿に照査項目一覧表(チェックリスト)を添付して報告する。該当する事実がある場合は、工事打合簿に「通知事項等」(条件変更確認請求)・チェックリスト及び事実が確認できる資料を添付して通知する。

記入要領

☆一覧表の使い方のポイント☆

- ① 上から順にチェックしていく
- ② 項目毎に、左の欄からチェックしていく
- ③ どの項目でも、有にチェックしたとき → 右の欄へ
無にチェックしたとき → 下の項目へ
進んでいく

※注
 どんな場合でも、「条件明示の必要性」欄等、一番左のチェック欄には必ず有無のチェックが入る！
 詳しくは、用地関係の記入例、フローチャートをご覧ください。

現地を見て、仮設工事が必要であれば、有にチェック！
 ※注
 設計図書に明示があるなしに関わらず、仮設工事が必要な現場であれば、「有」となる。
 例：現地を見た結果、水替え工が必要であると判断した。

(明示の必要性があるときだけチェック)
 仮設工事が設計図書に計上されている
 + 参考資料も添付されている場合に、有にチェック！
 設計図書に計上されているが、具体的な資料が無い場合：「無」にチェック。

設計図書の図面番号等の資料名を記入

関係	内容	条件明示の必要性	資料の有無	資料名	資料中の確認したい事項	
Ⅱ 工程関係	関連する工事の内容及び制約条件に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	公共補償工事等における他管理者との協議結果に関すること	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	図面No11	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	占用支障物件の協議結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	交差協議の調整結果(道路、河川、鉄道、公安委員会等)に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	地元及び地権者との調整結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	保安林、農地、埋蔵文化財等との調整結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	その他工程に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	関連工事	関連する工事の内容及び制約条件に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	関係	公共補償工事等における他管理者との協議結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		占用支障物件の協議結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
その他	保安林、農地、埋蔵文化財等との調整結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	

(資料の有無で、「有」を選んだときだけチェック)
 資料中に、監督員に確認したい事項がある場合、「有」にチェック！
 例：水替え工の参考図に、水位が明示されていない。

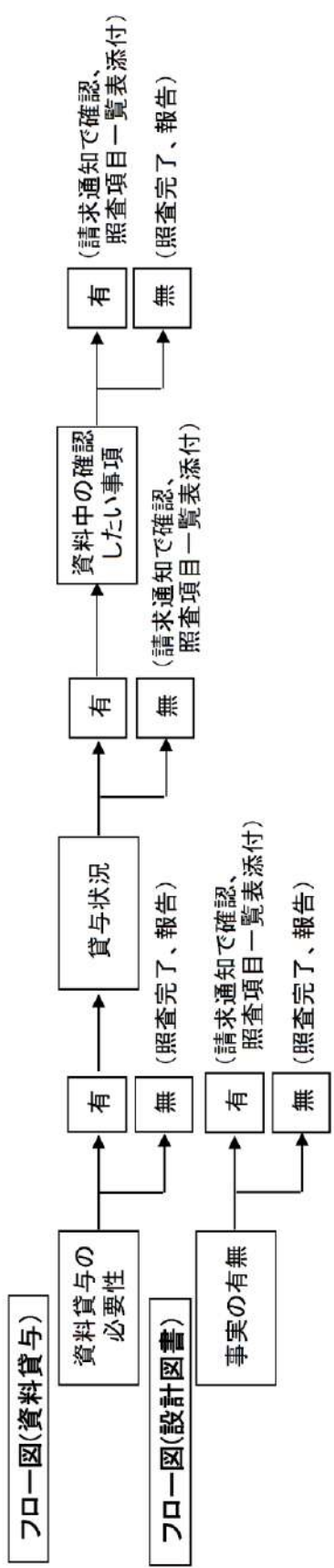
項目	資料貸与の必要性	貸与状況	資料中の確認したい事項
資料貸与	地質調査報告書の貸与	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	測量成果簿の貸与	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	用地境界杭の確認	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	測量基準点等の確認	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	地下埋設物に関する報告書の無いと通知	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	設計委託成果品(設計)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	(設計委託の成果品の貸与はあった場合のみ) 監督員に確認したいことがある場合は、有にチェック	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
設計図書	確認したい事項を、条件変更確認請求(工事打合簿)で確認	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	必要項目の図面からの抜け落ち(水位、地質条件等)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	設計計算書の計算結果の間違った図面への反映	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	図面相互の不整合(構造図と配筋図等)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	図面が不明瞭	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	施工後にしか数量が、確定できない工種	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	その他設計図書の確認に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

地質調査報告書が必要であると判断した場合は、「有」にチェック！

有(貸与の必要性の有無に「有」とチェックした場合のみ) 地質調査報告書が貸与されていない場合、「無」にチェック！
無い場合:条件変更確認請求(工事打合簿)で、地質調査報告書が無いと通知

(設計委託の成果品の貸与はあった場合のみ) 監督員に確認したいことがある場合は、有にチェック
確認したい事項を、条件変更確認請求(工事打合簿)で確認

施工後にしか数量が確定できない工種がある場合、チェック！
例:残土量、刈草量
ある場合:条件変更確認請求(工事打合簿)で通知



6. 条件変更・設計変更

契約変更までの流れは、[第1章 1-3\(4\)契約変更までの流れ](#)を参照のこと。

と。 6-1. 条件変更確認請求通知(記載例は [p. 2-34](#)、[2-39](#) へ)

- 請負者は、設計図書照査の結果、約款 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する事実を発見した時、「条件変更確認請求」を発注者へ通知（標準仕様書第 1 編 1-1-3）
- 請負者は、施工途中に、約款 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する事実を発見した場合についても、「条件変更確認請求」を発注者へ通知（標準仕様書第 1 編 1-1-3）

注意事項

- (1) 条件変更確認請求において、通知する事項とは？
 - 設計図書の条件確認事項は全て該当する。[表 6-1](#) に、主な事項を示す。
- (2) どのタイミングで提出すればよいか？
- (3)① 工事着手前。(設計図書の照査ガイドライン(統合版)による照査後)
- (4)② 施行途中、設計条件が変わる場合。その場合、該当工種の施工前に通知する。ただし、臨機の措置として、現場で口頭指示をした事項は、施工後速やかに請負者から受理する。
- (3) どの様に記載すればよいか？
 - 設計照査後に通知する場合の記載例は [p. 2-34](#)、施工途中に通知する場合の記載例は [p. 2-39](#) を参照のこと。なお、条件変更確認通知、設計変更通知書の記載例も同様に掲載する。
 - 「[愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き 8システムにより処理する書類](#)」を参照してもよい。

表 6-1 条件変更確認請求通知の事例

1 工事着手前に出す事例	
① 工程関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現地に支障となる占有物件があるが、移転時期等協議結果の明示が無い。 ・地元及び地権者との調整結果の明示が無い。
② 用地関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用仮設道路の図面があるが、借地契約についての明示が無い。 ・県が借地した土地を残土仮置き場とする指示があるが、土地の使用条件及び復旧方法の明示が無い。
③ 安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> ・交通誘導警備員の配置場所、公安委員会との協議結果等の明示が無い。
④ 工事用道路関係	<ul style="list-style-type: none"> ・一般道の使用に関する条件明示が無い。
⑤ 施工関係	<ul style="list-style-type: none"> ・水替工が計上されているが、水位等の明示が無い。 ・擁壁構造図に土質データが無い。 ・横断図に推定岩盤線の表示があるが、地質調査位置の明示がない。
⑥ 数量関係 特記仕様書Ⅶその他に記載された内容は除く	<p>ア 施工してみないと数量が確定できないもの (※施工後に数量が確定することを、該当工事着手前に条件変更の確認請求(工事打合簿)に記入して通知。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推定岩盤線に基づく掘削土量 ・区画線消去 ・構造物取り壊し
	<p>イ 図面と数量計算書の数値が一致しないもの</p>
2 工事途中に出される事例 (対象工事の施工前)	
<p>現地の状況と図面及び施工条件が一致しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水替工で想定した地下水水位が、実際と違う。 ・掘削したところ、構造物の支持地盤が出てこない。 ・法面から湧水がある。 	
3 工事途中に出される事例 (対象工事の施工後)	
<p>臨機の措置により、施工を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨により、掘削の裏面が崩れたため、大型土のうを施工。 ・掘削したところ、使用していないヒューム管が現れたので、撤去し、速やかに交通開放を行った。 	

6-2. 条件変更確認通知(記載例は p. 2-36、2-41へ)

- 発注者は、請負者から条件変更の内容について、工事打合簿により提出された場合、請負者立会のうえ現地調査を実施(標準仕様書第1編 1-1-3)
- 発注者は、調査終了後14日以内に調査結果を工事打合簿により請負者へ通知

注意事項

- (1) 全ての条件変更確認項目への回答がまとまってから通知するのではなく、工程上重要な事項から速やかに通知する。

6-3. 工事協議書(様式第26)(記載例は、p. 2-38、2-43へ)

- 発注者は、設計図書変更の必要が生じた都度、設計変更内容を「工事協議書」により請負者へ通知(標準仕様書第1編 1-1-16)
- 概算金額等を協議する場合は、別途打合簿(記載例 P2-85)により請負者に通知

注意事項

- (1) どのタイミングで通知すればよいか?

→ 設計変更の必要が生じた都度、該当工事施工前までに通知する。ただし、以下のいずれかの条件を満たす変更は、工事施工後に行うことができる。

- ① 工事施工前に数量が定まらないもの
- ② 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの
- ③ 請負者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの(第三者への影響があるもの)

- (2) スライド条項及び特例措置の場合に、工事協議書は必要か?

→ スライド条項や特例措置は、手続きを行う際に、請負者から請求があり発注者は協議開始日の通知を行うこととなっています。この協議開始日の通知が工事協議と同じ扱いとなるため、工事協議書は必要ありません。ただし、スライド条項の増減額及び特例措置の増額は、「設計変更ガイドライン2.4) 設計変更による契約変更の範囲」の増加額が当初契約金額の30パーセント以内に含まれます。

様式「通知事項等」

		確認請求通知事項【請負者】(A)	確認通知事項【発注者】(B)	備考
I 工法関係	工事施工関係	○号橋脚工の土留工について、構造図に記載してある地質調査データが、土留計算に反映されていないが、 ○号橋脚工の杭の施工ヤードが、不足します。(参考図参照) △号ブロック積工の取り付けが、現地と整合しません、 一般道路の使用について条件明示が無いが、工事現場への資材等は、○○交差点より市道△△線を通して搬入して良いか。		
	工事用道路			
	品質管理関係			
	その他			
II 工程関係	関連工事	現在No20付近において○市が河川工事を行っていますが、特記仕様書に記載してある工程が、現地を見限りかなり遅れているようですが、再調整はどうなっていますか。 現地調査したところ、別添図面1のとおり電柱が支障となりますが、占用者との協議はどこまで終了していますか。 工事説明会の開催は、必要ですか。どこまで、地元の説明がしてありますか。		
	関係機関協議			
	その他			
III 用地関係	用地関係	No30付近の市管理水路の付替え工事について、市との立会いは必要ありませんか。また、付け替え時期についての制約条件はどうですか。 図面No25の仮設道路の用地に関する資料がありません。また、農地転用の手続きは、どうなっていますか。		
IV 安全対策	安全対策関係	交通誘導員の配置図がありません。		
V 建設副産物	建設副産物	掘削土の仮置き場がありません。 残土処理の受け入れ先の条件が明示されていませんが、仮置場の確保は必要ではありませんか。		
	資料の確認	地質調査報告書、測量成果簿、用地境界杭の確認資料、測量基準点の確認資料、地下埋設物の確認資料及び設計委託成果に関する買付等の条件明示がない。 PU3型側溝について、図面No12ではL=125mとなっているが、数量計算ではL=115mとなっている。 どちらを設計数量とすればよいか。		
設計図書	設計図書の確認	鉄筋挿入工において、足場工が計上されていない。 事前測量と設計図面との差異は、別添「事前測量対比図(設計図面に赤書き明示)」のとおり。 設計変更要領 第5(1)及び第6(1)に該当する工事施工前に数量が定まらないものは次の工種となる。 ・法面工 法特工/アンカー工(法面積の変更による) ・擁壁工 規制杭工(支持層の確認による)		

※ 請負者は、条件確認すべき事項を△欄に記入し、打合せ簿に添付し通知すること。また、当該「通知事項等」を電子データで送付すること。
 ※ 発注者は、受理したデータを活用し、条件確認に対する回答事項を△欄に記入し、打合せ簿に添付し通知すること。

様式「通知事項等」

	確認請求通知事項【請負者】(A)	確認通知事項【発注者】(B)	備考
I 工法関係	工事施工関係	○号橋脚工の土留工について、構造図に記載してある地質調査データが、土留計算に反映されていないが、 ○号橋脚工の杭の施工ヤードが、不足します。 △号ブロック工の取り付けが、現地と整合しません。 一般道路の使用について条件明示が無いが、工事現場への資材等は、○○交差点より市道△△線を通って搬入して良いか。	構造図に記載してある地質調査データで土留工の再計算を行い、設計図面の作成を行います。 施工ヤードの確認をしました。設計図面のおり施工してください。 現地を確認しました。現地に合うよう設計図面を作成します。 工事用道路については、1日100台程度以内であれば、特に制約はありません。このことは、地元協議済みです。
	品質管理関係		
	その他		
II 工程関係	関連工事	現在No20付近において○市が河川工事を行っています。特記仕様書に記載してある工程が、現地を見限りかなり遅れているようすが、再調整はどうか。 現地調査したところ、別添図面1のとおり電柱が支障となりますが、占有者との協議はどこまで終了していますか。	6月上旬の大雨により、関連する工事進捗が遅れています。再調整結果については、添付資料のとおりです。
	関係機関協議	工事説明会の開催は、必要ですか。どこまで、地元で説明ができていますか。 No30付近の市管理水路の付替え工事について、市との立会いは必要ありませんか。また、付け替え時期についての制約条件はどうか。	支障物件移動についての事務的な調整は終了しています。具体的に移設予定日を決めてください。 工事説明会は、開催してください。同席します。また、乗り入れ口の構造は別添資料のとおり説明済みですが、位置については、個別に確認してください。
III 用地関係	その他	図面No25の仮設道路の用地に関する資料がありません。また、農地転用の手続きは、どうなっていますか。	丁張りがかかった段階で、立会ってください。また、付け替え時期は、地元農業委員会と調整が必要です。
	用地関係		借地についての同意は、別添資料のとおりです。農地の一時転用は、請負者で行ってください。
IV 安全対策	安全対策関係	交通誘導員の配置図がありません。	別添資料のとおりです。
V 建設副産物	建設副産物	掘削土の仮置き場がありません。 残土処理の受け入れ先の条件が明示されていませんが、仮置場の確保は必要ではありませんか。	現地を確認しました。仮置き場は、設計変更通知書で通知します。 残土受入先の条件は、添付資料のとおりです。直接搬出が可能ですので、仮置き場は必要ありません。
	資料の確認	地質調査報告書、測量成果簿、用地境界杭の確認資料、測量基準点の確認資料、地下埋設物の確認資料及び設計委託成果に関する貸与等の条件明示がない。 PU3型側溝について、図面No12ではL=125mとなっているが、数量計算書ではL=115mとなっている。 どちらを設計数量とすればよいか。 鉄筋挿入工において、足場工が計上されていない。 事前測量と設計図面との差異は、別添「事前測量対比図(設計図面に書き明示)」のとおり。	全て貸与します。
設計図書	設計図書の確認	設計変更要領 第5(1)及び第6(1)に該当する工事施工前に数量が定まらないものは次の工種となる。 ・法面工 法枠工/アンカー工(法面積の変更による) ・擁壁工 規制杭工(支持層の確認による)	図面No12のL=125mです。 足場工を計上します。 確認しました。
			確認しました。

※ 請負者は、条件確認すべき事項をA欄に記入し、打合せ簿に添付し通知すること。また、当該「通知事項等」を電子データで送付すること。
 ※ 発注者は、受理したデータを活用し、条件確認に対する回答事項をB欄に記入し、打合せ簿に添付し通知すること。

様式第26 (第21条関係)

工 事 協 議 書			
工 事 名	〇〇 事	期	
着手	完了	〇年〇月〇日	
路線等の名称 (地 区)	〇〇 区	〇〇 内	〇年〇月〇日
企 業 庁 長 殿	契 約 者	(契 約 者) 様	令 和 〇 年 〇 月 〇 日
契 約 者		企 業 庁 長	
工事場 所		令 和 〇 年 〇 月 〇 日	
<p>上記の工事について、下記のとおり協議します。</p> <p>1. 〇号擁壁の土留工について、仮設計画図に記載してある地質調査データが、土留計算に反映されていない。</p> <p>2. PU〇型側溝について、乗入れ箇所が計上されていない。</p>			
記 記		記 記	
協 議 の 内 容		回 答	
<p>1. 〇号擁壁の土留工について、仮設計画図に記載してある地質調査データが、土留計算に反映されていない。</p> <p>2. PU〇型側溝について、乗入れ箇所の数量が計上されていない。</p>		<p>1. 〇号擁壁の土留工は別添図面No.〇のとおり施工すること。</p> <p>2. PU〇型側溝工 L=〇mから□mに増工する。</p>	
<p>備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> <p>2 契約者は、正副各1部を提出すること。</p> <p>3 県から協議をする場合で、請負代金額の変更(約款第25条)若しくは請負代金額に代える設計図書変更(約款第31条)を伴うものにあつては、本文()書きを記載する。</p> <p>4 契約者から協議の場合で、請負代金の変更を伴うものにあつては、回答の末尾に本文()書きを記載する。</p> <p>5 協議開始の日は、設計変更に伴う変更契約の手続きを行う予定日とする。</p>			

【施工途中に通知する場合の記載例】

工 事 打 合 簿		
発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日 令和 3年 10月 20日
発 議 事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()	
工 事 名	〇〇〇工事	
(内容)		
愛知県企業庁公共工事請負契約約款第19条第1項に基づき通知します。		
通知事項等：別紙「通知事項等」のとおり		
添付図 葉、その他添付図書		
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 令和△△年△△月〇〇日
	請 負 者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 令和 年 月 日

総括 監督員	主任 監督員	専任 監督員

現場 代理人	主任(監理) 技術者	監理技術者 補佐

※「愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き 8 システムにより処理する書類」を参照してもよい。

様式「通知事項等」【施工中に通知する場合の記載例】

		確認請求通知事項【請負者】(A)	確認通知事項【発注者】(B)	備考
I 工法関係	工事施工関係	重力式擁壁工施工のため、掘削しましたが、図面No.□に示された支持地盤が確認できません。		
	工事用道路			
	品質管理関係			
	その他			
II 工程関係	関連工事			
	関係機関協議			
	その他			
III 用地関係	用地関係			
IV 安全対策	安全対策関係			
V 建設副産物	建設副産物			
	資料の確認			
設計図書	資料の確認			
	設計図書の確認			

※ 請負者は、条件確認すべき事項をA欄に記入し、打合せ簿に添付し通知すること。また、当該「通知事項等」を電子データで送付すること。
 ※ 発注者は、受理したデータを活用し、条件確認に対する回答事項をB欄に記入し、打合せ簿に添付し通知すること。

様式「通知事項等」【施工中に通知する場合の記載例】

		確認請求通知事項【請負者】(A)	確認通知事項【発注者】(B)	備考
I 工法関係	工事施工関係	重力式擁壁工施工のため、掘削しましたが、図面No.□に示された支持地盤が確認できません。	現場の状況は把握しました。設計変更通知書にて回答します。	
	工事用道路			
	品質管理関係			
	その他			
II 工程関係	関連工事			
	関係機関協議			
	その他			
	用地関係			
III 用地関係	安全対策関係			
	建設副産物			
IV 安全対策	資料の確認			
	設計図書			
V 建設副産物	資料の確認			
	設計図書の確認			

※ 請負者は、条件確認すべき事項をA欄に記入し、打合せ簿に添付し通知すること。また、当該「通知事項等」を電子データで送付すること。
 ※ 発注者は、受理したデータを活用し、条件確認に対する回答事項をB欄に記入し、打合せ簿に添付し通知すること。

様式第26 (第21条関係)

工 事 協 議 書			
工 事 名	〇〇 事	期	
着手	〇〇 区	〇〇 内	令和〇年〇月〇日
路線等の名称 (地 区)	工 事 場 所	工 期	
完了	〇〇 区	〇〇 内	令和△年△月△日
契 約 者	契 約 者	年 月 日	
企業庁様	企業庁長 殿	〇〇 内	年 月 日
企業庁長	企業庁長	〇〇 内	契 約 者
<p>上記の工事について、下記のとおり協議します。</p> <p>(なお、愛知県企業庁公共工事請負契約約款第 〇 条 項に定める協議開始の日は、 年 月 日とします。)</p>			
記 記		記	
協 議 の 内 容		回 答	
<p>1. 道路照明工 N=〇 基、視線誘導標 N=〇 本を新規計上する。設置箇所は別添図面(1)のとおり。</p>		<p>1. 協議内容について了解しました。</p>	
<p>備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。</p> <p>2 契約者は、正副各1部を提出すること。</p> <p>3 県から協議をする場合で、請負代金額の変更(約款第25条)若しくは請負代金額に代える設計図書変更(約款第31条)を伴うものにあつては、本文()書きを記載する。</p> <p>4 契約者から協議の場合で、請負代金の変更を伴うものにあつては、回答の末尾に本文()書きを記載する。</p> <p>5 協議開始の日は、設計変更に伴う変更契約の手続きを行う予定日とする。</p>			

7. 施工計画書

7-1. 施工計画書の内容

施工計画書は、標準仕様書 第1編 1-1-6 において「請負者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。」と規定しており、記載内容は、表 7-1 のとおりである。

また、特記仕様書において施工計画書に記載するよう指定されている事項についても記載する。

なお、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成し提出する。ただし、重要な変更とは、新規工種の追加及び安全管理方法の変更に係わるものをいう。

表 7-1 施工計画書の記載内容

項目		工事等の区分と記載項目 ※				摘要
		一般建設工事 (当初請負代金額が4,500万円以上)	当初請負代金額が 4,500万円未満の工事	保全工事等 ※2	緊急維持修繕工事	
(1)	実施工程表	○	○	—	—注2)	
(2)	現場組織表	○	—	—	—	
(3)	安全管理	○	○	○	○	
(4)	指定機械及び 主要機械（船舶）	○	—	—	—	
(5)	主要資材	○	—	—	—	
(6)	施工方法 (主要機械、仮 設備計画、工事 用地等を含む)	○	— 注1)	—	—	主要な工種について、作業フロー図を記載するとともに、図面等を活用して簡潔に記述する。
(7)	施工管理計画	○	○	—	—	
(8)	緊急時の体制 及び対応	○	○	○	○	
(9)	交通管理	○	○	○	○	
(10)	環境対策	○	—	—	—	
(11)	現場作業環境 の整備	○	△	—	—	現場環境改善について、対象工事の場合に記載する。
(12)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	○	○	○	—	
(13)	法定休日・所定休日（週休二日の導入）	○	○	—	—	対象工事の場合に記載する。
(14)	その他	○	○	○	—	

※ 「○」の項目：記載する

「—」の項目：設計図書に記載指示のある場合を除き、記載を省略する。

「△」の項目：現場環境改善の熱中症対策について、対策を行う場合は記載する。

※ 2 「保全工事等」とは管理地保全のための樹木剪定や草刈り等の役務を提供する工事をいう。

注1) つり足場を使用する工事においては、請負代金額に関わらず(6)施工方法を記載する。

また、必要に応じて(ウ)監督員による段階確認等について記載する。

注2) 緊急維持修繕工事について、協定を締結している業者は一般事項として、(3)、(8)、(9)を記載した施工計画書を契約当初に担当者へ提出する。（建設局）

7-2. 施工計画書の作成例

施 工 計 画 書

工 事 名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 工 事

路線等の名称 二 級 河 川 ○ ○ ○ ○ 川

工 事 場 所 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 地 内

工 期 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ~ ○ 年 ○ 月 ○ 日

請負代金額 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 円(消費税を含む)

目 次

- (1) 実施工程表……………
- (2) 現場組織表……………
- (3) 安全管理……………
- (4) 指定機械及び主要機械……………
- (5) 主要資材……………
- (6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）……………
- (7) 施工管理計画……………
- (8) 緊急時の体制及び対応……………
- (9) 交通管理……………
- (10) 環境対策……………
- (11) 現場作業環境の整備……………
- (12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法……………
- (13) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）……………
- (14) その他……………

請 負 者 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 会 社

住 所 △△市△△町△△△△ 電 話 (△△△△) △△-△△△△

○ ○ 現場作業所

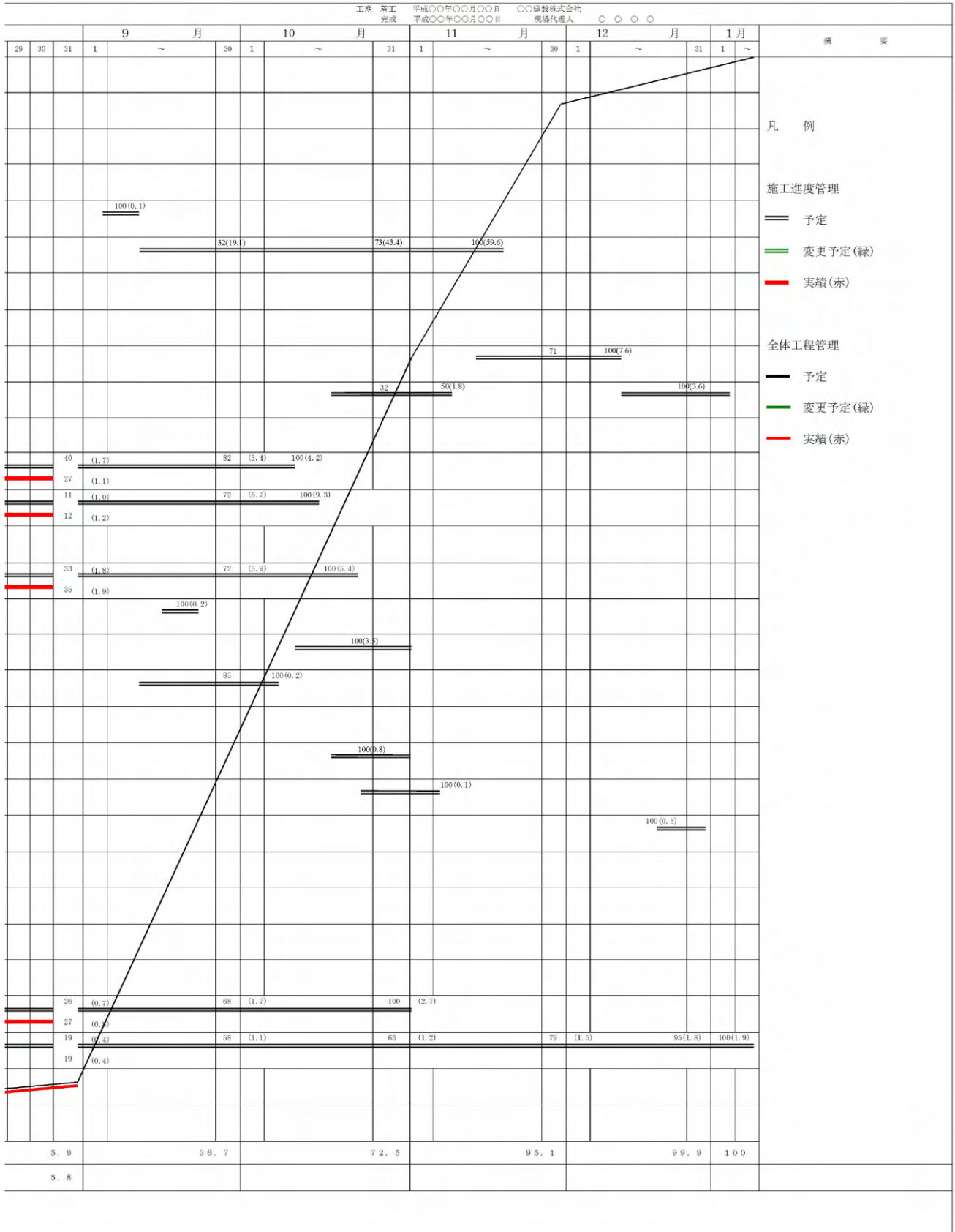
住 所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 電 話 (○ ○ ○ ○) ○ ○ - ○ ○ ○ ○

発 注 者 ○ ○ 事務所(担当課○ ○ ○ 課) 電 話 (○ ○ ○ ○) ○ ○ - ○ ○ ○ ○

【(1) 実施工程表】

契約書の工期に基づき、バーチャート、曲線式工程表、ネットワーク式工程表など工事内容に適した工程表で示す。各工種について作業の始めと終わりが判るように作成するとともに、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させる。

実施工程表の記事欄には、変更契約及び工程に関わる事項が発生した日に、その内容を記載する。(例：条件変更確認通知、**工事協議書**、変更契約、工期延期、工程見直し(20%の差違))

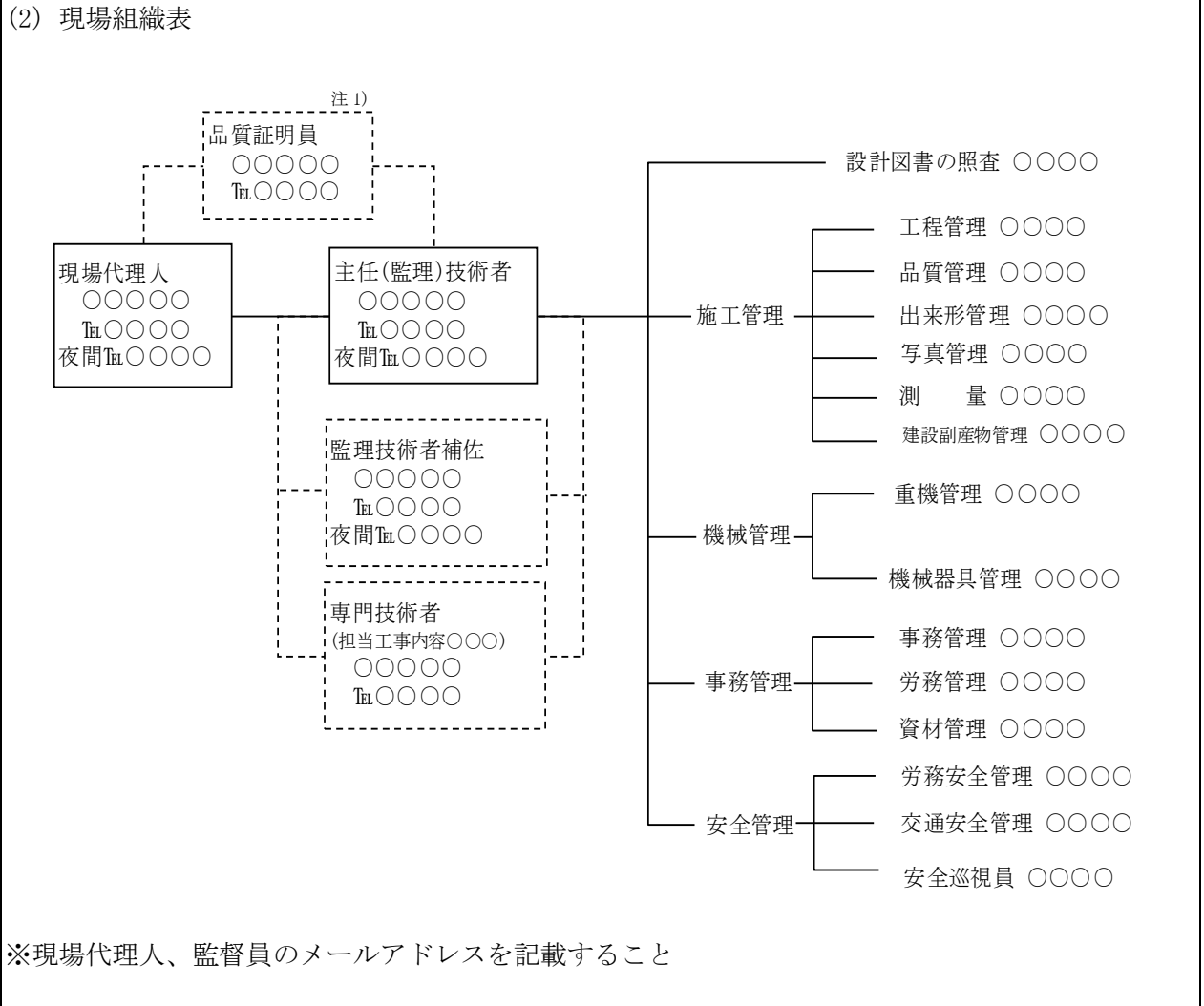


【(2) 現場組織表】

現場代理人、主任(監理)技術者の他、施工管理担当者、安全巡視員等の現場施工に必要な責任者(担当者)を定め現場組織表を作成する。責任者は夜間・休日の連絡先を記載する。

また現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統ならびに業務分担が判るよう記載し、専門技術者、品質証明員を置く工事については、これを記載する。

〈作成例〉



注1) 品質証明員は、特記仕様書で品質証明の対象工事と明示された場合に配置
(標準仕様書 第1編 1-1-24 品質証明 参照)

【(3) 安全管理】

安全委員会の構成又は安全管理の組織表を作成し、安全活動の方針、安全対策、事故発生時の措置（連絡方法等）及び安全訓練等の実施について記載する。

安全管理について必要なそれぞれの責任者及び組織、安全活動の方針について以下の事項を参考に記載する。

また、万が一の事故発生時における救急指定病院、関係機関及び被災者宅等への連絡方法を記載する。

なお、労働安全衛生法と安全管理のしくみ等については、国土交通省中部地方整備局企画部編集「安全サポートマニュアル」を参照する。（同局のホームページで公表）

(ア) 工事安全管理対策

- ① 安全委員会の構成又は安全管理の組織
- ② 作業主任者一覧表の掲示
- ③ 危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱い
- ④ その他必要事項（労働基準監督署への届出等に際しての監督員への報告等）

(イ) 第三者施設安全対策

- ① 家屋、商店街等の第三者施設と近接して工事を行う場合の安全対策
- ② 水道、ガス、電気、電話等の占用物件と近接して工事を行う場合の安全対策
- ③ 鉄道、他の管理者の施設（橋脚等）と近接して工事を行う場合の安全対策

(ウ) 安全教育・安全訓練等を始めとした安全活動の計画

- ① 安全活動の実施内容、参加者、頻度等
- ② 安全教育・安全訓練等の具体的な計画を工事の内容に応じた次の各号の事項
 - (1) 工事期間中の月別安全・訓練等実施全体計画
 - (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。
 - 1) 月別の安全・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目
 - 2) 資機材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法
 - 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法
 - 4) KY及び新規入場者教育の方法
 - 5) 場内整理整頓の実施

(エ) 現場管理

現場の管理方法、保安施設の設置計画、建設機械の災害防止

(オ) 安全管理組織表

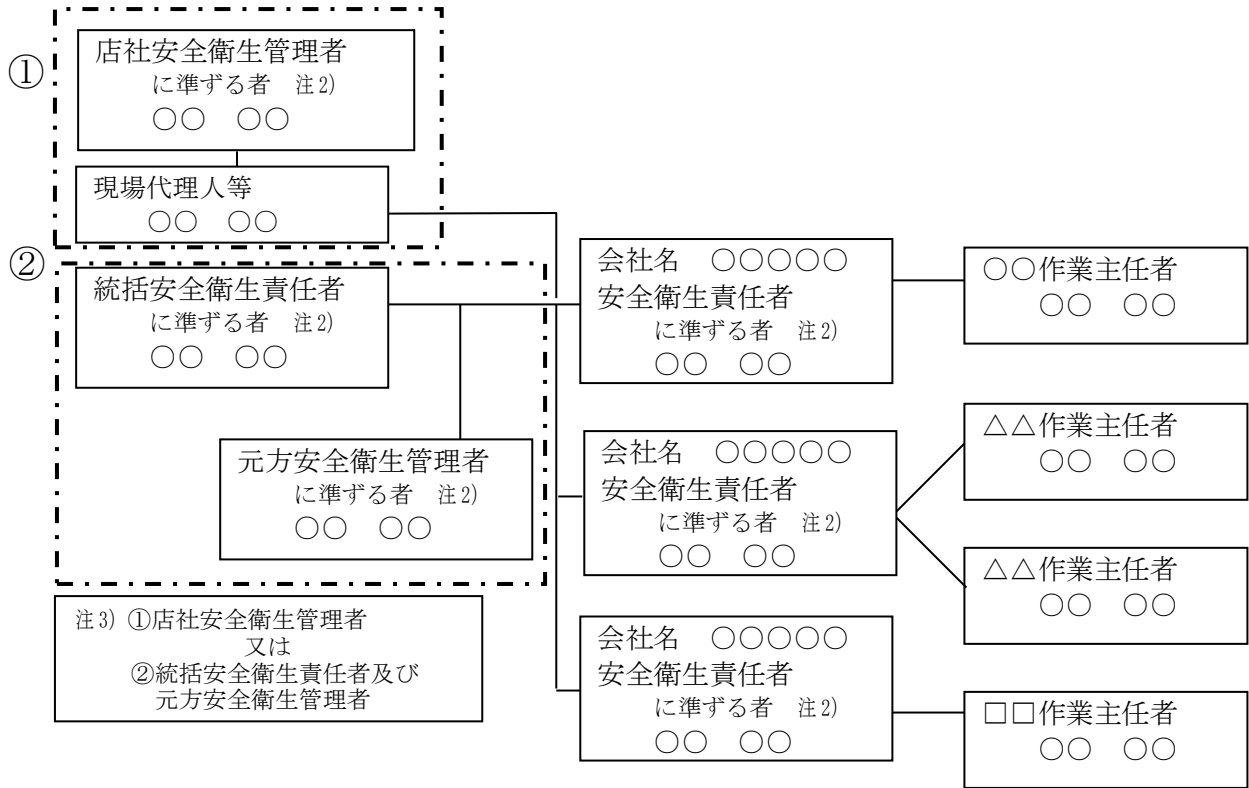
作成時は、第6章6-6「[施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）](#)」を参考とし、各衛生管理者等を選任する。

現場作業員が常時10人以上いない場合は、準ずる者（注2）の選任の必要はないが、安全衛生に関する措置について作業員の多少は関係なく、常時10～49人の場合の体制に準ずることが望ましい。

〈作成例〉

(7) 工事現場内の安全管理については、作業員の労働災害の防止及び疾病を予防するとともに、第三者に対する公衆災害を防止するため、安全管理の組織を下図のとおりとする。

また、作業主任者一覧表を、工事現場の関係労働者が見やすい箇所に掲示する。^{注1)}



注1) 作業主任者一覧表には、労働安全衛生規則第18条の規定により、作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載する。

注2) 「に準ずる者」は、現場で作業する者が、常時10～49人の場合、配置する。詳しくは、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」(平成5年3月31日付け基発第209号 労働省労働基準局長 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について)による。

注3) ①店社安全衛生管理者を選任する場合には、元方事業者の現場にいる担当者(現場代理人等)を記載する。統括安全衛生責任者は、事業の実施を統括管理する者を選任すること。元方安全衛生管理者は、その事業場に専属の者を選任すること。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場に常駐することが望ましい。

【参考】中規模建設工事現場における安全衛生管理指針

1 趣旨

統括安全衛生責任者等の選任による統括安全衛生管理体制の整備が義務付けられていない中規模建設工事現場において、元方事業者の統括安全衛生管理が不十分なことによる労働災害が多発していることにかんがみ、中規模建設工事現場における統括安全衛生管理体制又は本店、支店、営業所等による建設工事現場に対する指導体制の確立を図り、中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実を図ることを目的とする。

2 対象建設工事現場

おおむね、労働者数10～49人規模の建設工事現場(統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている建設工事現場を除く。)

3 安全衛生管理体制の確立

(1) 統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者又は店社安全衛生管理者に準ずる者の選任

上記2の対象建設工事現場について元方事業者は、当該建設工事現場の状況に応じ建設工事現場単位での統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者の選任又は当該現場を管轄する本店、支店、営業所等（以下「店社」という。）において店社安全衛生管理者に準ずる者の選任を行うものとする。

この場合、元方事業者が、統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者を選任する場合には、関係請負人は、安全衛生責任者に準ずる者を選任するものとする。

(2) 統括安全衛生責任者に準ずる者の知識、経験等
（以下、記載省略）

(イ) 安全活動を下表のとおり実施する。

安全活動の内容	場 所	参 加 者	頻 度	摘 要
朝 礼	現 場	全現場作業従事者	毎作業日	
作業ミーティング	事務所	職長	毎作業日	
K Y活動	現 場	全現場作業従事者	毎作業日	
作業手順打合せ	現 場	各現場作業従事者	随 時	
新規入場者教育	事務所 現 場	新規入場者	随 時	
安全教育・安全訓練	事務所	全現場作業従事者	月当たり半日以上	月別全体計画は下表
災害防止協議会	事務所	安全管理担当者	月 1 回	協力会社を含む
安全巡視	現 場	安全巡視員	毎作業日	常に腕章を着用
店社安全パトロール	現 場	店社安全担当者	月 1 回	必要に応じて

安全教育・安全訓練の月別全体計画

月 度	安全教育・安全訓練の計画	摘 要
○月度	墜落・転落事故防止、○○○○、○○○○	
○月度	重機事故防止、○○○○、○○○○	
○月度	交通事故防止、○○○○、○○○○	
○月度	過積載運搬の防止、○○○○、○○○○	
○月度	熱中症対策、○○○○、○○○○、○○○○	

(ウ) 万が一の事故発生時における救急指定病院、関係機関への連絡方法は、(8) 緊急時の体制及び対応によるものとし、緊急時の連絡系統図を工事現場の見やすい場所に掲示する。

〈樹木剪定や草刈り等の役務を提供する工事（以下、保全工事等） 一般事項記載例〉

(1) 一般事項

- ・現場責任者として、作業員に作業内容、作業方法、作業範囲等の周知を行い、作業内容等の変更が必要となった場合は、作業員に対し変更内容の周知を図った上で作業を行います。
- ・現場責任者が、やむを得ず現場を不在にする場合においても、現場の安全管理が適切に行われる体制を整えます。

(2) 安全指針等の遵守

- ・土木工事標準仕様書及び施工に関わる各安全指針を遵守し、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図ります。

(3) 誘導担当者の配置

- ・建設機械作業を行う場合は、必ず誘導担当者を決め、接触事故が生じないよう誘導します。
- ・現場責任者は、工事前にオペレーターと誘導担当者に合図・誘導の方法の他、オペレーターの視認性に関する死角についても周知します。

【(4) 指定機械及び主要機械(船舶)】

工事に使用する排出ガス対策型建設機械及び設計図書で使用が義務付けられた低騒音型・低振動型建設機械等の指定機械ならびに主要機械(船舶)の機種、性能、台数等についての一覧表を作成する。

〈作成例〉

(4) 指定機械及び主要機械(船舶) 指定機械及び主要機械の使用計画は下表のとおり。							
指定機械及び主要機械 使用計画表							
機 械 名	規 格		台数	指 定 区 分			摘 要
				低振動型	低騒音型	排ガス対策型 ^{注)}	
バックホウ	0.6m ³	107kw	1	—	○	○	旧施設撤去、床掘り
バイプロハンマ	16t	88kw	1	○	○	○	鋼矢板打ち込み
ブルドーザー	15t	97kw	1	—	○	○	築立、敷きならし
〃	20.7t	135kw	1	—	○	○	敷きならし
スタビライザ	処理幅2m	265kw	1	—	—	—	路床安定処理 混合
.....
注) 排ガス対策型には、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)による基準適合車を含む。							

【(5) 主要資材】
 工事に使用する主要資材について、名称、規格、数量、製造会社、搬入時期等の一覧表を作成する。
 〈作成例〉

主要資材の計画表										
資材名	規格等	数量	製造会社名	搬入時期	工事材料の品質及び検査			あいくる材	JISマーク表示品	摘要
					試験成績表の提出 注1)	試験の実施 注2)	監督員の確認 (材料確認書) 注3)			
ボックスパート	1200×1200	45本	〇〇〇(株)	〇月上旬	〇				曲げ試験の実施	
歩道用U型側溝	300×300	250個	△△△(株)	△月中旬	〇			〇	JISマーク表示写真提示	
ヒューム管	Φ300、B形1種	10本	×××(株)	×月上旬	〇					
残存型枠	1200×600×30	50枚	株〇〇〇	〇月中旬	〇	〇				
下層路盤材	RC-40、T=20cm	300m ³	□□□(株)	□月下旬	〇			〇	事前審査認定書(写)提出	
再生密粒As合材	13mmTop、T=5cm	175t	▽▽▽(株)	▽月上旬	〇			〇	①マーク工場、配合計画書提出	
異形棒鋼	SD345、D16-D32	50t	〇製造(株)	〇月中旬	〇			〇	②マーク工場、配合計画書提出	
レディミックスコンクリート	24-8-25BB 注4) (21-8-25BB)	250m ³	△生コン(株)	△月中旬	〇			〇	③マーク工場、配合計画書提出	
		……	……	……	……	……	……	……	……	

注1) 工事材料の品質を証明する資料(標準仕様書 第2編第1章第2節第2項)

注2) 設計図書において試験を行うこととしている工事材料(土木工事施工管理基準の「品質管理基準及び規格値」により品質管理を実施する、種別「材料」に関する試験を含む)

注3) 設計図書において監督員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料(標準仕様書 第2編第1章第2節第10項)リサイクル材・リサイクル品の品質証明)については、工事材料を使用するまでに材料確認書を提出。

注4) 設計図書で指定された品質規格の同等以上のものを使用する場合は、下段()内に設計図書の品質規格を併記

【(6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)】

主要工種について、工事の安全を考慮して施工順序等を記述する。ただし、一般的な施工方法は省略するが、他工事との関係調整、地下埋設物件の対策、用排水調査、官公庁等への手続き、工事公害に対する配慮、地元への周知、苦情に対する措置方法等も必要に応じて記述する。また、仮締切、仮道路、仮橋、仮土留、防護工等主要な施設は記述する。主要な仮設工は必要に応じて構造計算書を添付する。

施工方法は、次の内容を参考に記載する。

(7) 一般事項

詳細な作業時間及び休日を明記する。

〈作成例〉

作業時間及び休日は、次のとおりとする。なお、工程の関係又はその他の理由で、官公庁の休日又は夜間において作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡する。ただし、現道上の工事については書面等により通知（メールも可）する。

a) 作業時間	
集合・体操・KY活動	8:00～ 8:15
作業打合せ	8:15～ 8:25
作業開始	8:25～
昼食休み	12:00～13:00
後片付け	16:50～17:00
作業終了	17:00
* 現道上で交通規制を伴う工事については、別途、規制開始(解除)時間を記載する。	
b) 休日	
土曜日、日曜日及び祝日	
夏季休業	8月○日～8月△日
冬季休業	12月○日～1月△日

(i) 具体的な施工方法

① 工事施工上の留意事項

工事箇所の作業環境(周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等)や主要な工種の施工時期(降雨期、出水・湧水期等)等について記述する。これを受けて工事施工上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件(施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等)、関係機関との調整事項について記述する。

また、準備工として工事に使用する工事用基準点・水準点、地下埋設物、地上障害物等に関する防護方法について記述する。

② 主要な工種毎の作業フロー

主要な工種毎の作業フローを記載するとともに、図面(平面図、断面図、構造図、概略図)等を活用し、主な使用予定機械を含めて、簡潔に記述する。

記載対象は、以下を標準とする。

- ・主要な工種
- ・特記仕様書で指定された工法
- ・土木工事標準仕様書に記載されていない特殊工法
- ・特殊な立地条件や関係機関等への対応が必要とされる施工

③ 工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等

位置図や概要図等を用いて具体的に記述する。また、足場・支保工等の任意仮設及び指定仮設については、必要により構造計算書等を添付する。

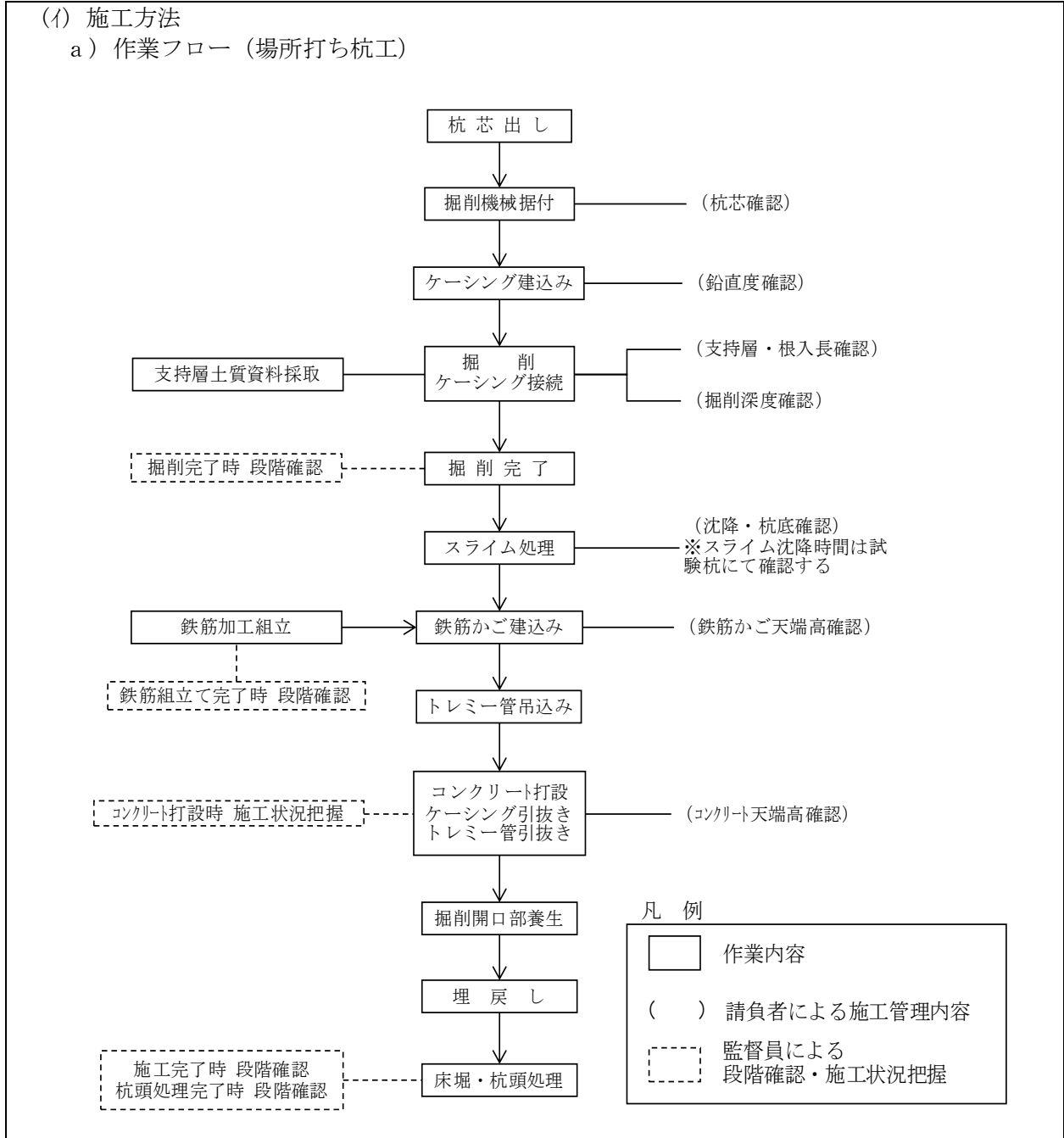
その他、仮設備として仮設建物、工事材料・建設機械の仮置き場、場内運搬経路、仮排水、安全管理に関する仮設備(工事標示板、立入禁止の柵、立入禁止の標示板等の保安設備)等について記述する。

なお、設計書において積み上げ計上された借地の契約を行った場合は、借地契約書の写しを添付する。

〈作成例〉

(イ) 施工方法

a) 作業フロー (場所打ち杭工)



b) 仮設備計画

① 工事用搬入路

工事用搬入路のため、工事現場の起終点2箇所に堤防裏小段に取りつく仮設搬入路を設置する。

構造 天端幅 3m 縦断勾配 10%以内

のり勾配 2割 敷砂利(切込碎石) 10cm厚

仮設搬入路は堤体を切り欠かないように造成するとともに、工事完了後は撤去し原形に復旧する。

② 水替設備

動力線を仮設し、電力200V、200KVAを使用し、水中ポンプ4吋2台を据付け排水にあてる。

③ 運搬道路の維持補修

運搬道路の維持管理は十分行うこととし、特に路面の凹凸が著しい場合は切込碎石などにより補修を行う。また、砂利道で砂ほこりの多い場合はただちに散水を実施する。

※借地が必要な場合は借地契約書の写し

(ウ) 監督員による段階確認等

a) 段階確認

下表に示す確認時期において、監督員による段階確認を受ける。

〈作成例〉

段階確認報告書

工 事 名	〇〇〇〇工事				
路線等の名称	〇〇〇〇線				
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇地内				

種 別	細 別	項 目	実施予定時期	確認方法 <small>(臨場・机上、施工管理)</small>	実施年月日
A1 橋台 場所打杭工	オールケーシング杭	掘削長、支持地盤 杭番号①, ②	掘削完了時 8月頃		
〃	〃	〃 杭番号③, ④	掘削完了時 8月頃		
〃	〃	〃 杭番号⑤, ⑥	掘削完了時 8月頃		
〃	〃	使用材料、設計図書 との対比 杭番号①, ②, ③	鉄筋組立完了時 8月頃		
〃	〃	〃 杭番号④, ⑤, ⑥	鉄筋組立完了時 8月頃		
〃	〃	基準高さ、偏心量、 杭径、杭頭処理状況 杭番号①②③④⑤⑥	施工完了時 杭頭処理完了時 9頃		

(備考) 1 段階確認が良好の場合は、確認方法、実施年月日を記入する。
 2 段階確認において問題が生じた場合は、確認方法欄に手直し等の指示事項を記入する。
 3 確認方法欄は、監督員は「臨場」・「机上」、工事監督支援業務により確認した場合は「施工管理」と記入する。
 4 「臨場」確認の立会状況写真は、工事完了写真としての提出のみとし、本書への添付は必要ない。
 5 「机上」確認については、メールによる提出も可とする。
 6 工事完成後、記事内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。

上記について、実施しました。

専任監督員

b) 施工状況把握報告

下表に示す施工時期に、監督員の施工状況把握を受ける。

〈作成例〉

施工状況把握報告書

工 事 名	〇〇〇〇工事
路線等の名称	〇〇〇〇線
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇地内

種 別	細 別	項 目	実施予定時期	確認方法 (臨場、施工管理)	実施年月日
A1 橋台 場所打杭工	オールケーシ ング杭	品質規格、運搬時 間、打設順序、天候、 気温 杭番号①, ②	コンクリート打設時 10月頃		
〃	〃	〃 杭番号③, ④	コンクリート打設時 10月頃		
〃	〃	〃 杭番号⑤, ⑥	コンクリート打設時 10月頃		
A2 橋台 場所打杭工	オールケーシ ング杭	〃 杭番号①, ②	コンクリート打設時 10月頃		
.....		

- 備考) 1 施工状況把握が良好の場合は、確認方法、実施年月日を記入する。
 2 施工状況把握において問題が生じた場合は、確認方法欄に手直し等の指示事項を記入する。
 3 確認方法欄は、監督員は「臨場」、工事監督支援業務により確認した場合は「施工管理」と記入する。
 4 「臨場」確認の立会状況写真は、工事完了写真としての提出のみとし、本書への添付は必要ない。
 5 工事完成後、記事内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。

上記について、実施しました。

専任監督員

【(7) 施工管理計画】

施工管理計画については、施工管理基準及び写真管理基準に基づき、その管理方法について記載する。

(ア) 工程管理

工程管理の方法を記述する。また、実施工程表どおりに工事が進捗しない場合の改善措置について記載する。

〈作成例〉

バーチャート方式により作成した実施工程表で総合的に管理するとともに、毎月5日までに工事履行報告書を提出する。

また、工期の3分の1を経過した時点で全体工程管理にマイナス20%の差異が生じた場合は、改善策を講じ変更実施工程表を監督員に提出のうえ管理する。

(イ) 出来形管理

施工管理基準に基づき当該工事等に必要な測定項目、試験項目を記述する。主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。維持作業は別途考慮する。

〈作成例〉

施工管理基準の出来形管理基準及び規格値に基づき、下表の工種・測定項目について出来形成果表及び出来形図を作成し、出来形管理を行う。

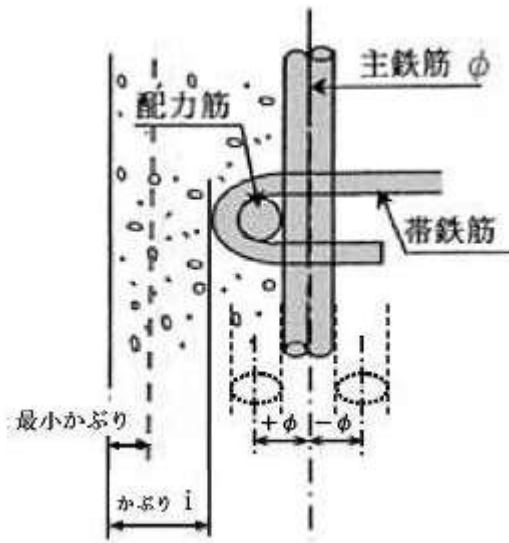
なお、舗装工事におけるコア採取による厚さ測定位置については監督員の承諾を得る。

出来形管理一覧表

工 種	測定項目及び規格値 (単位: mm)						測 定 基 準
	基準高	厚さ	幅	法長高さ	延長	鉄筋	
河川土工							
盛土工	-50		-100	-100			施工延長40mにつき1箇所測定
法覆護岸工							
植生工(張芝工)				-100	-200		施工延長40mにつき1箇所測定
基礎工(護岸)	±30		-30	-30	-200		施工延長40mにつき1箇所測定
コンクリートブロック積	±50	-50		-100	-200		施工延長40mにつき1箇所測定
水路工							
場所打水路工	±30	-20	-30	-30	-200		施工延長40mにつき1箇所測定
暗渠工	±30		-50	-30	-200		施工延長40mにつき1箇所測定
場所打擁壁工	±50	-20	-30	-50	-200	○	施工延長40mにつき1箇所測定
集水柵工	±30	-20	-30	-30			1箇所毎測定
アスファルト舗装工							下層路盤の厚さは水系による方法で測定 注1)
下層路盤工(小規模)	±50	-45	-50				施工延長40mにつき1箇所測定
表層工(小規模)		-9	-25				施工延長40mにつき1箇所測定 別途平坦性測定
.....

備考) 鉄筋の測定項目及び規格値は、平均間隔 $d \pm \phi$ 、鉄筋のかぶり $i \pm \phi$ かつ鉄筋の最小かぶり以上 注2)

- 注1) 厚さを出来形管理基準及び規格値の測定基準による方法(掘り起こし)以外の方法(水系による方法、レベル測量による方法)で測定する場合に明記する。
- 注2) 鉄筋のかぶりの規格値は下図による。



主鉄筋の位置は $\pm \phi$ 以内

鉄筋のかぶりは最小かぶり以上

最小かぶりはコンクリート標準示方書(設計編：本編 13.2)参照

(ウ) 品質管理

施工管理基準に基づき当該工事等に必要な測定項目、試験項目を記述する。主要なものは試験方法、管理方法、試験場所等も記述する。維持作業は別途考慮する。

〈作成例〉

施工管理基準の品質管理基準及び規格値に基づき、下表の工種・試験項目について品質管理図表を作成し品質管理を行う。

なお、舗装工事における現場密度の測定位置については監督員の承諾を得る。

品質管理一覧表

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験回数等			摘要 (公的機関等での試験)		
						設計数量	試験回数	試験成績表等による確認			
河川土工	材料	土の締固め試験	JIS A 1210	—	当初及び土質の変化した時	23,750m ³	1回				
	施工	現場密度の測定	RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上	面積(m ²) 測定点数					0~500 5	500~1000 10
セメント・コンクリート 24-8-25BB (21-8-25BB)	材料	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」	同左	—	250m ³	—	○			
	施工	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	0.3kg/m ³ 以下	午前1回、午後1回 午前の試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略する					試験基準による	
		スランプ試験	JIS A 1101	±2.5cm	供試体採取毎に1回					5回	
		空気量測定	JIS A 1116、1118、1128	±1.5%	供試体採取毎に1回					5回	
		圧縮強度試験 (σ7、σ28)	JIS A 1108	1回の試験結果は呼び強度の85%以上、3回の平均値は呼び強度以上	日当たり打設量が50m ³ 未満。打設量累計50m ³ ごとに1回					5回	σ28 5回は公的機関等で試験
下層路盤 RC-40 T=20cm	材料	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧E001 [4] - 68	修正CBR30以上	小規模工事：施工前	1,500m ²	—	○			
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照	—					—	○
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	—					—	○
	施工	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧G021 [4] - 256	最大乾燥密度の93%以上 X3 97%以上	3000m ² 以下につき1回 (3個)					2回 (1回3個)	
アスファルト舗装 再生密粒As T=5cm	舗設現場	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧B008 [3] - 218	基準密度の94%以上 X3 96.5%以上	3000m ² 以下につき1個(1工事当り3個以上)	1,500m ²	3個		事前審査制度の認定混合物		
		温度測定 (初期締固め前)	温度計による	110℃以上	随時					1日4回 (午前・午後各2回)	
		外観検査 (混合物)	目視	—	随時					—	
.....		

(エ) 写真管理

写真管理基準に基づき撮影計画を作成する。

工事写真は、写真管理基準に基づき写真管理を行い、撮影目的を明確にし、鮮明なものとする。特に、完成後不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう注意して撮影する。

また、電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「愛知県 デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとする。

〈作成例〉

写真管理一覧表

区分・工種	写真管理項目		摘要		
	撮影項目	撮影頻度 〔撮影時期〕			
共通写真	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回〔着手前〕		
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕		
	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回〔月末〕	実施工程表に添付する	
	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕		
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回〔設置後〕		
		交通誘導員交通整理状況	各1回〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回〔実施中〕	請負者保管。提出不要	
	使用材料 (積みブロック) (鉄筋コンクリート管)	形状寸法	各品目毎に1回〔使用前〕	品質証明に添付する	
		配筋(コンクリート製品)			
		品質証明 (JISマーク表示) ※品質規格証明書に替えて品質証明資料とする場合	各品目毎に1回〔使用前〕		
	検査実施状況	各品目毎に1回〔検査時〕			
出来形管理写真	盛土工	巻出し厚	100mに1回〔巻出し時〕		
		締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回〔締固め時〕		
		法長、幅	100mに1回〔施工後〕		
	コンクリートブロック積	厚さ(裏込)	40mに1回〔施工中〕		
		法長 厚さ(ブロック積)	80mに1回(根入部は40mに1回)〔施工後〕		
	鉄筋コンクリート工	鉄筋の組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 〔鉄筋組立て後〕	
			かぶり		
			継手寸法		
		コンクリート打設	打継目処理状況 締固め施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	ショット等と打込み面の高さが判る写真を適宜
		コンクリート養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回〔養生時〕	
品質管理写真	盛土工	現場密度の測定	土質毎に1回〔試験実施中〕		
	コンクリート工	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回〔試験実施中〕		
		スランプ試験			
		空気量測定			
	コンクリートの圧縮強度試験				

【(8) 緊急時の体制及び対応】

大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生又はその恐れがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。

また、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合の臨機の措置を記述する（標準仕様書1-1-33 16-2. 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応についてを参照）ほか、作業員の緊急避難場所（避難経路を含む）を現場に明示する。

加えて、熱中症における緊急連絡体制を記述するほか、工事関係者の見やすい場所に明示する。ただし、明らかにWBGTが28度以上又は気温が31度以上とならない期間で作業を行う工事においては対象外とする。

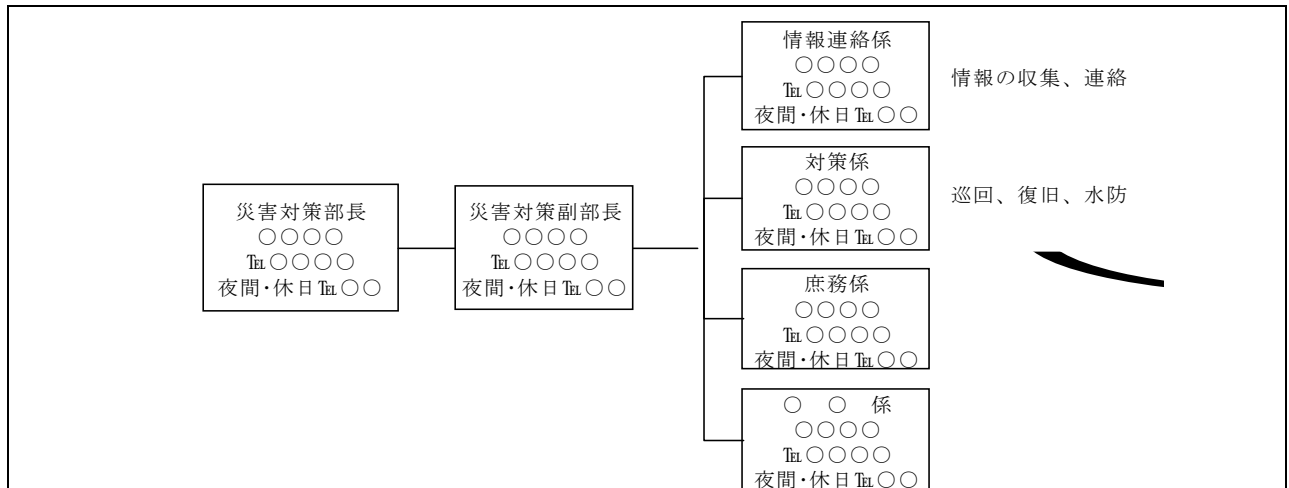
〈作成例〉

(7) 緊急時の体制

大雨、出水、強風等の異常気象時又は地震発生時において、災害発生の恐れがある場合、次の災害対策組織による体制を整え、必要に応じて工事現場内及びその周辺を巡回し警戒にあたる。

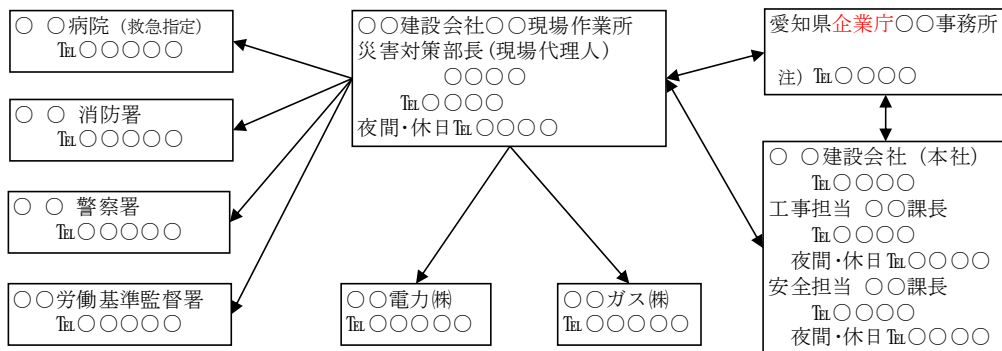
また、工事現場内において災害が発生した場合は、ただちに災害対策の体制により災害対策部長以下、災害対策組織の職務分担により行動する。

災害対策組織



また、災害発生等の緊急時の連絡系統は下図のとおりとする。

緊急時の連絡系統図



注) 発注者の休日・夜間における連絡先を確認すること。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報に伴う臨機の措置

※ 本工事の施工条件及び施工内容を踏まえ、第三者及び現場内の安全確保に係る保全措置並びに、津波避難を含む作業員等の安全確保に関する事項について記載する。

(ウ) 事故発生時の措置

- ① 付近の病院、所轄警察署、労働基準監督署などの関係機関等の連絡先を常に携帯します。
- ② 事故が発生した場合、第三者及び作業員の人命の安全確保を優先するとともに、直ちに関係機関（所轄警察署、労働基準監督署等）及び監督員に連絡します。
- ③ 事故後の工事再開等については、監督員と協議の上で行います。

(エ) 熱中症における緊急連絡体制

※ 各々の現場の実情に合わせた熱中症による重篤化を防止するための実施手順を含めた緊急連絡体制を記述する。

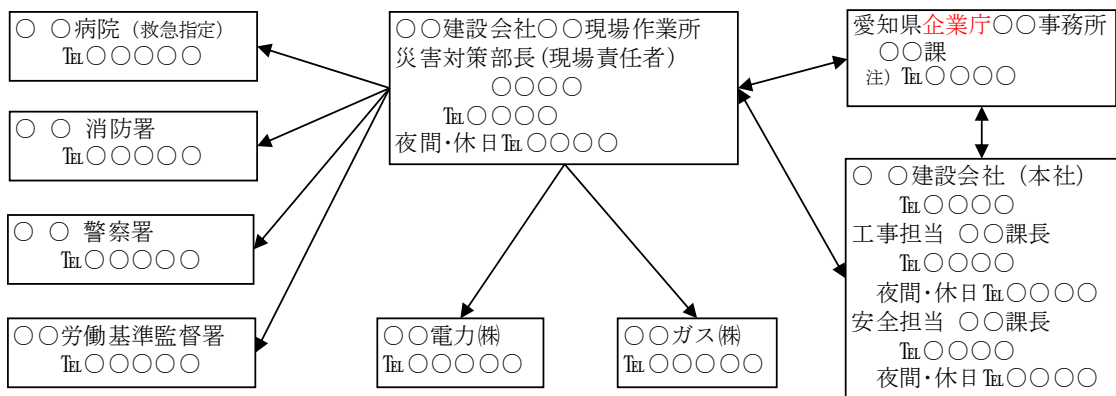
なお、工事関係者が見やすい場所に掲げるものであるため、別紙として添付してもよい。

〈保全工事等 一般事項記載例〉

(1) 一般事項

- ・現場責任者として、緊急時に作業員から連絡をうける体制を整えるとともに、付近の病院、所轄警察署、労働基準監督署などの関係機関等の連絡先を常に携帯します。

(緊急時の連絡体制)



注) 発注者の休日・夜間における連絡先を確認すること。

(2) 事故発生時の対応

- ・事故が発生した場合、現場責任者は、第三者及び作業員の人命の安全確保を優先するとともに、直ちに関係機関（所轄警察署、労働基準監督署等）及び監督員に連絡します。
- ・事故後の工事再開等については、監督員と協議の上で行います。

【(9) 交通管理】

工事等に伴う交通対策と交通処理等について記述する。

工事施工にあたっては、交通渋滞による社会的損失を極力抑えるため、路線の交通特性等を十分検討(交通ピーク時をはずす、事前予告等)のうえ、交通処理計画を立てるものとする。

また、具体的な保安設備(交通誘導警備員を含む)配置計画、通学路対策、支道及び出入り口対策、主要資材の搬入・搬出経路、過積載運搬の防止対策等について詳しく記載する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び保安設備、迂回路標示板、道路標識(「まわり道」)の配置図ならびに交通誘導警備員等の配置についても記載する。

建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度)を記載する。

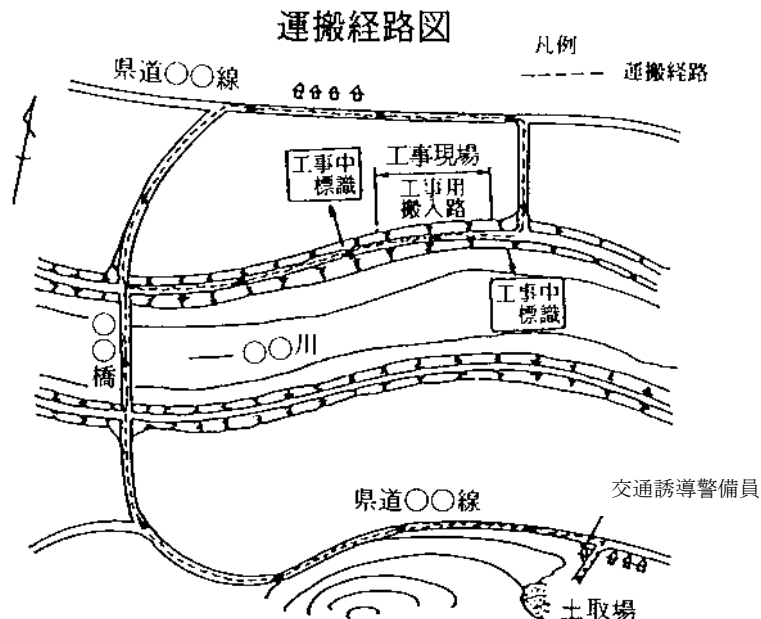
〈作成例〉

保安設備配置計画図に基づき工事標識、保安設備を完備するとともに、特に夜間交通に対するバリケード、保安灯などの配置には注意する。また、交通誘導警備員を配置計画図に基づき配置し、一般交通及び歩行者に対する安全を確保する。

(7) 盛土運搬に対する交通管理

- ① ダンプトラックには、当該工事の工事用車両であることを車両前部に表示し責任運行を行う。
- ② 通学時間帯(〇時～〇時)の運行自主規制を徹底する。
- ③ 運搬指定経路の通行を厳守するとともに、現場内は徐行運転する。
- ④ 過積載運搬を防止するため次の対策を行う。
 - ・ ○○○○○○○○
 - ・ ○○○○○○○○
 - ・ 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導する。

(4) 盛土材料運搬経路図及び保安設備(交通誘導警備員を含む)配置計画図



(ウ) 特殊車両の通行

(1) 運搬計画

(2) 特殊車両の運行の確認を次のとおり行う。

- ・ 通行許可証による確認。(通行許可申請は、手続き期間を考慮して申請する。)

〈**保全工事等** 一般事項記載例〉

(1) 一般事項

- ・ 道路工事保安設備設置基準（以下「同基準：6章参照」）により、工事着手前にバリケードやカラーコーン等を設置し、工事区域を明示して第三者の工事区域への立入を防止します。
- ・ 同基準（案）に基づいて交通誘導警備員を配置しますが、現場状況に応じて、監督員と協議して適切な配置とします。
- ・ 建設機械を現道内で移動させる場合、道路関係法令を遵守するとともに、交通誘導警備員を配置して起終点で一時通行止めを行い、一般車両の安全を確保します。

【(10) 環境対策】

工事現場周辺地域の生活環境の保全及び円滑な工事施工を目的として、環境保全対策及び騒音・振動公害防止対策について記述する。

- ① 騒音・振動・排出ガス対策
- ② 水質汚濁対策
- ③ 粉塵対策
- ④ 現場で日々発生する木屑・鉄線屑等の分別処理対策
- ⑤ セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験の実施
- ⑥ 家屋調査、地下水位観測等の事業損失防止対策

〈記載例〉

指定機械に記載の排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械を使用するとともに、工事に伴って発生する振動・騒音については、特定建設作業実施届出書を提出のうえ、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例を遵守する。また、単に工事による迷惑を及ぼす程度であっても、できるだけ工事に伴う騒音、振動を生じないように努めるとともに、重機等のエンジンを必要以上にふかさないようにする。

河川の水質汚濁防止のため、排水にあたり沈砂タンクを据え付け泥分を沈殿させ、放流口には吸着材を張る対策を行う。

工事中に地域住民の方から苦情、意見があった場合は誠意をもって丁寧に対応し、対応状況をすみやかに監督員に報告する。

【(11) 現場作業環境の整備】

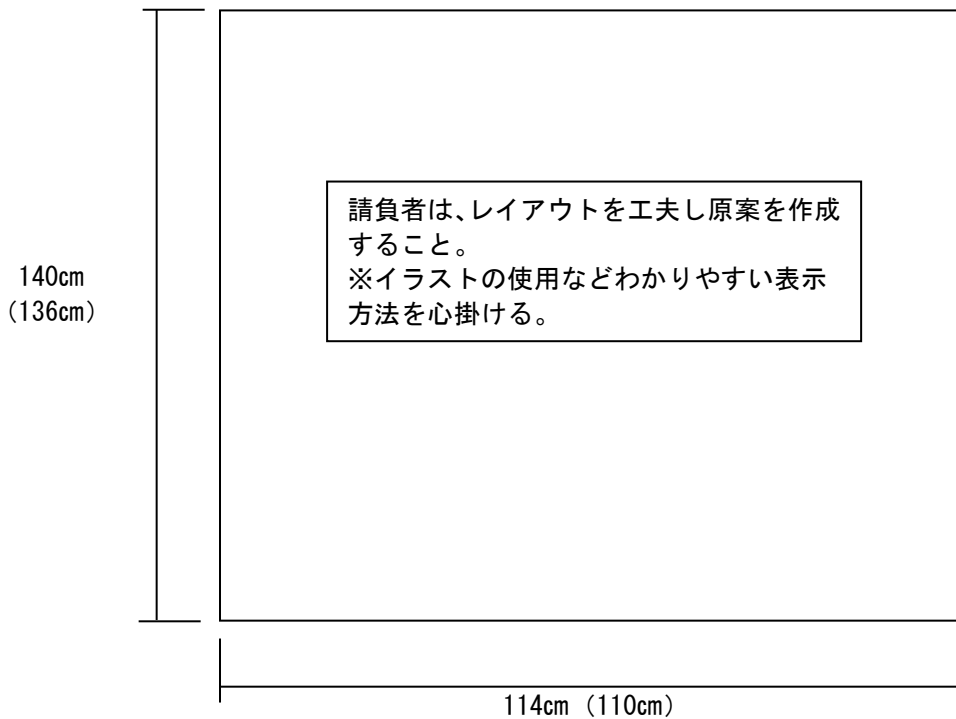
工事現場の現場環境改善は、周辺住民への生活環境に対する配慮や一般住民に対する建設事業の広報活動、並びに現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とし、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域とのコミュニケーションや現場周辺の環境整備等が求められている。

この主旨を理解し、工事現場の現場環境改善等について記載する。

なお、設計図書において、現場環境改善対象工事と明示された場合は、標準仕様書第1編1-1-33第9項に定めにより実施する具体的な内容・実施期間を記載する。

○事業説明板（事業PR看板）の仕様について

事業説明板の仕様は下図のとおりとし、できる限り「あいくる材」を使用する。



※ 看板の規格は、「道路工事保安設備設置基準（平成30年3月改定）愛知県建設局にある「工事中看板」の標示板と同等以上のものとする。

※ また、設計図書において、誰もが働きやすい現場環境整備工事と明示された場合は、「誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領」により実施する。

〈作成例〉

熱中症対策について、以下のとおり実施する。

- ・冷蔵庫の設置
- ・製氷機の設置
- ・日除けテントの設置
- ・ミスト扇風機の設置 等

実施期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

【(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法】

再生資源の利用の促進に関する法律及び愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、再生資源の利用促進及び建設副産物の処理方法に関する事項を記述する。

〈作成例〉

(12) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

建設副産物適正処理推進要綱、再生資源の利用の促進について及び**愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱**（以下「**ガイドライン実施要綱**」という。）、**建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領**（以下「**建設発生土等の実施要領**」）という。）、**愛知県あいくる材率先利用方針**を遵守して、以下のとおり建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図る。また、産業廃棄物を運搬する車両には、定められた表示及び書面の備え付け（携帯）を徹底する。

なお、監督員から受領した建設リサイクル法通知済ステッカーを、工事現場の標識など公衆が見やすい場所に貼付する。

(ア) 再生資源の利用の促進

施工計画に際し、再生資源の利用の促進についての次の計画書を提出する。

- ・再生資源利用計画書（様式1）
- ・再生資源利用促進計画書（様式2）
- ・再生資源利用促進計画の作成に伴う結果確認票（建設発生土等の実施要領・様式4）

また工事完了時に次の実施書等を提出する。

- ・再生資源利用実施書（様式1）
- ・再生資源利用促進実施書（様式2）
- ・あいくる材使用状況報告書(ガイドライン実施要綱・様式8)
- ・あいくる材使用実績集約表(ガイドライン実施要綱・様式9)

(イ) 建設副産物の適正処理

搬出する産業廃棄物は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、マニフェスト管理台帳を作成し管理する。

建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された受入れ地について地形を実測し、資料を提出する。

また、搬出する建設発生土については搬出伝票を作成、管理し完了時に集計表を提出する。施工計画に際し、建設副産物の適正処理について添付資料を以下のとおりとする。

- ・建設発生土受入れ地の関係法令に基づく許可証の写し
- ・収集運搬、処理業者の許可証の写し
- ・廃棄物処理委託契約書の写し
- ・運搬ルート図

(ウ) 電子データの提出

工事完了時に提出する以下の書類は、電子データを提出する。

- ・あいくる材使用状況報告書(ガイドライン実施要綱・様式8)
- ・あいくる材使用実績集約表(ガイドライン実施要綱・様式9)

注1) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、請負代金100万円以上のすべての工事
で、(一財)日本情報総合センター(JACIC)が管理運営する「建設副産物情報交換システム
(COBRIS)」により作成する。

注2) 指定副産物（土砂500m³以上、Co殻・As殻・建設発生木材の合計が200t以上）を搬出、または建設資材（土砂500m³以上、砕石500t以上、加熱As混合物200t以上）を搬入する工事は、再生資源利用（促進）計画書及び結果確認票を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲示する。

【(13) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）】

愛知県企業庁週休2日工事実施要領に基づき、本工事は、月単位の週休2日（完全週休2日）工事として、以下の休工取得計画により工事を実施します。

(作成例) 土木工事の場合

工事名： 道路改良工事
 受注者： ○○建設
 発注者： △△△△事務所
 工期： 2025/5/12 ~ 2025/9/25

凡例

現場閉所日
着手・完成
工期
非対象期間
休日

2025年度 分

当初設計	達成状況
	完全週休2日(土日) ○
	月単位の4週8休 - ※
	未達成 -

全体日数	137 日
対象期間(単年)	129 日
準備期間(単年)	0 日
対象外(単年)	3 日

月単位の週休2日	
対象月	5 ヶ月
達成月	5 ヶ月
未達月	0 ヶ月

現場閉所日数(参考)	
現場閉所日	37 日
全体現場閉所率(参考)	28.6 %

※現場閉所率が28.5%以上または土日日数以上で達成

月単位 - 現場閉所率 - 現場閉所 0日	月単位 OK 現場閉所率 25.0% 現場閉所 5日	月単位 OK 現場閉所率 30.0% 現場閉所 9日
4月 完全週休2日	5月 完全週休2日	6月 完全週休2日
7月 完全週休2日	8月 完全週休2日	9月 完全週休2日
月単位 OK 現場閉所率 25.8% 現場閉所 8日	月単位 OK 現場閉所率 35.7% 現場閉所 10日	月単位 OK 現場閉所率 25.0% 現場閉所 5日

(作成例) 港湾・漁港工事の場合

週休2日工事(港湾・漁港工事) 現場閉所計画確認表

工事名： ○○○○工事 形式： 週休2日工事
 工期： 2025年10月10日～2026年3月27日
 受注者： ○○建設 発注者： ○○建設事務所△△△△課

日付	土	日	月	火	水	木	金	備考	現場閉所日数		判定	完全週休2日実施確認				
									計画	実績		休日日数	休日の現場閉所日数	完全週休2日実施有無		
10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24		評価対象外	-	-	達成					
計画				工事着手												
実績																
10/25	10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31		天候閉所	9	10	達成	2	2	○		
計画	閉所	閉所														
実績	閉所	閉所			天候閉所	天候閉所										
11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7		振替閉所	9	10	達成	3	3	○		
計画	閉所	閉所	閉所													
実績					振替閉所	振替閉所										
11/8	11/9	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14		振替閉所	9	10	達成	2	2	○		
計画	閉所	閉所														
実績		閉所			振替閉所											
11/15	11/16	11/17	11/18	11/19	11/20	11/21			9	10	達成	2	2	○		
計画	閉所	閉所														
実績	閉所	閉所														

【(14) その他】

その他、設計図書で施工計画書に明記又は記載するよう指定されているもの及び監督員の指示事項を記述する。

例として、創意工夫・社会性等に関する実施状況がある。

8. 施工体制台帳・施工体系図(記載例は p. 2-76~79へ)

- (1) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図を所定の様式(参考)により作成し提出する。なお、以下の添付書類については提示を求められた場合は速やかに応じなければならない。
- ・ 愛知県と元請業者との契約書の写し
 - ・ 下請契約書の写し
 - ・ 主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し
 - ・ 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面
 - ・ 監理技術者補佐(配置する場合)の資格及び雇用を証する書面
 - ・ 専門技術者(配置が必要な場合)の資格及び雇用を証する書面
 - ・ 二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し
- (2) 建設業法第24条の8、標準仕様書第1編 1-1-12
- (3) 工事着手までに写しを提出(変更が生じた場合は、その都度提出)
 施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出する。なお、施工体系図提出毎の施工計画書の変更は必要ない。
- (4) 現場への掲示等
- | | |
|------------|--|
| (ア) 施工体制台帳 | 工事現場に備える。 |
| (イ) 施工体系図 | 工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所にも掲示する。ただし、1箇所ですべての目的が達成できれば、1箇所の掲示でよい。 |

注意事項

- (1) 施工体制台帳及び施工体系図の作成条件
 → 建設工事を施工するために下請負契約を締結した場合。(建設業法第24条の8、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)
- (2) 施工体制台帳に記載すべき内容
- (3) 建設業法第24条の8第1項及び建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
- (4) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者(該当する工事のみ。詳しくは、第2章6. 6-2 施工計画書の作成例(3)安全管理 p. 2-51へ)
- (3) 詳しくは、第6章6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)

施工体制台帳記載例
(参考)

施工体制台帳

令和3年4月13日

施工体制台帳を作成
又は変更した日付

【会社名】 株式会社 株式会社
【事業所名】 ○○ビル作業所

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

作成建設業者が受けている許可をすべて記入
(業種は略すでも可)

《上欄負人に関する事項》

会社名	代表者名	○○○○
住所	〒000-0000 ○○県△△市△△町1-2-3-4	
工事名称及び 工事内容	○○ビル新築工事 / 構内電気設備工事、照明設備工事	
工期	令和3年4月11日 令和4年3月1日	契約日
代表者名	代表者名	令和3年4月10日

《下欄負人の階号名称》

階号	階号	許可(更新)年月日
電気	第123456号	令和2年2月28日
建築業の 許可	大匠(特) 知 大匠 特定 工事業 知事	

健康保険等の加入状況

健康保険	加入	雇用保険	加入
厚生年金保険	加入	雇用保険	加入
健康保険	加入	雇用保険	加入

現場代理人名

姓 名	山田 次郎	職 務	現場代理人
職 務	主任	資格	第一種電気工事士

監督員名

姓 名	山田 次郎	職 務	主任
職 務	主任	資格	第一種電気工事士

監督員名

姓 名	山田 次郎	職 務	主任
職 務	主任	資格	第一種電気工事士

監督員名

姓 名	山田 次郎	職 務	主任
職 務	主任	資格	第一種電気工事士

監督員名

姓 名	山田 次郎	職 務	主任
職 務	主任	資格	第一種電気工事士

監督員名

姓 名	山田 次郎	職 務	主任
職 務	主任	資格	第一種電気工事士

監督員名

姓 名	山田 次郎	職 務	主任
職 務	主任	資格	第一種電気工事士

下欄負人が担当した建設
工事の契約書に記載
された工事名称及びその
工事の具体的な内容

下欄負人が担当した建設
工事の契約書に記載
された工事名称及びその
工事の具体的な内容

下欄負人が受けている
許可(更新)年月日

下欄負人の加入状況

下欄負人が受けている
許可(更新)年月日

下欄負人が受けている
許可(更新)年月日

下欄負人が受けている
許可(更新)年月日

下欄負人が受けている
許可(更新)年月日

下欄負人が受けている
許可(更新)年月日

下欄負人が受けている
許可(更新)年月日

注意

1. 一部の部分は建築法で定められた登録事項です。
(建築法第4条第1項の「監督員」を指す)を指す場合は、その者の氏名及びその者が所有する
資格(例) 第一種電気工事士、電気設備主任技術者(10年・電気設備主任技術者)
2. 現場監督員(主任技術者)は、その者の氏名及びその者が所有する
資格(例) 第一種電気工事士、電気設備主任技術者(10年・電気設備主任技術者)
3. 「健康及び安全」欄は、建築法では相対的に記載していただく必要は
ありませんが、現場監督員(主任技術者)は、その旨を記載した上で記載してください。
4. 各種資格の取得状況は、その旨を記載してください。
5. 各種資格の取得状況は、その旨を記載してください。
6. 各種資格の取得状況は、その旨を記載してください。
7. 各種資格の取得状況は、その旨を記載してください。
8. 各種資格の取得状況は、その旨を記載してください。

注意

1. 一部の部分は建築法で定められた登録事項です。
(建築法第4条第1項の「監督員」を指す)を指す場合は、その者の氏名及びその者が所有する
資格(例) 第一種電気工事士、電気設備主任技術者(10年・電気設備主任技術者)
2. 現場監督員(主任技術者)は、その者の氏名及びその者が所有する
資格(例) 第一種電気工事士、電気設備主任技術者(10年・電気設備主任技術者)
3. 「健康及び安全」欄は、建築法では相対的に記載していただく必要は
ありませんが、現場監督員(主任技術者)は、その旨を記載した上で記載してください。
4. 各種資格の取得状況は、その旨を記載してください。
5. 各種資格の取得状況は、その旨を記載してください。
6. 各種資格の取得状況は、その旨を記載してください。
7. 各種資格の取得状況は、その旨を記載してください。
8. 各種資格の取得状況は、その旨を記載してください。

作業員名簿
(令和3年5月6日作成)

現場IDは建設キャリアアップシステムへ登録している場合記入。
○○ビル作業所
987654321013
谷小 二郎
所長名

事業所の名称
・現場ID
所長名

作成者が一次下請負業者の場合は記入不要。
二次以降の場合は何らかの責任のかか会社名を記入。
事業者IDは建設キャリアアップシステムへ登録している場合記入。

職業訓練
5月6日
令和

一次会社社名
・事業者ID
887654321012
橋本建設株式会社

(二次)会社社名
・事業者ID
777654321012
橋本建設工業

作業員名簿を提出する一次請けの会社名を記入。
事業者IDは建設キャリアアップシステムへ登録している場合記入。

元請の現場代理人を記入。

当該工事における役割を記入。

免状よりには権限が限定され、特別教育よりは高度な業務を行うことが可能な技能講習を受講している場合記入。

番号	ふりがな 氏名	職 種	※	生年月日 年齢	健康保険 年金保険 雇用保険	建設退職金 共済制度 中小企業退職金 共済制度	有 無	雇用・職長 特別教育	教育・資格・免許 技能講習	入籍年月日 受入教育 受雇年月日
1	まつだ いちろう 松田 一郎 987654321013	鉄筋工 主		昭和49年8月1日 53歳	協会けんぽ 厚生年金 雇用保険 7890			雇入・ワーク研修	玉掛り 1級鉄筋施工技能士	2021年5月10日 2021年5月10日
2										
3										

建設工事に関する知識及び技術又は技能に関する資格を記入。

新入場者教育を実施した年月日を記入。

被保険者番号の下4桁を記入。

事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には「適用除外」と記入。

安全衛生に関する教育の内容について記入。

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。
 (理) …現場代理人 (年) …作業主任者 (注) 2. (女) …女性作業員 (未) …18歳未満の作業員
 (主) …主任技術者 (職) …職 長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (再) …危険有害業務・再発防止教育
 (外) …外国人技能実習生 (特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としないなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一括でもよい。
 (注) 4. 資格・免許等の写しを添付すること。
 (注) 5. 健康保険には、左欄に健康保険の名称(組合保険組合、協会けんぽ、建設国民健康保険)を記載し、上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
 (注) 6. 年金保険には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年度の支給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
 (注) 7. 雇用保険には右欄に被保険者番号の下4桁を記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「適用除外」と記載。
 (注) 8. 建設退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
 (注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
 (注) 10. 建設工事に関する知識及び技術又は技能に関する資格(例：登録〇〇基礎技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。
 (注) 11. 記録事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

施工体系図(作成例)



9. 建設業退職金制度

建設業退職金制度（以下、建退協）への加入が必要な場合、同制度に請負者は加入する。対象となる労働者の数と日数を把握し、証紙を必要枚数購入する。

建退協に加入した場合、請負者は監督員へ掛金収納書を提出しなければならない。ただし、自社及び下請負会社全ての作業員に対しての退職金制度がある場合は必要ない。

- (1) 掛金収納書：請負者から監督員へ提出
- (2) 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書等、配布枚数が確認できる書類（受け払い簿等）：
監督員から請求があった場合、提示
- (3) 標準仕様書第1編 1-1-49
- (4) 契約後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約後40日以内）に提出
（例外措置あり。詳しくは以下の注意事項を参照のこと）
- (5) 工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示

注意事項

- (1) 建設業退職金制度に加入している場合、標識を掲示する。
→ 様式は、建退協支部で交付を受ける。
- (2) 掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約後40日以内）に提出できない場合は？
→ 提出できない理由（作業員の数確定しない等）、提出が可能となる時期を書面にして監督員へ提出。様式は請負者の任意。また、社印等は必要無い。
- (3) 他工事で余っている証紙を活用したい場合は？
- (4) **企業庁**が発注した他工事において、購入した証紙であれば使用を認める。ただし、その場合は、残数、**企業庁**が発注した他工事により購入したことが明らかでなければならない。監督員が確認し、使用を認める。
また、新たに購入した証紙での掛金収納書を提出する場合、他工事で購入した枚数を書面にして提出する。
例：購入した工事での掛金収納書（購入した枚数）と、貼り付け状況報告書（使用した枚数）を請負者に提示してもらう。（購入した枚数－使用した枚数で、余っている枚数が分かる。）

10. 工事打合簿(記載例は p. 2-82 へ)

- (1) 請負者発議及び発注者発議(監督員)がある。
- (2) 各通知内容により、根拠は異なる。
- (3) 必要が生じた場合、その都度提出。

注意事項

※様式にあて名(愛知県企業庁長・〇〇所長等)があるものについては、工事打合簿は必要としない。(例:現場代理人等通知書・請負代金内訳書・完了通知・請求書等)

※情報共有システムの対象である場合、運用にあたっては「愛知県情報共有運用ガイドライ
エ」及び、「愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き」に基づき実施
すること。

※発注者、請負者間において、承諾された結果の確認に対する処理は、「受理」にチェックを入
れる。

※請負者は発議する協議又は承諾の回答について、回答希望日を監督員へ報告し、監督員は回
答希望日までに回答するよう対応する。ただし、回答希望日までに回答が困難な場合は、請負
者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに回答予定日を請負者に連絡する。

10-8. 工事打合簿等一覧表 (参考) ※紙による提出の場合

整理番号		発議年月日	内 容
提出	1	令和△△年 △月 △△日	施工計画書の提出
	2	令和△△年 △月 □□日	施工計画書の再提出(指示事項を記載)
	4	令和△△年 △月 △△日	工事材料の製品カタログ資料等の提出
	5	令和△△年 ○月 △△日	工期変更の協議書提出
報告	1	令和△△年 △月 △△日	履行報告(○月分)(メール)
通知	1	令和△△年 △月 △△日	休日作業届け(メール)
承諾	1	令和△△年 △月 △△日	施工承諾 (PU2型側溝300×300 に替えてPU3型側溝300×300 で施工)
【発注者発議】			
通知	1	令和△△年 △月 △△日	労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく指名
	2	令和△△年 △月 △△日	「軽微な変更等」の設計変更を行う場合の概算金額の通知

1.1. 材料確認

材料確認は、標準仕様書第2編 第1章第2節 工事材料の品質に基づき行う。

材料確認は、以下の手順によって行う。

- (1) 事前に、工事材料の品質規格に関する資料（製品カタログ等）を工事打合簿に添付して、請負者が監督員へ提出する。

以下は、二通りの方法に分かれる。

- (ア) 材料確認書の提出を求められている材料について（監督員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料）（記載例は p. 2-95 へ）

- (2) 材料報告書により監督員の確認が必要な材料について、施工計画書の主要資材の計画表に記載する。監督員は、一部の材料かサンプルと品質規格証明書等をもとに、指定された材料の品質と規格が発注者の要求するものに適合しているかの確認を行う。

(イ) (ア)以外の材料

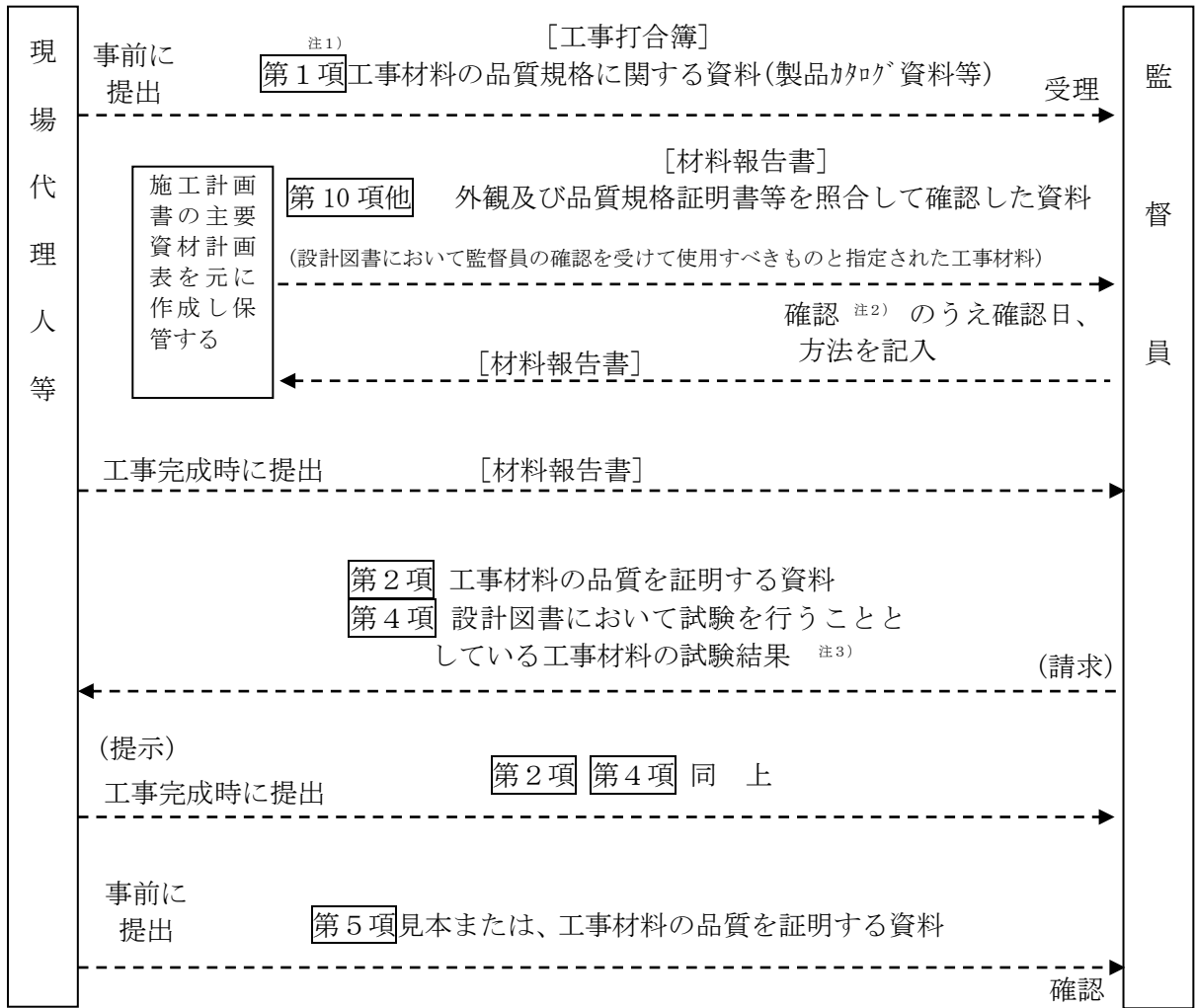
- (2) 工事材料の品質を証明する資料（試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書）及び、設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試験結果を、監督員または検査員から請求があった場合、請負者は提示する。これらの書類は、工事完成時に提出する。

なお、設計図書において見本または、品質を証明する資料を監督員に提出しなければならないと指定された工事材料については、工事材料を使用するまでにこれを提出しなければならない。

いずれの場合も、材料確認はなるべく監督員が臨場して行うこと。

図 11-1 に、材料確認の流れを示したので、参照されたい。

図 11-1 書類のやりとり



注 1) □内の数字は、標準仕様書第2編第1章第2節の項を示す。

注 2) 指定材料の確認は、発注者が求める品質規格と、請負者が設計図書から解釈される材料の品質規格の照合を図る行為である。このため確認は、一部の材料かサンプルと品質規格証明書等をもとに、指定された材料の品質と規格が、発注者が要求するものに適合しているかを確認する。ただし、設計図書で全数確認が指定されている場合は、全ての材料を確認する。

注 3) 標準仕様書において試験を行うこととしている主な工事材料は表 11-1 のとおり。

表 11-1 試験を行うこととしている主な工事材料について

標準仕様書において試験を行うこととしている主な工事材料	試験内容	公的機関等での試験	摘要
鋼板 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	機械試験	—	第4編第4章水門4-3-2材料 第4編第5章堰5-3-2材料 第6編第1章砂防堰堤1-3-2材料 第7編第4章鋼橋上部4-3-2材料 第7編第8章鋼製シェッド8-3-2材料 第7編第15章道路修繕15-3-2材料
鉄筋コンクリート用棒鋼 (JISマーク表示品以外)	機械試験 (引張試験)	要	第2編第1章第2節工事材料の品質 第7項
ポストテンションの PC鋼線・PC鋼棒 (JISマーク表示品以外)	機械試験 (引張試験)	要	第2編第1章第2節工事材料の品質 第8項
セメントコンクリート製品 (あいくる材を除いたJISマーク表示品以外)	性能試験 (曲げ試験等)	—	第2編第1章第2節工事材料の品質 第9項 (使用量が「一定量」*未満、かつ、特記仕様書に性能試験が明示されていない場合は省略可)
レディーミクスト コンクリート	強度試験 (σ_7 、 σ_{28})	要(σ_{28})	第3編2-3-2工場の選定 第4項 品質管理基準及び規格値 p148
フレア溶接継手の 施工前試験	機械試験 (引張試験)	要	土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月) p145
「品質管理基準及び規格値」において種別「材料」に関する試験を行うこととしている工事材料	「品質管理基準及び規格値」による	同左	「品質管理基準及び規格値」の「試験成績表等」による確認に該当する試験項目を除く

*「一定量」は、セメントコンクリート製品(JISマーク表示品以外)に類似するJISマーク表示品の検査ロットの大きさの1/3の数量とし、その数量は次表を参照。

表 11-2 JIS製品の検査ロット

JIS製品の検査ロットの大きさ				JIS製品の検査ロットの大きさの1/3の数量		
プレキャストコンクリート製品の種類	検査ロットの大きさ	摘要				
プレキャスト無筋コンクリート製品	暗きよ類	無筋コンクリート管	300本	JISA5371附属書A推奨仕様A-1	100本	
	舗装・境界ブロック類	平板	2000個	JISA5371附属書B推奨仕様B-1	660個	
		境界ブロック	1000個	同上 推奨仕様B-2	330個	
		インターロッキングブロック	50000個	同上 推奨仕様B-3	16000個	
	路面排水溝類	L型側溝	1000個	JISA5371附属書C推奨仕様C-1	330個	
	ブロック式擁壁類	積みブロック	1000個	JISA5371附属書D推奨仕様D-1	330個	
		大型積みブロック	500個	同上 推奨仕様D-2	160個	
プレキャスト鉄筋コンクリート製品	くい類	鉄筋コンクリートくい	3000本	JISA5372附属書A推奨仕様A-1	1000本	
	擁壁類	大型積みブロック	500個	JISA5372附属書B推奨仕様B-1	160個	
		鉄筋コンクリート矢板	1000枚	同上 推奨仕様B-2	330枚	
	暗渠類	鉄筋コンクリート管	300本	JISA5372附属書C推奨仕様C-1	100本	
		組合せ暗きよブロック	1000個	同上 推奨仕様C-3	330個	
	マンホール類	鉄筋コンクリートボックスカルバート	100本	同上 推奨仕様C-4	33本	
		マンホール側塊	300個	JISA5372附属書D推奨仕様D-1	100個	
		路面排水溝類	U型側溝	1000個	JISA5372附属書E推奨仕様E-1	330個
			上ぶた式U型側溝	1000個	同上 推奨仕様E-2	330個
			落ちふた式U型側溝	1000個	同上 推奨仕様E-3	330個
L型側溝			1000個	同上 推奨仕様E-4	330個	
用排水路類	フリーウム	500個	JISA5372附属書F推奨仕様F-1	160個		
	組立土留め	1000個	同上 推奨仕様F-2	330個		
共同溝類	ケーブルトラフ	1000個	JISA5372附属書G推奨仕様G-1	330個		
プレキャストプレストレストコンクリート製品	ボール類	プレストレストコンクリートボール	3000本	JISA5373附属書A推奨仕様A-1	1000本	
	橋りょう類	道路橋用橋げた	400本	JISA5373附属書B推奨仕様B-1	130本	
		合成床版用プレキャスト板	20製造ライン	同上 推奨仕様B-3	6製造ライン	
		道路橋用プレキャスト床版	400枚	同上 推奨仕様B-4	130枚	
	擁壁類	プレストレストコンクリート矢板	1000枚	JISA5373附属書C推奨仕様C-1	330枚	
	暗きよ類	プレストレストコンクリート管	50本	JISA5373附属書D推奨仕様D-1	16本	
プレストレストコンクリートボックスカルバート		100本	同上 推奨仕様D-2	33本		
くい類		プレストレストコンクリートくい	3000本	JISA5373附属書E推奨仕様E-1	1000本	

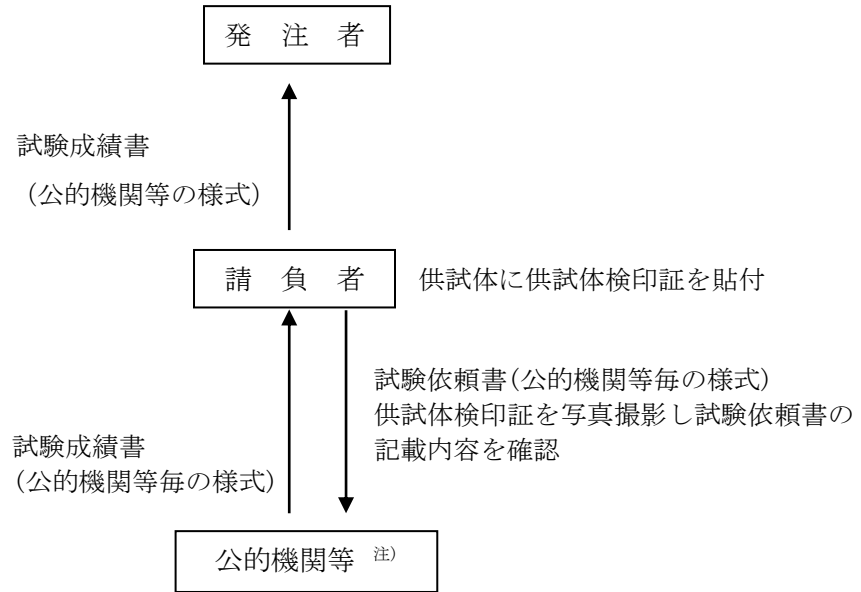


図 11-2 公的機関等での材料試験

注) 公的機関等は、第6章 6-38 公的機関等一覧表を参照

供試体検印証の記載例

コンクリート検印			鉄筋等検印		
発注機関	〇〇水道建設課	監督員 愛知	発注機関	〇〇水道建設課	監督員 愛知
施工者	尾張建設(株)		施工者	尾張建設(株)	
工事名	道路改良工事		工事名	道路改良工事	
部位	ボックスカルバート底版		部位	橋台・橋脚	
規格	24-8-25 BB		規格	SD345 D25	
採取日	平成17年3月10日		採取日	平成17年2月28日	
愛知県企業庁検印証			愛知県企業庁検印証		

図 11-3 供試体検印証の記載例

検印証の使用例

1) 記載事項

- ①施工者 略称でもよい (例)〇〇JV
- ②工事名 略称でもよい (例)道路改良(〇号工)
- ③部位 採取したロット等 (例)A1橋台フーチング
- ④監督員 採取に臨場した発注者又は請負者の印又は記名(記名とは氏又は名を記すだけでよい)

検印証の記入用具は、黒の油性ボールペン又は細字油性マジック
押印又は上記のペンによる署名

2) コンクリート供試体に入れるときの注意

- ①供試体1体につき1枚の検印証を供試体の上面下約2~3cmの側面に入れる。
- ②検印証の表面(記載面)に十分グリスを塗り付け、供試体型枠に手で押し付けて貼り付ける。

3) 鉄筋供試体に貼り付ける時の注意

- ①供試体1片につき1枚の検印証を鉄筋供試体に貼り付ける。

作成根拠	標準仕様書第2編第1章第2節第10項他
提出時期	指定材料の使用前
提出部数	1部

材 料 確 認 書

工 事 名	○○○○工事
路線等の名称	○○○○線
工 事 場 所	○○市○○町○○地内

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確 認 欄			備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	
残存型枠	B1200 H600 t30	枚	30	2023/7/22	臨場	30	工場品質 証明書
同 上	B600 H600 t30	枚	20	2023/8/26	臨場	20	同 上
.....

備考) 1 設計図書において監督員の確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料を対象とし、確認結果が良好の場合は、確認方法、実施年月日を記入する。
 2 確認方法欄は、監督員は「臨場」・「机上」、施工管理業務により確認した場合は「施工管理」と記入する。
 3 工事完成後、記載内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。

上記について、実施しました。

専任監督員

1 2. 段階確認報告書、施工状況把握報告書（記載例は、p. 2-97）

- (1) 請負者から監督員へ提出
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-22
- (3) 当該工種施工前までに提出

注意事項

- (1) 段階確認、施工状況把握の違いは？
→ どちらも施工状況を監督員が把握する行為。だが、段階確認は請負者の臨場を必要とする。
- (2) あらかじめ段階確認の項目を把握しておく（標準仕様書第1編 1-1-22 及び第3章 3-3(2)段階確認及び施工状況把握 p. 3-20 を参照）
- (3) 施工計画書に記載された、段階確認一覧表、施工状況把握一覧表等で確認。（記載例は、第2章 2-2 7. 施工計画書(6) (ウ) p. 2-61 を参照。）
- (4) 段階確認を監督員が臨場し実施した場合は、該当箇所の出来形管理写真を省略することとしている。（写真管理基準 p2 参照）
- (5) 段階確認報告書に添付する資料は、請負者が作成する出来形管理資料に、監督員等が確認した実測値を書き加えたものとする。
- (6) 段階確認の流れは、図 12-1 のとおり。

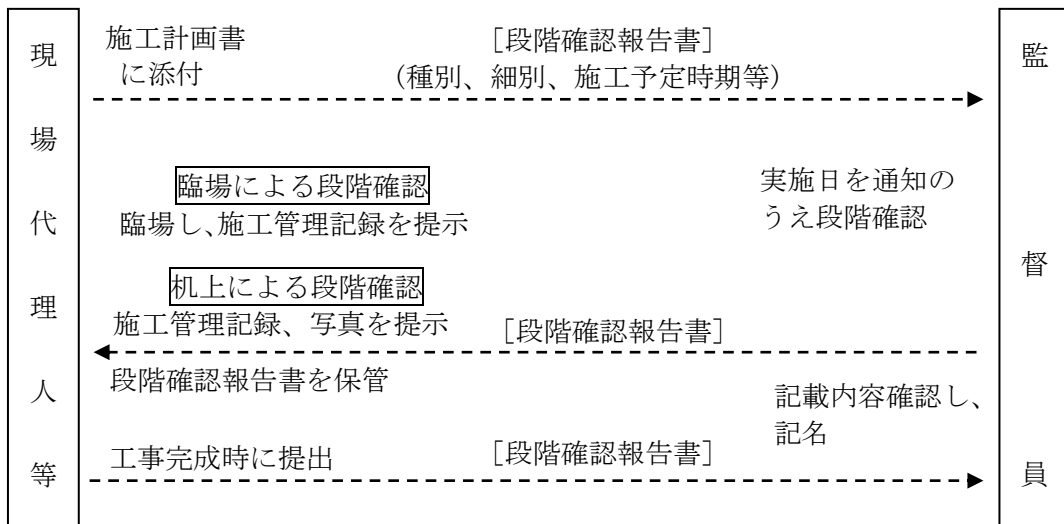


図 12-1 段階確認の流れ

段階確認報告書

工 事 名	〇〇〇〇工事				
路線等の名称	〇〇〇〇線				
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇地内				
請 負 者 名	〇〇建設(株)				
工 期	令和 2年 5月29日 ~ 令和 3年 3月 24日				
種 別	細 別	項 目	実施予定時期	確認方法 (臨場・机上・施工管理)	実施 年月日
A1 橋台 場所打杭工	オールケー シング杭	掘削長、支持地盤 杭番号①、②	掘削完了時 8月頃	臨場	8/26
"	"	" 杭番号③、④	掘削完了時 8月頃		
"	"	" 杭番号⑤、⑥	掘削完了時 8月頃		
"	"	使用材料、設計図書 との対比 杭番号①、②、③	鉄筋組立完了時 8月頃	臨場	8/26
"	"	" 杭番号④、⑤、⑥	鉄筋組立完了時 8月頃		
"	"	基準高さ、偏心量、 杭径、杭頭処理状況 杭番号①②③④⑤⑥	施工完了時 杭頭処理完了時 9月頃		
A2 橋台 場所打杭工

- 備考) 1 段階確認が良好の場合は、確認方法、実施年月日を記入する。
 2 段階確認において問題が生じた場合は、確認方法欄に手直し等の指示事項を記入すること
 3 確認方法欄は、監督員は「臨場」・「机上」、工事監督支援業務により確認した場合は「施工管理」と記入する。
 4 「臨場」確認の立会状況写真は、工事完了写真としての提出のみとし、本書への添付は必要ない。
 5 「机上」確認については、メールによる提出も可とする。
 6 工事完成後、記載内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。

上記について、実施しました。

専任監督員

施工状況把握報告書

工 事 名	〇〇〇〇工事				
路線等の名称	〇〇〇〇線				
工 事 場 所	〇〇市〇〇町〇〇地内				
請 負 者 名	〇〇建設(株)				
工 期	令和 2年 5月28日 ~ 令和 3年 3月 18日				
種 別	細 別	項 目	実施予定時期	確認方法 (臨場、施工管理)	実施 年月日
A1 橋台 場所打杭工	オールケー シング杭	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温 杭番号①、②	コンクリート打設時 10月頃	施工管理	10/23
〃	〃	〃 杭番号③、④	コンクリート打設時 10月頃	臨場	10/25
〃	〃	〃 杭番号⑤、⑥	コンクリート打設時 10月頃		
A2 橋台 場所打杭工	オールケー シング杭	〃 杭番号①、②	コンクリート打設時 10月頃	臨場	10/29
.....

- 備考) 1 施工状況把握が良好の場合は、確認方法、実施年月日を記入する。
 2 施工状況把握において問題が生じた場合は、確認方法欄に手直し等の指示事項を記入すること
 3 確認方法欄は、監督員は「臨場」、工事監督支援業務により確認した場合は「施工管理」と記入する。
 4 「臨場」確認の立会状況写真は、工事完了写真としての提出のみとし、本書への添付は必要ない。
 5 工事完成後、記載内容を確認のうえで、監督員は記名を行う。

上記について、実施しました。

専任監督員

1 3. 休日・夜間作業

- (1) 請負者から監督員に連絡（現道上の工事については通知）
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-44

以下、現道上の工事の場合

- (3) 工事打合簿により施工前までに通知

注意事項

- (1) 設計図書（特記仕様書）又は施工計画書にあらかじめ官公庁の休日に作業を行うと記載している場合は、連絡及び通知の必要はない。
- (2) 記載例は、[第2章 2-2 10. 工事打合簿（10-6 休日作業届）](#)を参照のこと。

1 4. 履行報告

- (1) 請負者から監督員へ報告
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-30
- (3) 毎月5日までに報告。（履行報告）詳しくは、注意事項を参照のこと。
- (4) 工事打合簿に添付して報告

注意事項

- (1) 請負者は、前月までの履行状況を、実施工程表により毎月5日までに報告する。
- (2) 報告は、工事着手の月から工事完成月の前月まで（例：3月20日工期の場合、2月末日までの実施工程表を3月5日までに報告するものが最終）
※ただし、最終月の報告については監督員との協議により省略することができる。
- (3) 実施工程表の記事欄には、変更契約及び工程に関わる事項が発生した日に、その内容を記載する。（例：条件変更確認通知、[工事協議書](#)、変更契約、工期延期、工程見直し（20%の差違））

15. 支給品・発生品

15-1. 支給品受領書

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-19
- (3) 支給品を受領した時。

15-2. 支給品精算書

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-19
- (3) 工事完成時に提出。(工事完了前に支給品の精算が可能である場合は、その時点)

15-3. 現場発生品届(現場発生品調書)

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-20
- (3) 監督員が指定した期日

注意事項

- (1) 監督員は、支給材料を用いる場合は設計図書に明記する。
- (2) 支給品の引き渡し場所、期日は設計図書又は監督員の指示による。
- (3) 監督員は、引き渡す支給品の状態を把握し、悪い状態で引き渡さない。
- (4) 設計図書に定められていない現場発生品が発生した場合
→ 請負者が監督員に通知し、監督員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品届を提出し、監督員の指定した期日、場所で引き渡す。
- (5) 監督員は、支給品、現場発生品について、物品(資産)管理を行う担当への報告を行うこと。

16. 事故報告

16-1. 事故発生報告書(記載例は p. 2-102へ)

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-36
- (3) 監督員が指示する期日までに。
- (4) 現場写真等の関係資料については、作成でき次第速やかに提出する。

16-2. 事故速報(記載例は p. 2-103)

- (1) 監督員から本庁主務課へ報告
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-36
- (3) 請負者からの事故報告を受け次第、速やかに提出する。

16-3. 事故報告書(記載例は p. 2-104)

- (1) 監督員から主務課を経由して管理部総務課へ報告
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-36
- (3) 請負者から提出のあった事故発生報告書を添付し、所属長の意見を記入後提出する。

注意事項

- (1) 事故が発生した場合、現場代理人は被災者の救助を最優先とする。また、事故発生の監督員への通報を迅速に行う。その後、事故発生報告書を作成する。
- (2) 監督員と現場代理人の連絡方法は、夜間・休日の場合も想定した上、工事着手前にあらかじめ打ち合わせておくこと。各事務所により連絡手段が異なるので、必ず確認すること。また、監督員は転勤時等に、各事務所での連絡手段を確認しておくこと。

事 故 発 生 報 告 書

令和 年 月 日

愛知県 所長 殿

請負者 住所
氏名
(名称及び代表者氏名)

下記のとおり事故が発生したので報告します。

記

- 1 発生年月日
- 2 被害者の氏名、住所
- 3 年令、職業
- 4 工事名
- 5 工期
- 6 請負代金額
- 7 事故の概要
- 8 人身障害、物損の程度

第一報は、電話等で行う。
被災者の安全を第一に行動すること！

※事故速報は「工事現場において発生した事故に関する事故速報等の取扱いについて」
(平成24年4月20日付け 24企総第58号)による。

様式1

事 故 速 報

年 月 日

発信者	所属		受信者	所属	〇〇 〇事務所〇〇課
	職氏名			職氏名	
事故	年月日	年 月 日 () 午前 時 天候			
発生	場所				
被害者	氏名・年齢				
	住所				
	職業				
請負者	会社名				
	及び				
	代表者名				
	所在地				
(請負者) 現場責任者	現場代理人		(企業庁) 現場責任者	監督員 職・氏名	
	住所及び氏名				
	主任技術者				
	住所及び氏名				
工事の概 要	工事名				
	工期	年 月 日～ 年 月 日			
	請負金額	¥ 円 (消費税含む)			
事故の概要					
人身傷害・物損の程度					
その他参考事項					

備考)所定欄に記載できないときは、別紙に必要事項を記入のうえ添付するものとする。

別紙様式

事故報告書

(○○○事務所)

事故発生年月日	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
工事名			
路線等の名称			
工事場所			
契約者			
契約日・工期	令和 年 月 日契約 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
請負金額	円		
工事の概要			
事故発生場所			
被害者 〔 氏名 住所 職名 〕			
事故の概要	休業日数が分かれば記入するとよい		
人身障害・物損の程度			
所属長の意見			
所轄警察署・労働基準監督署の見解			
事務所担当課・担当名・内線	課		内線

※ 添付書類として、設計書、図面、現場の状況がわかる写真等を添付すること。

例：工事概要資料、事故概要説明資料、事故経過説明資料、被災状況説明資料、施工方法説明資料、安全管理状況説明資料、再発防止策説明資料、その他参考資料

17. 部分使用

17-1. 部分使用について(協議)(様式第74)

- (1) 発注者から請負者へ提出
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-28
- (3) 部分使用が必要と判断された時点

17-2. 部分使用同意書(様式第75)

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 標準仕様書第1編 1-1-28
- (3) 部分使用について(協議)受理後

注意事項

- (1) 請負者は、部分使用に同意した場合、契約約款第35条及び標準仕様書1-1-28部分使用に基づき検査担当者による検査を受けなければならない。

18. 安全管理書類

工事中の安全確保は大変重要であるため、施工計画書に記載するとともに最新の関係法令や仕様書により、十分な安全管理を行う必要があり、その結果を記録したものが安全管理書類となる。

請負者は、安全管理書類を整理しておき、施工途中で監督員が、もしくは検査時に検査員が安全管理に関する資料の提示を求めた場合は応じなければならない。(全て提出不要)

19. 創意工夫

創意工夫に関する事項については、具体的な実施内容と方法、及びその効果や目的を施工計画書に記載し、事前に監督員の確認を受けること。また、施工中に追加して創意工夫を実施する場合についても、事前に監督員の確認を受けることとし、必要事項を報告すること。

実施状況の報告は様式のための報告とし、添付資料は必要により写真1枚程度とする。なお、監督員が詳細な内容に関する資料等を求めた場合は、提示しなければならない。

20. 工事記録

工事記録は具体的な作業内容について、日報等（任意様式）で記録すること。
なお、監督員から請求があった場合には、速やかに提示すること。

21. 交通誘導警備員の配置実績報告

交通誘導警備員の配置実績の報告を工事完成時に提出する。

なお、実績を証明する伝票等については、監督員から請求があった場合には、速やかに提示すること。

22. 大気汚染防止法(参考様式1、参考様式2)

(1) 解体等工事の請負者は石綿使用の有無について事前調査を実施し、発注者へ説明する。
(参考様式1)

(2) 事前調査の結果について、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する。(参考様式2)

(3) 解体等工事の事前調査の義務付けの詳細については愛知県建設局「大気汚染防止法の一部を改正する法律に係る対応について（令和3年7月28日）」及び愛知県建設局「大気汚染防止法による事前調査の報告義務化の対応について（令和4年3月8日）」によるものとする。

【参考様式1】

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(請負者) 住 所
商号又は名称
代表者氏名

大気汚染防止法第18条の15第1項の規定により、当該解体等工事の事前調査の結果等に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 説明内容 (施行規則第16条の7)

①調査を終了した年月日

②調査の方法

設計図書による確認

目視による調査

分析調査による確認

③調査を行った者の氏名及び資格

④事前調査の結果

当該解体等工事が特定工事^{※1}に該当しない

当該解体等工事が特定工事^{※1}に該当する(別添1による)

当該解体等工事が届出対象特定工事^{※2}に該当する(別添2による)

※1 特定工事とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

※2 届出対象特定工事とは、石綿を多量に発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿・石綿含有
保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う建設工事

[担当者名・連絡先等]

1 担 当 者 氏 名

2 会 社 名、部・課名

3 電 話 番 号

【別添1】

当該解体等工事が特定工事に該当する場合の説明内容

- ①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ②特定粉じん排出等作業の種類
- ③特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ④特定粉じん排出等作業の方法
- ⑤特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑥特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

法 18 条の 15
第 1 項
二 イ～ニ

規則 16 条の 8
(10 条の 4
第 2 項)

【別添2】

当該解体等工事が届出対象特定工事に該当する場合の説明内容

- ①特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ②特定粉じん排出等作業の種類
- ③特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ④特定粉じん排出等作業の方法
- ⑤④に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
- ⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑧特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑨下請負人が特定粉じん排出作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

法 18 条の 15
第 1 項
二 イ～ニ
三 ロ

規則 16 条の 7
(10 条の 4
第 2 項
一～四)

【参考様式2】

大気汚染防止法第18条の15第1項による事前調査結果について

大気汚染防止法第18条の15第1項による事前調査結果を同法同条第5項の規定により
掲示します。(施行規則第16条の10)

(請負者) 住 所 :
名 称 :
代表者氏名 :

1. 事前調査を行った者
2. 事前調査を終了した年月日
3. 事前調査の方法
4. 事前調査の結果

当該解体等工事が特定工事に該当する

(特定建築材料の種類 :)

当該解体等工事が届出対象特定工事に該当する

(特定建築材料の種類 :)

当該解体等工事が特定工事に該当しない

用紙サイズ : JIS A 列3番の用紙に相当する、長さ42.0センチメートル、幅29.7センチメートル以上又は
長さ29.7センチメートル、幅42.0センチメートル以上
(施行規則第16条の9)
文字の大きさに規定はないが、公衆に見やすいように配慮すること

2.3. 完了通知(様式第85)

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 契約約款第33条、標準仕様書第1編1-1-25
- (3) 注意事項を参照のこと。

注意事項

- (1) **完了通知**を提出する時は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが条件となる。
 - ① 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。
 - ② 監督員の請求した改造が完了していること。
 - ③ 設計図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備が全て完了していること。
 - ④ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- **完了通知受理**後、検査を受け、引き渡しとなる。検査の流れについては、第4章検査関係 p. 4-1 を参照のこと。

様式第85 (第40条関係)

完 了 通 知		
工 事 名 称		
路線等の名称 (地 区)		
工 事 場 所		
<p style="text-align: center;">工 事 が 完 了 し た 年 月 日 を 記 入。</p> <p>上記工事は、 年 月 日に完了しました。</p> <p>なお、検査に合格したときは、県が合格の通知をした日をもって 工事的目的物を引渡します。</p>		<p style="text-align: center;">契 約 者 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: center;">[名称及び 代表者名]</p>
<p style="text-align: center;">契 約 金 額</p> <p style="text-align: center;">工 期</p>		<p style="text-align: center;">完 了 報 告</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p style="text-align: center;">契 約 金 額</p>		<p style="text-align: center;">着 手</p>
<p style="text-align: center;">工 事 場 所</p>		<p style="text-align: center;">完 了</p>
<p style="text-align: center;">工 業 庁 長 殿 (所 長)</p>		<p style="text-align: center;">工 業 庁 長 殿</p> <p style="text-align: center;">所 長</p>
<p style="text-align: center;">工 事 が 完 了 し た 年 月 日 を 記 入。</p> <p>上記工事は、 年 月 日に完了しました。</p> <p>なお、検査に合格したときは、県が合格の通知をした日をもって 工事的目的物を引渡します。</p>		
<p>左記のとおり、完了を認めます。 (添付書類) 工事成績評定書</p>		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 契約者は、正副各1部を提出すること。

2.4. 請求書(様式第102、103)

○ 愛知県企業庁は課税対象となる「地方公営企業会計」です。愛知県企業庁へ請求する場合は次項を参考にインボイス制度対応の適格請求書を提出すること。

- (1) 請負者から発注者へ提出
- (2) 契約約款第34条

参考 「一般会計」はインボイス対応不要。

一般会計にかかる事業は、消費税法上、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす特例が認められているため、消費税の申告義務が免除されている(消費税法第60条第6項)。また、適格請求書発行事業者として登録された後も消費税の申告義務は免除されるため、一般会計についてはインボイスの対応は不要。

様式第102 (第62条関係)

＜ 「適格請求書必要事項」 の記入書式 ＞

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">部 分 払 請 求 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p>																										
<p>愛知県公営企業管理者 企 業 庁 長 殿 (所 長)</p>																										
<p style="text-align: right;">契約者 住所 氏名 〔名称及び〕 代表者名 登録番号</p>																										
<p>下記のとおり請求します。</p>																										
<p>記</p>																										
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">億</td> <td style="padding: 2px 5px;">千万</td> <td style="padding: 2px 5px;">百万</td> <td style="padding: 2px 5px;">拾万</td> <td style="padding: 2px 5px;">万</td> <td style="padding: 2px 5px;">千</td> <td style="padding: 2px 5px;">百</td> <td style="padding: 2px 5px;">拾</td> <td style="padding: 2px 5px;">円</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>									億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円									
億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円																		
<p>ただし、下記工事の出来形 パーセントに対する契約代金の第 回部分払金。</p>																										
<p>1. 工 事 名 _____</p>																										
<p>2. 路線等の名称 (地 区) _____</p>																										
<p>3. 工 事 場 所 _____</p>																										
<p>4. 契約締結年月日 年 月 日</p>																										
<p>5. 契 約 金 額 金 円</p>																										
<p>6. 支 払 方 法</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px; text-align: center;">口座 振替</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">銀行</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">支店</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">当座、普通</td> <td style="padding: 5px;">第 番</td> </tr> </table>									口座 振替	銀行	支店	当座、普通	第 番													
口座 振替	銀行	支店																								
	当座、普通	第 番																								

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 金額の数字は、アラビア数字を用い頭に「金」を記入のこと。
- 3 訂正又は抹消した箇所には、押印すること。

< 「適格請求書必要事項」 の記入例 >

様式第102のつづき

請求金額内訳書						
契約金額		金 円		前 払 金	年 月 日	
				受 領		
回数		出 来 形	出 来 形 対 する	部 分 払	出 来 形 に 応 じ た	部 分 払 額
		パーセント	9 / 10 の 金 額	受 領 済 額	前 払 金 額	今 回 請 求 額
		%	円	円	円	円

○ 消費税対象及び消費税額等

回 数	消費税及び地方消費税 10%対象	消費税及び地方消費税の額
計		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第103 (第63条関係)

＜「適格請求書必要事項」の記入書式＞

請 求 書														
								年	月	日				
愛知県公営企業管理者 企業庁長 殿 (所 長)														
契約者 住所 氏名 [名称及び 代表者名] 登録番号														
下記のとおり請求します。														
記														
拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円					
消費税及び地方消費税 10%対象 _____ 円 (消費税及び地方消費税の額 _____ 円)														
ただし、下記工事の契約代金														
1. 工 事 名 _____														
2. 路線等の名称 (地 区) _____														
3. 工 事 場 所 _____														
4. 契約締結年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日														
5. 契 約 金 額 金 _____ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円)														
6. 受 領 済 内 訳 裏 面														
7. 支 払 方 法														
<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">口座 振替</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">銀行</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">支店</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当座、普通 第</td> <td style="text-align: center;">番</td> </tr> </table>										口座 振替	銀行	支店	当座、普通 第	番
口座 振替	銀行	支店												
	当座、普通 第	番												

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 金額の数字は、アラビア数字を用い頭に「金」を記入のこと。
 - 3 訂正又は抹消した箇所には、押印すること。

< 「適格請求書必要事項」の記入例 >

様式第103のつづき

前 払 金 額	金 円	年 月 日
第 回部分払金額	金 円	年 月 日
第 回 "	金 円	年 月 日
第 回 "	金 円	年 月 日
第 回 "	金 円	年 月 日
第 回 "	金 円	年 月 日
第 回 "	金 円	年 月 日
第 回 "	金 円	年 月 日
受 領 済 額 計	金 円	

○ 直近の部分払請求書に記載された消費税対象及び消費税額等

回数	消費税及び地方消費税 10%対象	消費税及び地方消費税の額
計		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

前項の部分払請求書（様式 102 つづき）の消費税対象及び消費税額等に記載する額を記入
（直近のものに限る）

参考 建設リサイクル法関係書類

1. 説明書

説明書は、落札者決定後、特約事項、別表を添付して発注者へ提出する。説明書の記載例は、p. 2-118 のとおり。具体的な注意事項、契約後の事務の流れは、[第6章 6-24 公共工事に係る建設リサイクル法事務取扱要領](#)を参照のこと。

これらの書類は、建設リサイクル法により提出が義務づけられている。

- (1) 添付様式 別表3 分別解体等の計画等
- (2) 添付様式 様式3 特記事項

注意事項

- (1) 発注者は、建設リサイクル法の対象工事である場合、特記仕様書にその旨を明示しておく。
- (2) 監督員は、説明書を受け取った後、記載内容（特記事項、別表3を含めて）を確認する。
- (3) 説明書の記載内容（特記事項、別表3を含めて）確認後、契約担当課へ提出する。
- (4) 契約担当課は、特記事項を契約書に添付し、契約を締結する。

説明書

令和 2年 10月 14日

愛知県〇〇事務所長 殿

住 所 愛知県△△市□□町9-99
商号又は名称 株式会社 ××建設
代 表 者 氏 名 代表取締役社長 ×× 太郎

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

- 1 工 事 名 中小河川改良工事
- 2 路線等の名称 一級河川 〇〇川
- 3 工 事 場 所 愛知県△△市××町地内
- 4 工 期 工事着手予定日 △△年 △△月 △△日
工事完了予定日 △△年 △△月 △△日
※実際に現場に着手する日及び工事が完了する日を記載すること

5 添付資料

- ① 別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）
 - 別表1（建築物に係る解体工事）
 - 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
 - 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
- ② 特記事項（様式1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）
 - 様式1（建築物に係る解体工事）
 - 様式2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
 - 様式3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
- ③ その他（添付する場合）
 - （ ）

[担当者名・連絡先等]

- 1 担当者氏名 ×× 一郎
- 2 会社名、部・課名 ××建設事業部
- 3 電話番号 0569-99-9999

別表3

(A4)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)
分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	■鉄筋コンクリート造 □その他()		
工事の種類	■新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 ■アスファルト・コンクリート □木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年 その他()	
	周辺状況	周辺にある施設 ■住宅 ■商業施設 □学校 □病院 □その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 ■十分 □不十分 その他()	
	搬出経路	障害物 □有() ■無 前面道路の幅員 約____m 通学路 □有 □無 その他()	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	□有() ■無	
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	□有 特定建設資材への付着(□有 □無) □ 飛散性石綿(特定建設資材に吹付けられた石綿等) □ 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) □ 石綿含有建材(石綿含有ビニル床タイル等) □ 石綿含有建材(スレート・カラーベスト等) □ その他() ■無
その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ■有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	■上の工程における⑤→④→③の順序 □その他() その他の場合の理由()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トﾝ		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	使用部分又は発生が見込まれる部分(注)
		■コンクリート塊	■① ■② ■③ ■④ □⑤ □⑥ トﾝ
		■アスファルト・コンクリート塊	■① □② ■③ □④ □⑤ □⑥ トﾝ
		□建設発生木材	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥ トﾝ
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

様式3 (記載例)

特記事項

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等) の場合)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第13条第1項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 (平成14年国土交通省令第17号) 第4条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

1、分別解体の方法

工程ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

注) 該当する項目の□にチェックマークを記入する。

2、解体工事に要する費用 (直接工事費) ○○ 円 (税抜き)

3、再資源化等をするための施設の名称及び所在地 裏面の通り

4、特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(直接工事費) ○○ 円 (税抜き)